

世田谷区地域防災計画

[令和3年修正]

資 料 編

(案)

世田谷区防災会議

目次

【震災編】

第1部 総則

〔資料第1〕 用途別建築物数（棟数）一覧	1
〔資料第2〕 橋梁現況	2
〔資料第3〕 世田谷区内の急傾斜地	2
〔資料第4〕 交通施設の現況（鉄道事業者）	3
〔資料第5〕 気象庁震度階級関連解説表（震度5弱以上）	4
〔資料第6〕 首都直下地震による東京の被害想定（抜粋）	6
〔資料第7〕 南海トラフ巨大地震による東京の被害想定（抜粋）	8
〔資料第8〕 首都直下地震の震度分布図	10
〔資料第9〕 地震に関する地域危険度調査（建物倒壊危険度ランク図）	11
〔資料第10〕 地震に関する地域危険度調査（火災危険度ランク図）	12
〔資料第11〕 地震に関する地域危険度調査（総合危険度ランク図）	13
〔資料第12〕 地震に関する地域危険度調査（総合危険度ランク図・世田谷区版）	14

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

〔資料第13〕 避難所運営訓練・防災教室実施回数	15
〔資料第14〕 防災区民組織一覧	16
〔資料第15〕 防災区民組織結成現況	21
〔資料第16〕 防災区民組織の育成に関する要綱	22
〔資料第17〕 防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱	24
〔資料第18〕 世田谷区区民防災会議規約	31
〔資料第19〕 東京都防災ボランティア等一覧	35
〔資料第20〕 ボランティア体制図	37

第3章 安全な都市づくりの実現

〔資料第21〕 文化財の現況	38
〔資料第22〕 世田谷区街路消火器設置要綱	43
〔資料第23〕 街路消火器の設置現況	45
〔資料第24〕 世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱	46
〔資料第25〕 応急給水資機材配置場所一覧	48

〔資料第26〕 消防車両等の内訳	50
〔資料第27〕 消防水利	50

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

〔資料第28〕 緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）	51
〔資料第29〕 大震災発生時における交通規制（東京都）	70

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

〔資料第30〕 災害時臨時離着陸場候補地一覧	71
〔資料第31〕 各機関における情報連絡体制一覧	73
〔資料第32〕 消防団格納庫一覧	74
〔資料第33〕 世田谷区災害対策本部条例	76
〔資料第34〕 世田谷区災害対策本部条例施行規則	77
〔資料第35〕 世田谷区災害対策本部運営要綱	89
〔資料第36〕 世田谷区災害等に対する職員の警戒待機に関する規程	94
〔資料第37〕 応援要請シート（区市町村）	96
〔資料第38〕 応援職員等名簿	97
〔資料第39〕 受援状況報告書（区市町村）	98

第6章 情報通信の確保

〔資料第40〕 世田谷区の災害時電話設備一覧	99
〔資料第41〕 世田谷区防災行政無線通信回線系統図	100
〔資料第42〕 世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程	101
〔資料第43〕 世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程実施要綱	103
〔資料第44〕 世田谷区防災行政無線（固定系）防災無線塔一覧	105
〔資料第45〕 世田谷区地域系防災行政無線呼出番号一覧	108
〔資料第46〕 連絡責任者一覧	121
〔資料第47〕 高所カメラ設備一覧	123

第7章 医療救護等対策

〔資料第48〕 災害拠点病院・災害拠点連携病院・医療救護所・緊急医療救護所・福祉避難所（母子）一覧	124
〔資料第49〕 世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱	126
〔資料第50〕 医療救護所用災害医療セット	127
〔資料第51〕 医療救護所用その他医療物品	129
〔資料第52〕 災害用歯科医療セット	130

〔資料第53〕 緊急医療救護所用医薬品一覧	132
〔資料第54〕 緊急医療救護所用医療器具一覧	134
〔資料第55〕 避難所用応急救急セット	135
〔資料第56〕 遺体収容所一覧	136

第8章 帰宅困難者対策

〔資料第57〕 帰宅困難者のための支援施設	137
〔資料第58〕 帰宅困難者支援施設一覧	138
〔資料第59〕 災害時帰宅支援ステーション一覧	139
〔資料第60〕 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考 え方	141
〔資料第61〕 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運 営の準備（平常時）	143

第9章 避難者対策

〔資料第62〕 指定避難所一覧（対象区域別編）	146
〔資料第63〕 予備避難所一覧	154
〔資料第64〕 福祉避難所一覧	156
〔資料第65〕 一時集合所種類別一覧	160
〔資料第66〕 一時集合所一覧	161
〔資料第67〕 広域避難場所一覧	167
〔資料第68〕 避難所用感染症対策セット	169
〔資料第69〕 指定緊急避難場所一覧	170
〔資料第70〕 指定避難所一覧（面積・人数算定）	172

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

〔資料第71〕 食料の備蓄状況	176
〔資料第72〕 食料の主な調達先	177
〔資料第73〕 生活必需品の主な調達先	177
〔資料第74〕 基本備蓄物品	178
〔資料第75〕 避難所用防災倉庫備蓄一覧（標準版）	180
〔資料第76〕 広域用防災倉庫備蓄物品一覧	182
〔資料第77〕 給水拠点一覧	188
〔資料第78〕 区有井戸一覧	189
〔資料第79〕 震災対策用井戸数と選定基準	189
〔資料第80〕 世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱	190

〔資料第81〕 世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱	192
〔資料第82〕 浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量一覧	194
〔資料第83〕 指定避難所内受水槽容量一覧	195
〔資料第84〕 広域用防災倉庫一覧	196
〔資料第85〕 庁有車両一覧	197

第12章 住民の生活の早期再建

〔資料第86〕 世田谷区災害義援金要綱	198
〔資料第87〕 マンホールトイレ整備実績一覧	200
〔資料第88〕 被害程度の認定基準	202
〔資料第89〕 区市町村被害概数情報	205
〔資料第90〕 激甚災害制度について	206
〔資料第91〕 世田谷区災害対策基金条例	213
〔資料第92〕 世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱	214
〔資料第93〕 東京都被災宅地危険度判定実施要綱	217
〔資料第94〕 り災証明書・り災届出書兼証明書	220
〔資料第95〕 り災証明書発行事務取扱要綱	223
〔資料第96〕 がれき仮置場一覧	225
〔資料第97〕 災害救助法適用の流れ	226
〔資料第98〕 災害弔慰金の支給等に関する条例	227
〔資料第99〕 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	234
〔資料第100〕 被災者生活再建支援法による支援金の概要	238
〔資料第101〕 災害援護資金	239
〔資料第102〕 応急小口資金	240
〔資料第103〕 生活福祉資金	240
〔資料第104〕 災害時における中小企業融資等一覧	241
〔資料第105〕 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	243

第4部 南海トラフ地震等防災対策

〔資料第106〕 東海地震に関連する情報	249
〔資料第107〕 東海地震の震度分布予想図	250

【風水害編】

第2部 災害予防計画

〔資料第108〕 土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	251
---	-----

〔資料第109〕 浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	253
〔資料第110①〕 多摩川洪水浸水想定区域図（計画規模）	257
〔資料第110②〕 多摩川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）	258
〔資料第110③〕 多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	259
〔資料第110④〕 多摩川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））	260
〔資料第110⑤〕 多摩川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））	261
〔資料第111〕 多摩川水系野川、仙川、谷沢川、丸子川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	262
〔資料第112〕 城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）	263
〔資料第113〕 世田谷区建築物浸水予防対策要綱	264
〔資料第114〕 世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱	266
〔資料第115〕 世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱	273
〔資料第116〕 水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表	276
〔資料第117〕 水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）	277

第3部 災害応急・復旧対策計画

〔資料第118〕 水防本部・地域水防本部防災行政無線一覧	278
〔資料第119〕 大雨及び洪水警報・注意報基準	279
〔資料第120〕 洪水予報伝達系統図・連絡先（国管理河川）	281
〔資料第121〕 洪水予報伝達系統図・連絡先（都管理河川）	282
〔資料第122〕 水防警報伝達系統図・連絡先	283
〔資料第123〕 水門・陸閘等の一覧	284

【富士山等噴火降灰対策編】

〔資料第124〕 日本における過去噴火一覧	286
〔資料第125〕 火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山	287

【法令、規則関係等】

〔資料第126〕 世田谷区災害対策条例	289
〔資料第127〕 世田谷区災害対策条例施行規則	296
〔資料第128〕 世田谷区防災会議条例	298
〔資料第129〕 世田谷区防災会議運営規程	300
〔資料第130〕 世田谷区災害対策協議会設置要綱	301
〔資料第131〕 災害対策基本法（抜粋）	302

〔資料第132〕 災害対策基本法施行令（抜粋）	323
〔資料第133〕 東京都帰宅困難者対策条例	328
〔資料第134〕 災害救助法（抜粋）	332
〔資料第135〕 災害救助法施行令（抜粋）	335
〔資料第136〕 災害救助法施行細則（抜粋）	338
〔資料第137〕 激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律	339
〔資料第138〕 被災者生活再建支援法（抜粋）	345
〔資料第139〕 被災者生活再建支援法施行令（抜粋）	347
〔資料第140〕 水防法（抜粋）	348
〔資料第141〕 水防法施行規則（抜粋）	356
〔資料第142〕 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）	359
〔資料第143〕 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例	364
〔資料第144〕 震災対策における都・区間の役割分担	366

【協定】

〔資料第145〕 協力協定・覚書等一覧	367
---------------------	-----

自治体間相互応援協定

〔資料協定第1・2〕 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 同実施細目（東京23区）	377
〔資料協定第3〕 災害時における城南5区相互応援協定書（城南5区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区））	392
〔資料協定第4〕 災害時における相互応援協定書（調布市）	394
〔資料協定第5・6〕 災害時における相互援助協定書 同実施細目（狛江市）	396
〔資料協定第7・8〕 災害時における相互援助協定書 同実施細目（群馬県川場村）	399
〔資料協定第9〕 大規模災害時における相互応援協定書（熊谷市）	402
〔資料協定第10〕 大規模災害時における相互応援協定書（つくば市）	404
〔資料協定第11〕 大規模災害時における世田谷区と十日町市との相互応援に関する協定（十日町市）	406
〔資料協定第12〕 大規模災害時における世田谷区と高崎市との相互応援に関する協定（高崎市）	409
〔資料協定第13〕 災害時における相互応援協定書（三鷹市）	411
〔資料協定第14〕 大規模災害時における相互応援協定書（小山市）	413
〔資料協定第15〕 大規模災害時における相互応援協定書（松本市）	415
〔資料協定第16〕 災害廃棄物の共同処理等に関する協定（東京二十三区清掃一部事務組合）	

行政機関相互応援

- 〔資料協定第17〕 震災時交通遮断ゲートに関する協定（世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署） 421
- 〔資料協定第18〕 一般国道246号二子玉川ランプの使用に関する覚書（国土交通省関東地方整備局東京国道事務所） 422
- 〔資料協定第19〕 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局南部下水道事務所） 424
- 〔資料協定第20〕 災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書（東京都下水道局南部下水道事務所） 426
- 〔資料協定第21〕 災害時における遺体安置所に関する協定（世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署、成城警察署） 428
- 〔資料協定第22〕 非常通信の運用に関する協定書（世田谷消防署） 431
- 〔資料協定第23〕 大震災発生時の警視庁世田谷警察署代替施設としての世田谷区立スカイキャロット展望ロビーの利用に関する協定書（世田谷警察署） 433
- 〔資料協定第24〕 世田谷区災害時要援護者名簿に関する協定書（世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署） 435
- 〔資料協定第25〕 災害時の情報交換に関する協定書（関東地方整備局） 437

物資の供給（水・食糧・生活必需品等）

- 〔資料協定第26・27〕 災害時における応急物資の優先供給及び被災者支援に関する協定書 同実施細目（世田谷区商店街連合会） 439
- 〔資料協定第28〕 災害時における米穀供給に関する協力協定（東京都米穀小売商業組合世田谷支部） 443
- 〔資料協定第29〕 給水施設の維持管理及び運用に関する協定 同実施細目（東京都水道局南部支所、区立葎根公園内給水施設、都立祖師谷公園内給水施設、区立中町二丁目公園内給水施設、区立こどものひろば公園内） 445
- 〔資料協定第30〕 災害時における井戸、貯水槽又は浴場の使用に関する協力協定（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合世田谷支部） 447
- 〔資料協定第31〕 災害時における飲料の提供協力に関する協定書（株式会社ジャパンビバレッジ東京、サントリービバレッジソリューション株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社） 448
- 〔資料協定第32〕 災害時における燃料等の供給に関する協力協定（東京都石油商業組合世田谷支部） 450
- 〔資料協定第33・34〕 災害時における燃料供給等の協力に関する協定書 同実施細目（株式

会社コヤマドライビングスクール二子玉川校)	452
〔資料協定第35〕 災害時における灯油等燃料類供給に関する協力協定（世田谷燃料組合睦会、玉川燃料組合)	456
〔資料協定第36〕 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定（一般社団法人東京都エルピーガス協会山ノ手支部)	458
〔資料協定第37〕 災害時における自転車等の供給に関する協力協定（東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会)	460
〔資料協定第38〕 災害時における介護用品等の供給に関する協定（フランスベッド株式会社)	462
〔資料協定第39〕 災害時等における食料品等の提供に関する協定書（大塚食品株式会社、大塚製薬株式会社)	464
〔資料協定第40〕 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書（特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク)	467
〔資料協定第41〕 災害時における輸送業務等の協力に関する協定（ヤマト運輸株式会社)	469
〔資料協定第42〕 災害時における協力態勢に関する協定書（宍戸コンクリート工業株式会社)	472

医薬品の供給

〔資料協定第43〕 災害発生時における医薬品等の提供に関する協定書（アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、株式会社バイタルネット、株式会社マルタケ、株式会社メディセオ、東邦薬品株式会社)	474
〔資料協定第44〕 災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書（佐藤商事株式会社)	476

医療・施術の提供

〔資料協定第45〕 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人世田谷区医師会、一般社団法人玉川医師会)	478
〔資料協定第46〕 災害時の医療救護活動についての協定書（世田谷区薬剤師会)	481
〔資料協定第47〕 災害時ボランティアドクター制度に関する覚書（一般社団法人玉川医師会、玉川消防署)	484
〔資料協定第48〕 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会、公益社団法人東京都玉川歯科医師会)	486
〔資料協定第49〕 災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定（世田谷区鍼灸師会)	489
〔資料協定第50〕 災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定（公益社団法人	

世田谷区柔道整復師会)	490
〔資料協定第51〕 災害時の動物救護活動についての協定書 (公益社団法人 東京都獣医師会世田谷支部)	492
〔資料協定第52〕 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書 (国立研究開発法人国立成育医療研究センター、公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会)	494

役務・サービスの提供

〔資料協定第53〕 災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定 (一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合、一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合、一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合)	496
〔資料協定第54〕 災害時における応急対策業務に関する協定書 (一般社団法人 世田谷造園協力会)	498
〔資料協定第55〕 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定 (世田谷建設協同組合)	500
〔資料協定第56〕 災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定 (東京都自動車整備振興会世田谷支部)	502
〔資料協定第57〕 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定 (一般社団法人 東京都トラック協会世田谷支部)	504
〔資料協定第58〕 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書 (赤帽首都圏軽自動車運送協同組合)	506
〔資料協定第59〕 災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書 (アカギヘリコプター株式会社)	508
〔資料協定第60・61〕 災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書 同実施細目 (アマチュア無線クラブ三文字クラブ)	510
〔資料協定第62〕 災害時における情報提供協力等に関する協定書 (世田谷新聞販売同業組合)	514
〔資料協定第63〕 災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定 (株式会社ジェイコム東京 世田谷局、株式会社ジェイコム東京調布局、イツ・コミュニケーションズ株式会社)	516
〔資料協定第64〕 災害時における支援協定書 (特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン)	518
〔資料協定第65〕 災害時における被災要介護者等への援助に関する協定 (世田谷区介護サービスネットワーク (介護事業者連絡会))	520
〔資料協定第66〕 災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定 (特定非営利活動法人世	

田谷区聴覚障害者協会) ……………	522
[資料協定第67] 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(社会福祉法人 世田谷ボランティア協会) ……………	524
[資料協定第68] 災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定(一般社団法人日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区) ……………	526
[資料協定第69] 災害時における法律相談に関する協定(世田谷区法曹会) ……………	528
[資料協定第70] 災害時における理容活動に関する協定書(東京都理容生活衛生同業組合 世田谷支部) ……………	530
[資料協定第71] 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定(株式会社東京設備、東京清掃株式会社、環境保全株式会社、日本衛生興業株式会社、日本環境衛生工業株式会社、有限会社丸一衛生興業、) ……………	532
[資料協定第72] 災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定(東京都管工事工業協同組合) ……………	535
[資料協定第73] 災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書(世田谷害虫防除協同組合) ……………	537
[資料協定第74] 災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書(一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会) ……………	538
[資料協定第75] 災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定(富士通ネットワークソリューションズ株式会社) ……………	540
[資料協定第76] 多摩川増水時における避難者の移送に関する協定書(国際自動車株式会社世田谷、荏原交通株式会社) ……………	542
[資料協定第77] 災害時における協力態勢に関する協定書(株式会社世田谷サービス公社) ……………	545
[資料協定第78] 災害時における活動等に関する協定書(社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会) ……………	547
[資料協定第79] 災害時における被災者への支援活動に関する協定(社会福祉法人 世田谷ボランティア協会) ……………	549
[資料協定第80] 災害時における衛星画像の提供に関する協定書(日本スペースイメージング株式会社) ……………	551
[資料協定第81] 災害時における情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社) ……………	553
[資料協定第82] 行政告知放送の送信に関する覚書(株式会社ジェイコム東京) ……	555
[資料協定第83] ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書(イツツ・コミュニケーションズ株式会社) ……………	559
[資料協定第84] 震災時の避難所の応急対策業務等に関する協定(東京都世田谷塗装工業会) ……………	562
[資料協定第85] 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定(世田谷リサイクル協	

同組合)	564
[資料協定第86] 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 同実施細目 (株式会社ゼンリン)	566
[資料協定第87・88] 災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 同実施細目 (東京世田谷電設工業協同組合)	570
[資料協定第89] 災害時における小型無人航空機 (ドローン) による情報収集に関する協定書 (特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン)	573
[資料協定第90] 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書 (一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会)	575
[資料協定第91] 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 (一般財団法人 東京環境保全協会)	577
[資料協定第92] 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 (東京廃棄物事業協同組合)	581
[資料協定第93] 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 (株式会社 京葉興業)	585
[資料協定第94] 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 (株式会社 太陽油化)	589
[資料協定第95] 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定 (東京廃棄物事業協同組合)	593
[資料協定第96] 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定 (一般財団法人 東京環境保全協会)	597
[資料協定第97] 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 (一般財団法人 東京都中小建設業協会)	601
[資料協定第98] 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 (一般財団法人 東京都産業資源循環協会)	605

施設・用地の提供 (大学・高校等)

[資料協定第99] 災害時における協力体制に関する協定書 (駒澤大学、日本大学文理学部、学校法人 産業能率大学、日本大学商学部、日本体育大学、学校法人成城学園、学校法人多摩美術大学)	609
[資料協定第100] 災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目 (学校法人 昭和女子大学)	612
[資料協定第101] 災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目 (学校法人 国士舘大学)	614
[資料協定第102] 災害時における協力体制に関する協定書 (東京農業大学)	616
[資料協定第103・104] 災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目 (株式会社	

ティップネス喜多見店)	618
〔資料協定第105〕 災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目 (学校法人 二階堂学園)	622
〔資料協定第106〕 洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書 (学校法人 聖ドミニコ学園)	624
〔資料協定第107〕 避難所施設利用に関する協定書 (都立世田谷泉高等学校、都立桜町高等学校、都立千歳丘高等学校、都立深沢高等学校、都立松原高等学校、都立園芸高等学校)	626
〔資料協定第108〕 避難所施設利用に関する協定書 同実施細目 (都立芦花高等学校、都立総合工科高等学校、都立世田谷総合高校)	628
〔資料協定第109〕 避難所施設利用に関する協定書 (国立大学法人筑波大学)	630
〔資料協定第110〕 避難所施設利用に関する協定書 (国立大学法人東京学芸大学) ..	632
〔資料協定第111〕 避難所施設利用に関する協定書 (東京都市大学)	634
〔資料協定第112〕 避難所施設利用に関する協定 同実施細目 (学校法人世田谷学園)	636
〔資料協定第113〕 避難所施設利用に関する協定 同実施細目 (学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校、学校法人 二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校、学校法人 日本学園、日本大学櫻丘高等学校、学校法人 松蔭学園、学校法人 駒場学園、学校法人 大東学園、学校法人 調布学園、駒澤大学高等学校)	638
〔資料協定第114〕 避難所施設利用に関する協定 同実施細目 (専修学校 日本菓子専門学校)	641
〔資料協定第115〕 避難所施設利用に関する協定 同実施細目 (学校法人 国際聖マリア学園セント・メリーズ・インターナショナル・スクール)	643
〔資料協定第116〕 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 (都立光明学園、都立青鳥特別支援学校、都立久我山青光学園)	645
〔資料協定第117〕 指定緊急避難場所当施設利用に関する協定 (東京都市大学)	647
〔資料協定第118〕 指定緊急避難場所当施設利用に関する協定 (都立園芸高校)	651
〔資料協定第119〕 避難所の開設に関する協定 (三田国際学園中学校・高等学校) ..	655
〔資料協定第120〕 避難所の開設に関する協定 (佼成学園女子中学高等学校)	657
〔資料協定第121〕 避難所の開設に関する協定 (目黒星美学園中学高等学校)	659
〔資料協定第122〕 避難所の開設に関する協定 (玉川聖学院中等部・高等部)	661
〔資料協定第123〕 災害時における協力等に関する協定 (世田谷ボランティア協会、日本体育大学)	663
〔資料協定第124〕 学校法人東邦大学と世田谷区の連携・協力に関する協定書 (東邦大学)	665

〔資料協定第125〕 災害時における協力等に関する協定（学校法人国士舘、世田谷ボランティア協会）	666
〔資料協定第126〕 災害時における協力等に関する協定（学校法人昭和女子大学、世田谷ボランティア協会）	668
〔資料協定第127〕 災害時における協力等に関する協定（学校法人二階堂学園、世田谷ボランティア協会）	670
〔資料協定第128〕 災害時における協力等に関する協定（日本大学商学部、世田谷ボランティア協会）	672

施設・用地の提供（民間・社福等）

〔資料協定第129〕 災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定（社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団、社会福祉法人 正吉福祉会、社会福祉法人 老後を幸せにする会、社会福祉法人 南山会、社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団、社会福祉法人 東京有隣会、社会福祉法人 康和会、社会福祉法人 古木会、社会福祉法人 友愛十字会、社会福祉法人 敬心福祉会、社会福祉法人 奉優会、社会福祉法人 敬寿会、社会福祉法人 寿心会、社会福祉法人 大三島育徳会、社会福祉法人 泉会、社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会、社会福祉法人 武蔵野会、社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会、社会福祉法人 せたがや檜の木会、特定非営利活動法人 ワーカーズコープ、公益財団法人 世田谷区保健センター、社会福祉法人 七日会、株式会社東急イーライフデザイン、株式会社アライブメディケア、特定非営利活動法人 せたがや白梅、社会福祉法人 世田谷ボランティア協会、株式会社ツクイ、社会福祉法人 嬉泉、社会福祉法人 はる、社会福祉法人 藍、トラストガーデン株式会社、株式会社ニチイケアパレス、社会福祉法人 緑風会、株式会社ベネッセスタイルケア、三井住友海上ケアネット株式会社、株式会社ジヴィエク、株式会社サンケイビルウェルケア、シマダリビングパートナーズ株式会社、社会福祉法人 青藍会、東急ウェルネス株式会社、NPO法人はあとせたがや、社会福祉法人 楽晴会、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション、社会福祉法人 恵神会、一般財団法人 脳神経疾患研究所、社会福祉法人 常盤会、社会福祉法人 ケアネット、社会福祉法人 緑樹会、社会福祉法人 南東北福祉事業団、社会福祉法人 さわやか会、社会福祉法人 いたるセンター）	674
〔資料協定第130〕 災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定（東京中央農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合）	680
〔資料協定第131・132〕 災害時における応急対策業務に関する協定書 同実施細目（世田	

谷区建設団体防災協議会) ……………	682
〔資料協定第133〕 災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書(日本郵便株式会社、世田谷郵便局、千歳郵便局、成城郵便局、玉川郵便局、エリアマネジメント局西南部地区連絡会) ……………	686
〔資料協定第134〕 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(日本郵便株式会社、世田谷郵便局) ……………	689
〔資料協定第135〕 避難所施設利用に関する協定書(日本郵政株式会社 宿泊事業部) ……………	691
〔資料協定第136・137〕 避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定 同実施細目(宗教法人 北澤八幡神社、代沢中町会) ……………	693
〔資料協定第138〕 災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書(公益財団法人せたがや文化財団) ……………	697
〔資料協定第139〕 災害時における世田谷区立世田谷文化生活情報センターの利用に関する覚書(公益財団法人せたがや文化財団) ……………	699
〔資料協定第140〕 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書(東洋ドライループ株式会社) ……………	701
〔資料協定第141〕 災害時の協力態勢に関する協定書(東京中央農業協同組合) ……	703
〔資料協定第142〕 災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定(社会福祉法人 東京育成園) ……………	705
〔資料協定第143〕 水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書(宗教法人 氷川神社) ……………	707
〔資料協定第144〕 災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目(株式会社ルネサンス) ……………	709
〔資料協定第145〕 災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書(二子玉川ライズ協議会) ……………	711

要援護者支援(町会・自治会)

〔資料協定第146〕 避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)(鎌田南睦会、八幡山町会、北沢4丁目町会、奥沢交和会、尾山台三丁目町会、北沢2丁目協和会、下馬二丁目北町会、桜丘一丁目町会、下馬五丁目町会、千駄山町会、公社・祖師谷住宅自治会、世田谷二丁目町会、下代田西町会、桜上水5丁目自治会、上馬・駒沢明和会、大蔵住宅自治会、野沢三丁目町会、宮坂一・二丁目町会、等々力三和会、祖師谷橋自治会、上祖師谷自治会、成城団地自治会、北沢5丁目町会、豪徳寺1丁目山下自治会、松原2丁目町会、玉川田園調布会、協和会、玉堤町会、上野毛町会、桜新町親和会、祖師谷3丁目南町会、藤自治会、フレール西経堂自治会、上馬北部町会、	
---	--

野沢2丁目町会、赤堤1丁目町会、大原北町会、根津山会、代田自治会、
宮坂三丁目町会、等々力6丁目町会、太子堂本町会、宇奈根町会、太子堂
下ノ谷町会、上北沢町会、尾山台町会、親和会、梅丘1丁目町会、太子堂
4丁目西山町会、若林町会、深友会、下代田東町会、豪徳寺1丁目町会、
祖師谷住宅自治会、玉川町会、梅丘2・3丁目町会、喜多見中部町会、太
子堂二丁目大塚町会、太子堂三軒茶屋町会、豪徳寺二丁目町会、代沢中町
会、希望ヶ丘団地自治会、代沢2丁目北町会、池尻団地自治会、祖師谷第
2自治会、祖師谷千歳台自治会、上馬東町会、世田谷東町会、千歳台睦町
会、代沢五丁目町会、代沢5丁目東町会、代沢4丁目西町会、三軒茶屋町
会、船橋四丁目住宅自治会、上北沢1丁目自治会、都営八幡山アパート自
治会、馬事公苑ハイム、松原1丁目町会、松原5・6丁目自治会、祖師谷
第5自治会、桜上水2丁目町会、石井戸会、北沢2丁目南町会、北沢3・
4丁目西町会、北沢1丁目町会、松原三・四丁目自治会、代田南町会、あ
やめ会、パークアベニュー芦花公園自治会、児ヶ谷会、烏山松葉通住宅自
治会、喜多見北部町会、烏山北住宅自治会、池尻西町会、千歳台南会、北
沢中央自治会、給田西住宅管理組合、桜上水1丁目町会、下馬6丁目町会、
都営桜上水3丁目アパート自治会、下馬新生自治会、野沢一丁目明朗会)
..... 713

〔資料第1〕

用途別建築物数（棟数）一覧

平成31年3月末

用途別	(一)	(二)	(三)	(四)
	劇場、映画館、公会堂等	キャバレー、遊技場、カラオケボックス等	料理店、飲食店等	百貨店、マーケット等
計	12	28	243	328

用途別	(五)	(六)	(七)	(八)
	旅館、寄宿舍、アパートの類	病院、老人養護施設、厚生施設等の類	学校の類	図書館、博物館、美術館の類
計	12,289	741	630	20

用途別	(九)	(十)	(十一)	(十二)
	公衆浴場	駐車場の類	神社、協会、寺院の類	工場、作業所、映画スタジオの類
計	21	18	278	91

用途別	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
	車庫、駐車場、格納庫の類	倉庫	その他の事業所	前各号の併用建造物
計	63	191	1,421	7,216

用途別	(十七)	合計
	文化財の類	
計	29	23,619

* 「東京消防庁統計書 平成30年」東京消防庁発行
 数値は世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署合計による。

[資料第2]

橋梁現況

単位：橋長＝メートル

面積＝平方メートル

令和2年4月1日現在

区 分	総 数			鋼 橋			石及びコンクリート橋		
	橋数	橋長	橋面積	橋数	橋長	橋面積	橋数	橋長	橋面積
総 数	365	6,253	65,366	66	3,967	46,018	299	2,286	19,348
国 道	17	2,456	30,174	10	2,365	27,473	7	91	2,701
都 道	35	1,060	17,601	13	843	13,275	22	217	4,326
区 道	313	2,737	17,591	43	759	5,270	270	1,978	12,321

(1) 国道246号線二子橋の管理は、東京都であるが国道に計上した。

(2) 国道246号線三軒茶屋陸橋、新二子橋は含まず。

[資料第3]

世田谷区内の急傾斜地

平成28年4月1日現在

	自 然 斜 面		人 工 斜 面	
	箇 所	延 長 m	箇 所	延 長 m
世 田 谷			6	550
北 沢	1	85	3	240
玉 川	6	1,170	14	2,070
砦	16	1,502	11	740
烏 山				
合 計	23	2,757	34	3,600

※数値は、東京都建設局河川部が平成14年3月にまとめた「急傾斜地崩壊危険箇所調査結果報告書（世田谷区編）」による。

〔資料第4〕

交通施設の現況（鉄道事業者）

（平成28年4月1日現在）

	区 分	京 王 電 鉄 ※	小 田 急 電 鉄	東 京 急 行 電 鉄
線路 (延長は複線長)	複線区間	全区間	全区間	全区間
	橋りょう	17か所	44か所	23か所
	延長	0.201 km	0.706 km	0.728 km
	高架橋	1か所	49か所	2か所
	延長	0.323 km	5.105 km	0.728 km
	隧道	0 km	0.324 km	6.989 km
	盛土	2.316 km	0.135 km	1,403 km
	切土	1.864 km	0.000 km	3.869 km
平地	4.285 km	2.358 km	6.050 km	
駅舎	耐火構造	4 駅	6 駅	7 駅
	準耐火構造	7 駅	2 駅	6 駅
	防火構造	0 駅	0 駅	2 駅
	その他	0 駅	2 駅	0 駅
	計	11 駅	10 駅	15 駅
変電所設備	箇所数	1か所	3か所	6か所
	シリコン整流器	新代田 4,000kw 2基 上北沢 4,000kw 3基 (うち1基、保守予備 最大2基稼動) 烏山 4,000kw 2基	経堂 6,000kw 2基 千歳船橋 4,500kw 2基 喜多見 6,000kw 2基	上町 1,000kw 1基 750kw 1基 桜新町 3,000kw 1基 4,000kw 2基 奥沢 4,500kw 2基 二子第一 4,500kw 1基 二子第二 4,500kw 1基 三軒茶屋 3,000kw 2基
電路設備	鉄柱	400 柱	572 柱	114 柱
	コンクリート柱	177 柱	6 柱	648 柱
	木柱	0 柱	0 柱	0 柱
電灯電路設備	変圧器	44 台	77 台	61 台
信号保安設備	連動装置	2か所	5か所	7か所
	動力装置	0組	0組	0組
	電気転てつ器	30台	71台	36台
	信号機	0基	168基	0基
	踏切警報機	65基	20基	121基
	自動踏切しゃ断機	85基	30基	180基
	備考	自動列車制御装置、 踏切障害物検知装置 (21踏切道) 全列車に無線機搭載	自動列車停止装置、 踏切障害物検知装置 (6踏切道)	全列車に無線機搭載
通信設備	電話機	225台	272台	454台
	電話局	1局 (非常用発電機装備)	2局	1局
	通信ケーブル	12 km	9.2 km	127 km
	無線機	5台	50台	26台

※ 〔京王線・代田橋～千歳烏山間〕
〔井の頭線・池ノ上～明大前間〕

気象庁震度階級関連解説表（震度 5 弱以上）

階級	震度	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
人の体感・行動		大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
屋内の状況		電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況		まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。
木造建物	耐震性が高い	—	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。

階級		震度		5弱	5強	6弱	6強	7
鉄筋コンクリート建造物	耐震性が低い	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。傾くものや、倒れるものが多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。		
	耐震性が高い	—	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		
	耐震性が低い	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。		
	地盤の状況	亀裂や液状化が生じることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。	地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。		
	斜面等の状況	落石やがけ崩れが発生することがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。		

[資料第6]

首都直下地震による東京の被害想定（抜粋）

平成24年4月 東京都防災会議

想 定 項 目		首都直下 (H24年想定)				
条件等	震源・規模	東京湾北部 M7.3				
	時期及び時刻	冬の夕方 18 時		冬の朝 5 時		
	風 速	8m/秒		8m/秒		
対 象		世田谷区	東京都全体	世田谷区	東京都全体	
震度	6強地域面積比率	66.8%	24.4%	(同左)	(同左)	
	6弱地域面積比率	33.2%	29.0%	(同左)	(同左)	
人的被害	死 者	655 人	9,641 人	440 人	7,649 人	
	原因別内訳	建物被害・屋内収容物	215 人	5,378 人	362 人	6,927 人
		急傾斜地崩壊	3 人	76 人	4 人	76 人
		火 災	411 人	4,081 人	47 人	540 人
		ブロック塀等	26 人	103 人	26 人	103 人
		落 下 物	1 人	4 人	1 人	4 人
	負 傷 者 (うち重傷者)	7,449 人 (1,366 人)	147,611 人 (21,893 人)	8,425 人 (1,181 人)	138,804 人 (18,073 人)	
建物被害	ゆれ等による全壊	6,074 棟	116,224 棟	(同左)	(同左)	
	火災による全焼 (全壊建物を含まない)	21,727 棟	188,076 棟	1,715 棟	20,074 棟	
ライフライン被害	電力 (停電率 火災を考慮する)	19.4%	17.6%	9.2%	11.9%	
	通信 (電話の不通率)	12.7%	7.6%	1.3%	1.3%	
	ガス (都市ガスの供給停止率)	1.2%	26.8%	(同左)	(同左)	
	上水道 (断水率 1日目)	30.8%	34.5%	(同左)	(同左)	
	下水道 (管きよ被害率)	24.7%	23.0%	(同左)	(同左)	
その他	帰宅困難者数	168,047 人	4,714,314 人	-	-	
	1日後の自宅外避難者数 (うち避難所生活者数)	242,390 人 (157,553 人)	3,385,489 人 (2,200,568 人)	153,833 人 (99,992 人)	2,656,898 人 (1,726,984 人)	
	エレベーター 閉じ込め台数	269 台	7,473 台	225 台	7,008 台	

想 定 項 目		首都直下 (H25 想定)		【参考】首都直下 (東京都 H24 想定)		
条件等	震源・規模	都心南部直下 M7.3		東京湾北部 M7.3		
	時期及び時刻	冬・夕方	冬・深夜	冬の夕方 18 時	冬の朝 5 時	
	風 速	8m/秒	8m/秒	8m/秒	8m/秒	
	対 象	東京都区部	東京都区部	東京都区部	東京都区部	
人的被害	死 者	約 8,000 人 ～約 11,000 人	約 9,200 人 ～約 12,000 人	9,337 人	7,319 人	
	原因別内訳	建物被害・屋内収容物	約 3,700 人	約 6,300 人	5,222 人	6,681 人
		急傾斜地崩壊	約 10 人	約 20 人	54 人	46 人
		火 災	約 4,000 人 ～約 7,400 人	約 2,900 人 ～約 5,400 人	3,964 人	495 人
		ブロック塀等の 転倒、屋外落下物	300 人	約 10 人	97 人	97 人
建物被害	全壊・消失棟数	約 299,000 棟	約 173,000 棟	294,086 棟	130,272 棟	
	ゆれ	約 97,000 棟	約 97,000 棟	110,154 棟	110,145 棟	
	液状化	約 6,800 棟	約 6,800 棟	1,109 棟	1,109 棟	
	急傾斜地崩壊	約 200 棟	約 200 棟	644 棟	644 棟	
	火災	約 195,000 棟	約 68,000 棟	182,188 棟	18,374 棟	

想 定 項 目		首都直下 (H25 年想定)、都心南部直下 M7.3			
対 象		全体 (首都圏広域の定性的な想定値)			
ライフライン被害	電力(夏場のピーク電力需要に対する供給能力の割合)	(被災直後) 51%	(被災 1 日後) 52%	(被災 1 か月後) 94%	
	通信 (固定電話不通回線率)	(被災直後) 48%	(被災 1 日後) 48%	(被災 1 か月後) 9%	
	通信 (携帯電話停波基地局率)	(被災直後) 4%	(被災 1 日後) 46%	(被災 1 か月後) 9%	
	都市ガス (支障率)	(被災直後) 17%	(被災 1 日後) 16%	(被災 1 週間後) 13%	(被災 1 か月後) 5%
	上水道 (断水率)	(被災直後) 31%	(被災 1 日後) 29%	(被災 1 週間後) 18%	(被災 1 か月後) 3%
	下水道 (機能支障率)	(被災直後) 4%	(被災 1 日後) 4%	(被災 1 週間後) 3%	
その他	帰宅困難者	地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人 (帰宅困難者) は、首都圏で約 640 万人～約 800 万人に上る。			
	避難者数 (うち避難所生活者数)	(被災 1 日後) 1,500,000 人 (910,000 人)	(被災 2 週間後) 3,300,000 人 (1,300,000 人)	(被災 1 か月後) 1,800,000 人 (540,000 人)	
	エレベーター 閉じ込め台数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中の地震の発生により多くのエレベーターが停止し、閉じ込めが発生する。 ・ 閉じ込め者の救出に少なくとも半日以上を要する。 			

〔資料第7〕

南海トラフ巨大地震による東京の被害想定（抜粋）

平成 25 年 5 月 内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
 （平成 24 年 8 月 南海トラフの巨大地震モデル検討会）

平成 25 年 5 月 東京都防災会議

想 定 項 目		南海トラフ巨大地震 (内閣府平成 24 年想定)	南海トラフ巨大地震 (東京都平成 25 年想定)	
条件等	規 模	M9.0（津波用はM9.1）		
	時期及び時刻	冬の深夜	冬の深夜	
	風 速	8m/秒	—	
	地震動ケース※1	陸側ケース	東側ケース＋ 経験的手法	
	津波ケース※1	津波ケース①	津波ケース⑥	
対 象		東京都全体	東京都全体	
震度	陸地部最大	震度 5 強	震度 6 弱（ごく一部）※2	
	島しょ部最大	震度 5 強	震度 6 弱（ごく一部）※2	
人的被害 ※3	死 者	約 1,500 人	1,774 人	
	原因別内訳	建物被害・屋内収容物	わずか	0 人
		津 波	約 1,500 人	1,764 人
		急傾斜地崩壊	わずか	10 人
		火 災	わずか	0 人
負 傷 者 (うち津波)	約 100 人 (約 80 人)	90 人 (65 人)		
建物被害 ※3	原因別内訳	全壊棟数合計	約 2,400 棟	1,282 棟
		ゆれ等による全壊	わずか	0 棟
		液状化	約 1,000 棟	0 棟
		津波	約 1,200 棟	1,160 棟
		急傾斜地崩壊	わずか	122 棟
		火災	100 棟	0 棟

※1 地震動ケースと津波ケースについて

内閣府想定及び東京都想定は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による波源モデルを使用している。

このモデルでは、地震動については、強震動生成域（強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波が発生する領域）の設定位置等による4ケース（基本・東側・西側・陸側）に経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れの強さがどの程度減少するかを過去の地震から導いた指揮を用いて簡便に推定する方法）を加えた合計5ケースを想定している。

また、津波ケースについては、津波断層面の中で特に大きくすべる領域である「大すべり域」と、大すべり域よりもさらに大きくすべる可能性がある「超大すべり域」の設定場所等により 11 ケースを想定している。

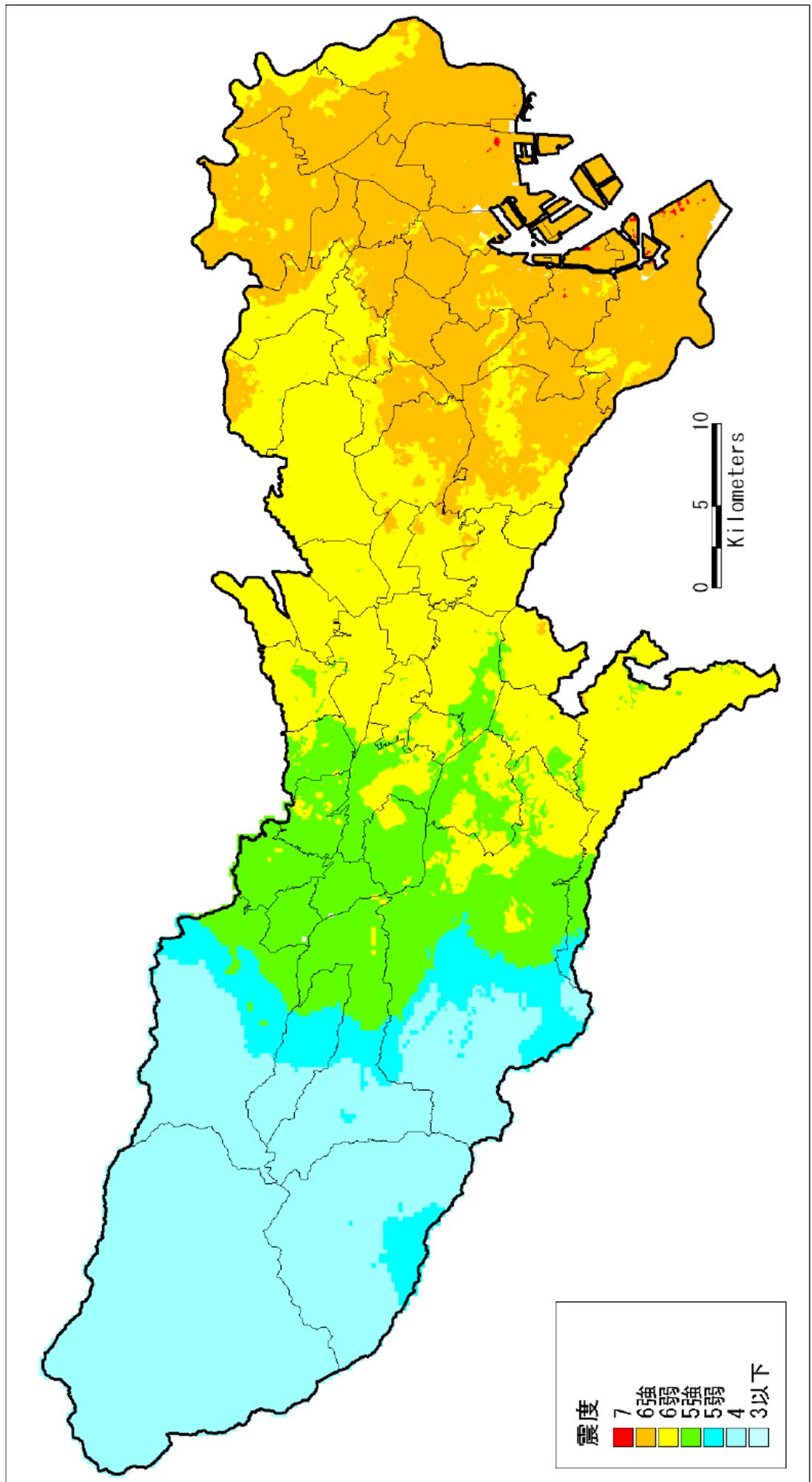
内閣府想定では、地震動ケースを「陸側ケース」、津波ケースを「ケース①」（「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定）を想定した場合に東京都の人的被害が最大となっている。

一方、東京都想定では、地震動ケースを「東側ケース＋経験的手法」（東側ケースと経験的手法の震度分布とを重ね合わせて地点ごとに大きな震度を採用した場合の設定）、津波ケースを「ケース⑥」（「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定するとともに分岐断層を設定）を想定した場合に、人的被害が最大となっている。

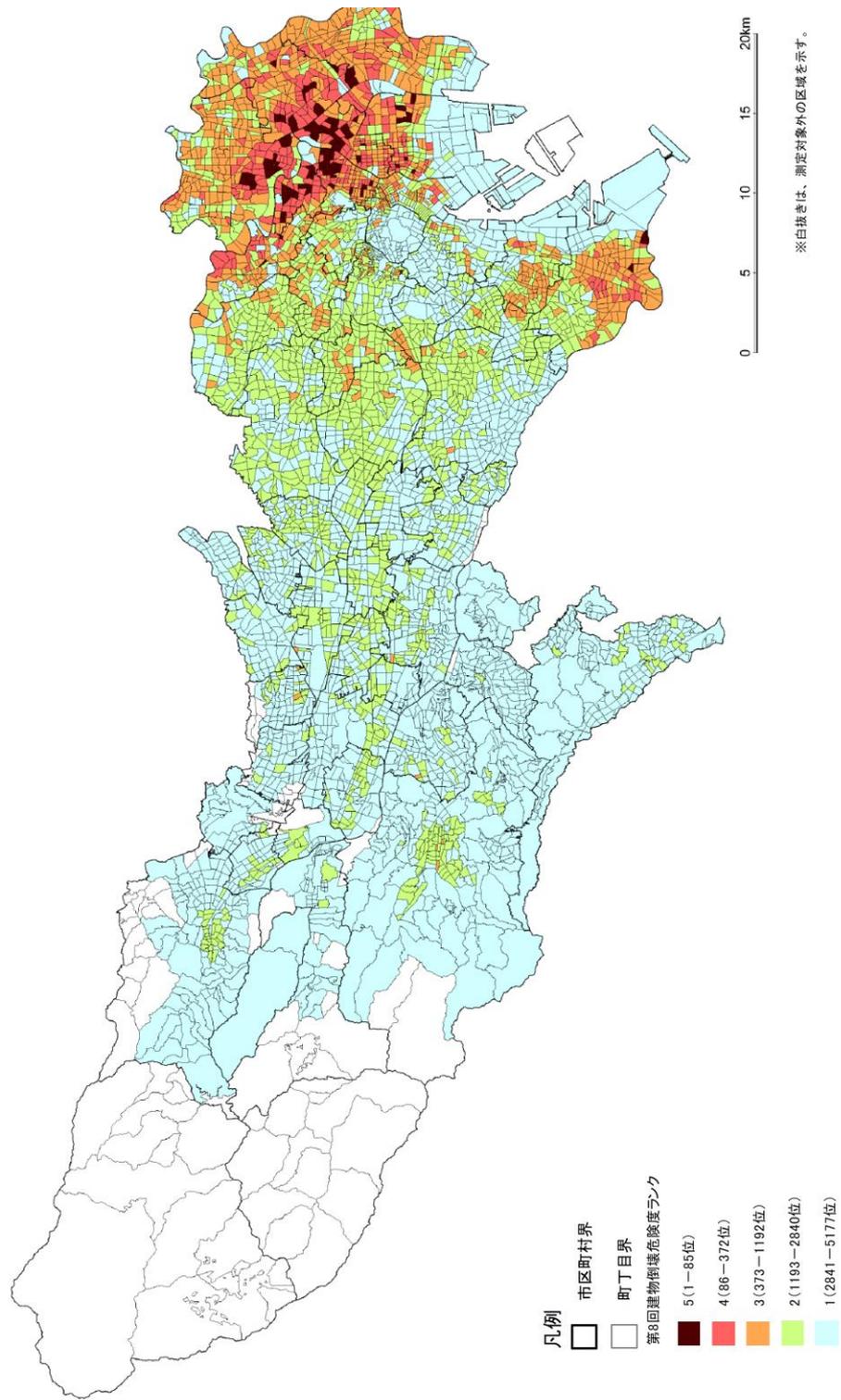
※2 震度分布について

東京都想定 of 震度分布において、ごく一部に震度 6 弱が見られるが、限られた範囲であり、大半は震度 5 強または震度 5 弱を示している。

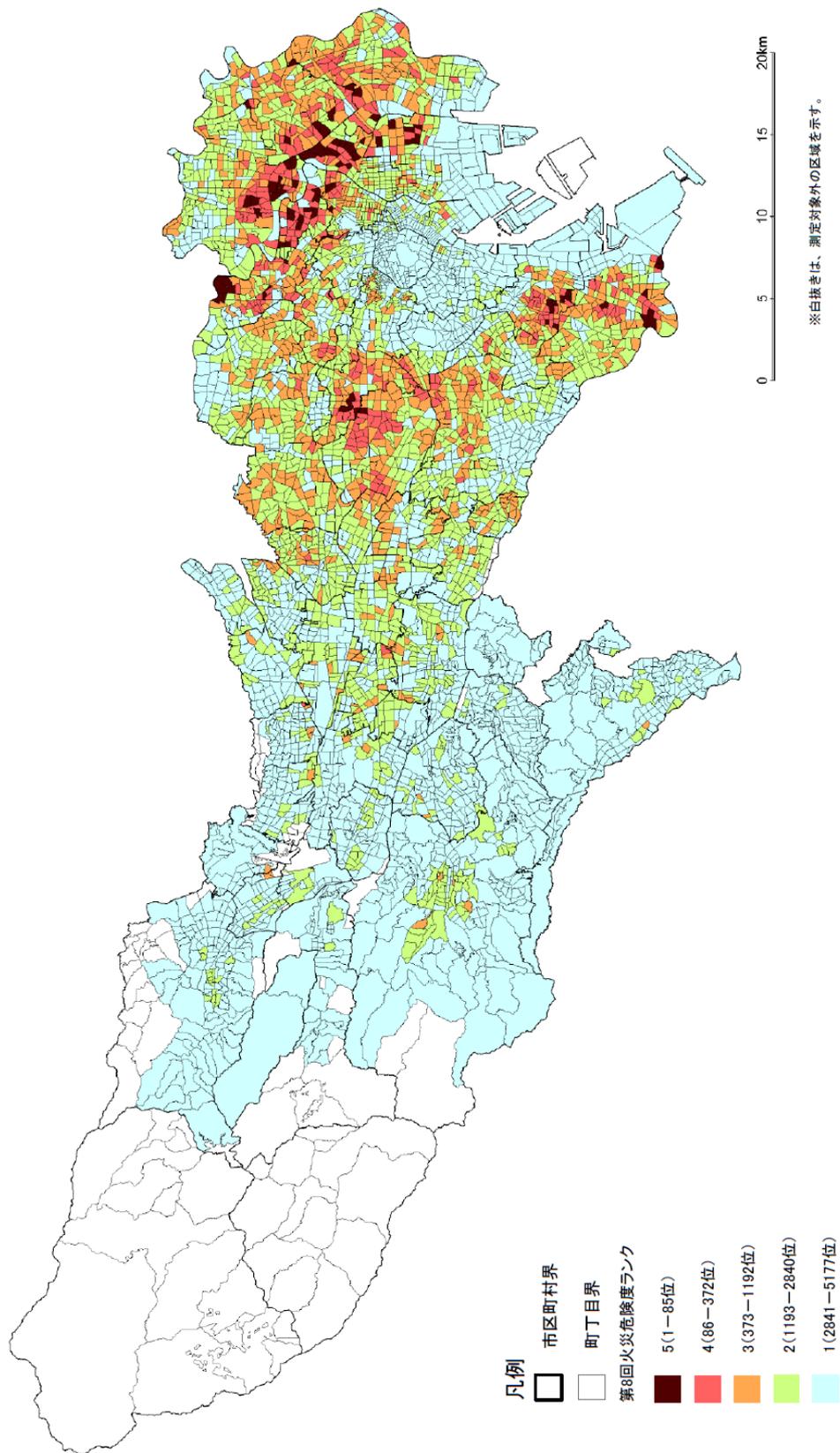
首都直下地震の震度の震度分布図 (東京湾北部地震M7.3)



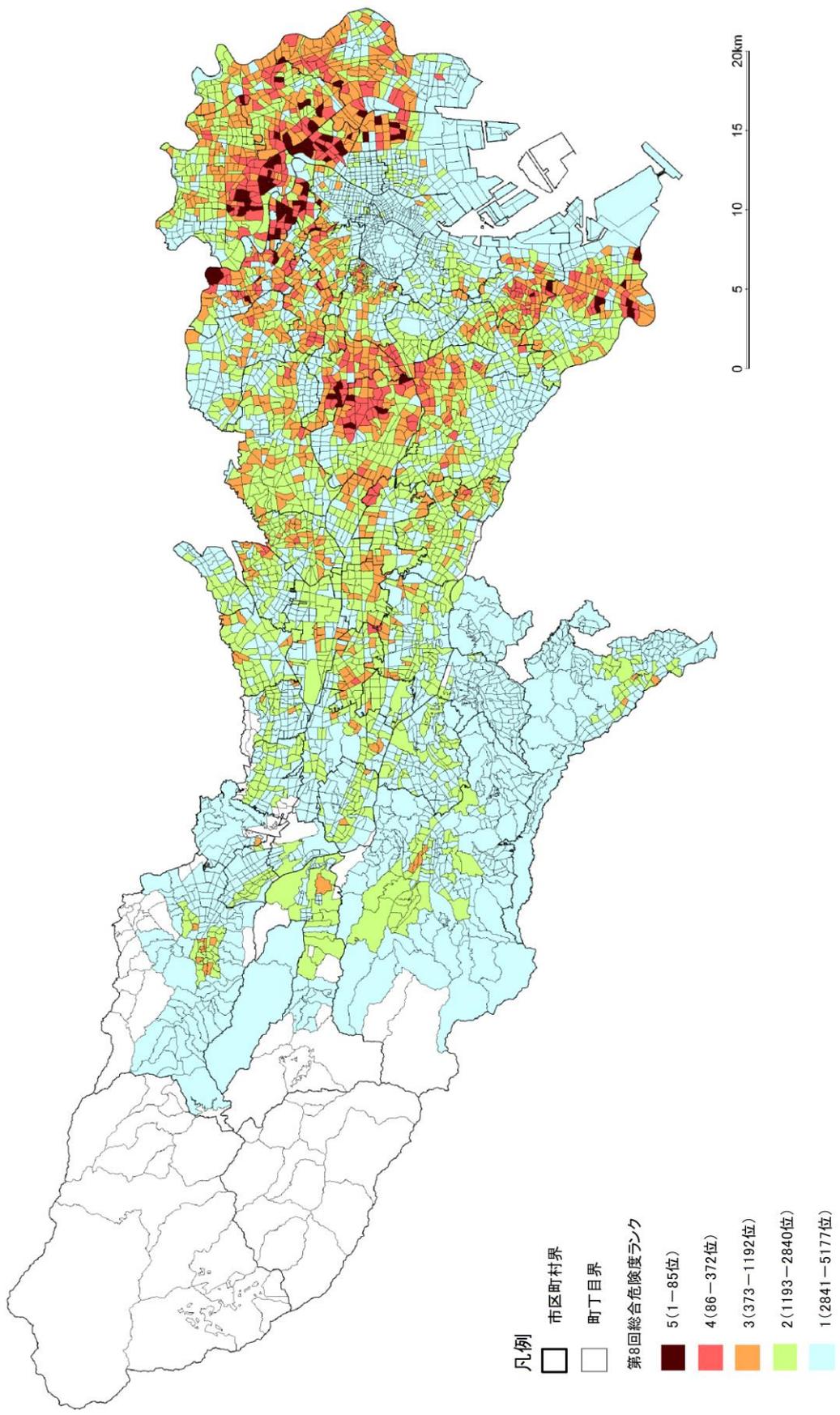
第8回地震に関する地域危険度測定調査（建物倒壊危険度ランク図）



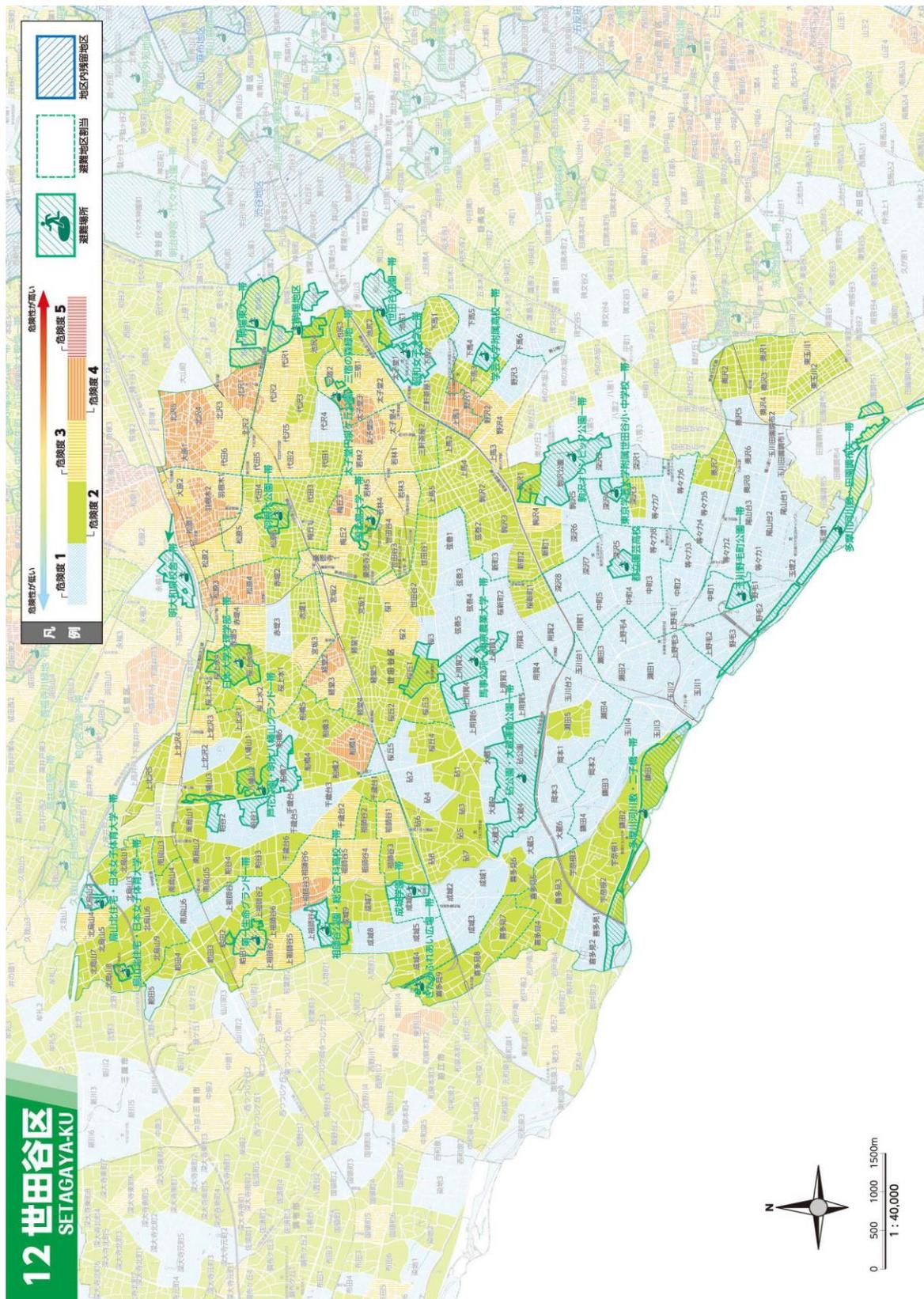
第 8 回地震に関する地域危険度測定調査（火災危険度ランク図）



第8回地震に関する地域危険度測定調査（総合危険度ランク図）



第 8 回地震に関する地域危険度測定調査（地域危険度マップ・世田谷区版）



避難所運営訓練・防災教室実施回数

令和元年度分

全体			回数	人数	
	計		676	109,675	
	地区(地域)防災訓練	地区防災訓練実行委員会	5	1,609	
	学校避難所防災訓練	学校協議会	86	9,024	
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)		171	11,730
		学校、児童施設等の訓練		227	57,494
		その他(事業所等)の訓練		187	29,818

世田谷	計		245	33,698	
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	0	0	
	学校避難所防災訓練	学校協議会	21	3,260	
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)		68	3,800
		学校、児童施設等の訓練		85	22,934
		その他(事業所等)の訓練		71	3,704
北沢	計		136	18,483	
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	1	300	
	学校避難所防災訓練	避難所運営委員会等	21	2,071	
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)		42	3,337
		学校、児童施設等の訓練		41	8,426
		その他(事業所等)の訓練		31	4,349
玉川	計		85	11,307	
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	1	160	
	学校避難所防災訓練	避難所運営委員会等	20	1,663	
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)		4	300
		学校、児童施設等の訓練		34	5,885
		その他(事業所等)の訓練		26	3,299
砧	計		108	29,424	
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	0	0	
	学校避難所防災訓練	学校協議会等	15	1,300	
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)		20	1,645
		学校、児童施設等の訓練		37	10,137
		その他(事業所等)の訓練		36	16,342
烏山	計		102	16,763	
	地区防災訓練	地区防災訓練実行委員会	3	1,149	
	学校避難所防災訓練	学校協議会	9	730	
	防災教室	地域の訓練(町会・自治会等)		37	2,648
		学校、児童施設等の訓練		30	10,112
		その他(事業所等)の訓練		23	2,124

〔資料第14〕

防災区民組織一覧

令和2年4月1日現在

No.	地域	組織名
1	世田谷	池尻東親会地域防災部
2	世田谷	池尻西町会防災部
3	世田谷	池尻南睦会防災部
4	世田谷	池尻北自治会防災部
5	世田谷	池尻四丁目町会防災団
6	世田谷	池尻団地自治会区民防災部
7	世田谷	三宿自治会防災団
8	世田谷	三宿北町会防災団
9	世田谷	太子堂一丁目町会防災部
10	世田谷	太子堂二丁目大塚町会防災部
11	世田谷	太子堂三軒茶屋町会防災部
12	世田谷	太子堂下の谷町会防災部
13	世田谷	太子堂本町会防災部
14	世田谷	太子堂四丁目西山町会防災部
15	世田谷	太子堂五丁目町会防災部
16	世田谷	若林町会防災部
17	世田谷	三軒茶屋町会防災部
18	世田谷	せたがや上町町会災害対策部
19	世田谷	世田谷東町会防火防災部
20	世田谷	世田谷二丁目町会防災部
21	世田谷	桜町会防災対策本部
22	世田谷	松丘町会防災部
23	世田谷	弦巻町会防災部
24	世田谷	経堂一丁目町会地区防災本部
25	世田谷	経堂北町会防災本部
26	世田谷	経堂南町会防災部
27	世田谷	宮坂一・二丁目町会防災部
28	世田谷	宮坂三丁目町会防災部
29	世田谷	桜丘一丁目町会防災部
30	世田谷	桜丘町会防災部
31	世田谷	桜丘南町会防災本部
32	世田谷	下馬一丁目町会防災部
33	世田谷	駒つなぎ西自治会防犯防火部
34	世田谷	下馬二丁目北町会地域防災対策本部
35	世田谷	下馬新生自治会災害対策本部
36	世田谷	下馬五丁目町会防災部
37	世田谷	下馬六丁目町会防災対策本部
38	世田谷	野沢一丁目明朗会防災部
39	世田谷	野沢二丁目町会防災部
40	世田谷	野沢三丁目地域防災部
41	世田谷	野沢四丁目自治会自主防災隊

No.	地域	組織名
42	世田谷	上馬東町会防災組織
43	世田谷	上馬西町会防災部
44	世田谷	上馬北部町会防災本部
45	世田谷	上馬・駒沢明和会防災本部
46	世田谷	駒沢親和会防災本部
47	世田谷	白馬会防災部
48	世田谷	三菱重工駒沢社宅防災部
49	世田谷	モナーク三軒茶屋
50	世田谷	経堂すずらん通り商店街防災部
51	世田谷	フューズコート175防災本部
52	世田谷	経堂セントラルマンション管理組合防災本部
53	世田谷	柿の木坂パレス管理組合防災本部
54	世田谷	世田谷通共和会防災本部
55	世田谷	チカマンション三軒茶屋第2管理組合防災本部
56	北沢	梅丘1丁目町会防災本部
57	北沢	梅丘2・3丁目町会防災本部
58	北沢	豪徳寺1丁目町会防災部
59	北沢	豪徳寺一丁目山下自治会 防災対策委員会
60	北沢	豪徳寺2丁目町会防災部
61	北沢	代田自治会防災部
62	北沢	下代田東町会防災部
63	北沢	代沢2丁目北町会防災部
64	北沢	代沢中町会地域防災部
65	北沢	下代田西町会地域防災部
66	北沢	代沢4丁目西町会防災部
67	北沢	代沢五丁目町会地域防災部
68	北沢	代沢5丁目東町会防災部
69	北沢	代田4丁目町会防災組織
70	北沢	根津山会防災本部
71	北沢	代田東町会地域防災部
72	北沢	代田南町会防災部
73	北沢	守山町会防災部
74	北沢	代田北町会防災部
75	北沢	大原南町会地域防災部
76	北沢	大原北町会地域防災部
77	北沢	大原西町会防災部
78	北沢	羽根木町会防災組織
79	北沢	北沢1丁目町会防災委員会
80	北沢	東北沢自治会区民防災組織
81	北沢	北沢2丁目南町会防災組織
82	北沢	北沢2丁目協和会防災部
83	北沢	北沢3・4丁目西町会防災班
84	北沢	北沢4丁目町会防災委員会
85	北沢	北沢中央自治会防災対策委員会
86	北沢	北沢5丁目町会防災対策委員会

No.	地域	組織名
87	北沢	松原1丁目町会防災部
88	北沢	松原2丁目町会防災対策委員会
89	北沢	松原3・4丁目自治会防災部
90	北沢	松原5・6丁目自治会防災部
91	北沢	赤堤1丁目町会防災部
92	北沢	赤堤2丁目町会地域防災部
93	北沢	赤堤3丁目自治会防災住民組織
94	北沢	赤堤4丁目町会防災組織
95	北沢	赤堤5丁目町会防災部組織委員会
96	北沢	桜上水1丁目町会防災区民組織
97	北沢	桜上水2丁目町会防災部
98	北沢	桜上水3丁目自治会防災組織部
99	北沢	桜上水4丁目町会防災対策委員会
100	北沢	桜上水5丁目自治会防災区民組織
101	北沢	経堂赤堤通り団地自治会防災部
102	北沢	都営桜上水3丁目アパート自治会防災部
103	北沢	桜上水ガーデンズ防災部
104	玉川	奥沢交和会防災本部
105	玉川	東玉川町会防火防災部
106	玉川	奥沢中和会防災部
107	玉川	九品仏自治会防災部
108	玉川	玉川田園調布会防災部
109	玉川	和敬会東部地域防火防災部
110	玉川	和敬会西部地域防火防災部
111	玉川	尾山台3丁目町会地域防災部
112	玉川	等々力六丁目町会防災本部
113	玉川	等々力三和会防災本部
114	玉川	等々力協和会地域防災部
115	玉川	玉堤町会地域防災部
116	玉川	尾山台1・2丁目地域防災部
117	玉川	玉川中町第1防災委員会
118	玉川	玉川中町第2防災委員会
119	玉川	上野毛防災部
120	玉川	中町4・5丁目町会第1防災委員会
121	玉川	中町4・5丁目町会第二防災委員会
122	玉川	野毛地区防災委員会
123	玉川	サウススクエア防災部
124	玉川	用賀町会防火防災部
125	玉川	上用賀町会防災部
126	玉川	玉川町会防災部
127	玉川	用賀南町会防災部
128	玉川	用賀二丁目第二自治会防災部
129	玉川	用賀パークハイツ管理組合防災本部
130	玉川	玉川台2丁目自治会防災部
131	玉川	シティコート二子玉川防災本部

No.	地域	組織名
132	玉川	駒沢三丁目町会地域防災部
133	玉川	桜新町親和会防災本部
134	玉川	深友会防災部
135	玉川	交和会特別防災部
136	玉川	桜新町町会防災部
137	玉川	新町公民会防災本部
138	玉川	駒沢町会防災組織委員会
139	玉川	東深沢町会防災防火部
140	玉川	深沢三友会防災団
141	玉川	瀬田町会地域防災組織
142	玉川	馬事公苑前ハイム管理組合防災対策組織
143	玉川	パシフィック馬事公苑前防災部
144	砧	藤自治会防災組織
145	砧	シャルム成城管理組合防災部
146	砧	祖師谷千歳台自治会防災本部
147	砧	祖師谷第4自治会防災部
148	砧	祖師谷第6自治会防災部
149	砧	公社・祖師谷団地自治会防災部
150	砧	祖師谷第2自治会防災本部
151	砧	祖師谷1丁目第3自治会防災部
152	砧	祖師谷商店街振興組合
153	砧	祖師谷第5自治会防災部
154	砧	千歳台睦町会防災部
155	砧	祖師谷住宅自治会防災本部
156	砧	祖師谷3丁目南町会防災本部
157	砧	法人格成城自治会防災組織
158	砧	成城団地自治会
159	砧	都営船橋四丁目住宅自治会防災対策組織
160	砧	千歳台廻沢町会防災組織
161	砧	船橋葎根会
162	砧	船橋会防災部
163	砧	フレール西経堂自治会
164	砧	希望ヶ丘団地自治会
165	砧	芦花公園スカイハイツ自治会
166	砧	コスモ千歳台エクセラ管理組合防火管理協議会
167	砧	東京テラス災害対策本部
168	砧	鎌田南睦会防災部
169	砧	喜多見東部町会地域防災隊
170	砧	宇奈根町会防災部
171	砧	喜多見北部町会地域防災本部
172	砧	喜多見上部自治会地域防災隊
173	砧	喜多見西部町会地域防災隊
174	砧	喜多見中部町会防災隊
175	砧	鎌田協和会防災部
176	砧	都営喜多見2丁目団地自治会地域防災隊

No.	地域	組織名
177	砧	岡本自治会防災部
178	砧	法人格 砧町自治会防災部
179	砧	大蔵本村睦会
180	砧	砧町町会防災部
181	砧	砧公園ヒミコマンション管理組合防災本部
182	砧	大蔵東部町会防災部
183	砧	大蔵住宅自治会
184	砧	石井戸会防火防災部
185	砧	ヴェルレージュ世田谷砧防災本部
186	砧	砧1丁目AP防災部
187	砧	千歳台南会防災本部
188	烏山	八幡山町会防災部
189	烏山	都営八幡山アパート自治会防災部
190	烏山	上北沢町会防災部
191	烏山	上北沢1丁目自治会防災組織部
192	烏山	上北沢第一コーポラス自主防災組織
193	烏山	上祖師谷東台組織防災
194	烏山	上祖師谷西台組織防災
195	烏山	祖師谷橋自治会防災・防火部
196	烏山	粕谷会防災部
197	烏山	成城通りパークウエスト自治会
198	烏山	プラウド蘆花公園防災区民組織
199	烏山	親和会防災部
200	烏山	烏山駅前通り商店街振興組合地域防災部
201	烏山	給田町会防災対策本部
202	烏山	給田西住宅管理組合防災部
203	烏山	烏山上町会防災組織
204	烏山	北烏山青葉団地管理組合
205	烏山	区営北烏山8丁目アパート自治会地域防災部
206	烏山	第1北烏山ヒミコマンション防災部
207	烏山	烏山下町会防災本部
208	烏山	烏山松葉通住宅 防災本部
209	烏山	烏山南住宅団地管理組合法人防災会
210	烏山	芦花公園団地自治会防災部
211	烏山	千駄山町会防災対策本部
212	烏山	あやめ会防災部
213	烏山	児ヶ谷会防災部
214	烏山	烏山北住宅自治会
215	烏山	北烏山みむね管理組合
216	烏山	久我山ガーデンヒルズ管理組合
217	烏山	日商岩井北烏山マンション管理組合
218	烏山	パークアベニュー芦花公園自治会防災部
219	烏山	烏山中町会防災区民組織
220	烏山	北賃防災部
221	烏山	烏山仏教会防災本部

No.	地域	組織名
222	烏山	芦花公園パーク・ホームズ管理組合防災本部
223	烏山	給田南住宅防災本部
224	烏山	コーシャハイム久我山住宅
225	烏山	コーシャハイム芦花公園自治会
226	烏山	烏山住宅自治会
227	烏山	都営烏山アパート自治会

〔資料第15〕

防災区民組織結成現況

令和2年4月1日現在

項目	地域						計
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山		
防災区民組織結成数	55	48	40	44	42	229	
防災区民組織未結成町会・自治会	0	0	0	0	2	2	
可搬式消防ポンプ [※] 配備数	58	47	44	38	24	211	
D型	58	46	39	38	24	205	
C型	0	1	5	0	0	6	

〔資料第16〕

防災区民組織の育成に関する要綱

平成6年3月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区民の自主的な防災区民組織の育成及び円滑な活動を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災区民組織」とは、震災から地域社会を守るために区民が自主的に結成した組織をいう。

(育成及び指導機関)

第3条 防災区民組織の育成及び指導は、世田谷区（以下「区」という。）と防災関係機関が協力して行うものとする。

(育成及び指導の基本方針)

第4条 育成及び指導に当っては、区民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって防災区民組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

(助成)

第5条 区は、防災区民組織の活動の円滑化に寄与するため、別に定める防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱（平成20年4月28日20世北地第35号）により、助成を行うものとする。

(防災区民組織の登録)

第6条 町会・自治会等を単位として、住民団体が防災区民組織を結成したときは防災区民組織結成届（第1号様式）、防災区民組織役員名簿（第2号様式）及び防災区民組織規約を、防災区民消火隊を結成したときは防災区民消火隊員名簿（第3号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の書類を審査し登録を決定したときは、世田谷区防災区民組織台帳（第4号様式）に登録するものとする。

(防災区民組織の変更、取消等)

第7条 防災区民組織の代表者等の変更をしたときは、速やかに防災区民組織役員変更届（第5号様式）を区長に提出するものとする。

2 防災区民組織を解散し、又は活動を休止したときは、速やかに防災区民組織解散・活動休止届（第6号様式）を区長に提出するものとする。

3 区長は、前2項の届出があったときは、防災区民組織台帳の記録の変更又は削除を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 防災区民組織の育成に関する要綱（昭和61年4月1日）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の防災区民組織の育成に関する要綱の規定によりなされた登録及び助成は、この要綱の相当規定によりなされた登録及び助成とみなす。

附 則（平成20年4月28日20世北地第87号）

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

[資料第 17]

防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱

平成 20 年 4 月 28 日施行

(通則)

第 1 条 防災区民組織の育成に関する要綱（平成 6 年 3 月 3 日世防発第 147 号。以下「育成要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、防災区民組織（育成要綱第 2 条に規定する防災区民組織をいう。以下同じ。）の活動を促進するため、防災区民組織活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、及び防災資機材の整備に係る助成を行い、それらの交付及び助成について、世田谷区財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和 39 年 3 月世田谷区条例第 10 号）、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月世田谷区規則第 38 号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、世田谷区の地域防災力の向上を図るため、防災区民組織を育成し、その活動を促進することを目的とする。

(奨励金交付事業)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励金交付事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 可搬式消防ポンプ操法訓練の実施
- (3) 防災意識の啓発及び防災知識の普及

(奨励金交付対象者)

第 4 条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの
- (2) 町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

(奨励金の交付額)

第 5 条 奨励金の交付額は、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げた額とする。

区分	交付額
結成時	25,000 円
結成後	500 世帯未満 10,000 円
	500 世帯以上 20 円×世帯数

2 前項による奨励金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第 6 条 区長は、奨励金の交付を受けようとする奨励金交付対象者に、毎年 6 月 30 日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から 1 箇月以内に）役員名簿を添付させた防災区民組織活動奨励金交付申請書（第 1 号様式）を提出させなければならない。

(奨励金の交付決定及び通知)

第 7 条 区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、奨励金の交付又は不交付を決定したときは、防災区民組織活動奨励金交付・

不交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請をした奨励金交付対象者にその旨を通知しなければならない。

（奨励金の交付請求）

第8条 区長は、前条の交付の決定をしたときは、速やかに奨励金交付対象者から防災区民組織活動奨励金交付請求書（第3号様式）を提出させるものとする。

2 区長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る奨励金を支払うものとする。

（奨励金の活動実績報告）

第9条 区長は、前条の奨励金を受けた者に、会計年度終了後速やかに奨励金交付事業の遂行状況について、防災区民組織活動奨励金交付事業実施報告書（第4号様式）により報告させなければならない。

（防災資機材助成事業）

第10条 防災資機材の整備に係る助成の対象となる事業（以下「防災資機材助成事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

（1） 防災点検及び可搬式消防ポンプの整備

（2） 防災資機材の購入及び修繕

（3） 備蓄物品等の購入

（防災資機材助成対象者）

第11条 防災資機材の整備に係る助成を受けることができる者（以下「防災資機材助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

（1） 町会、自治会等で結成された防災区民組織で現に活動しているもの

（2） 町会、自治会等で新たに結成された防災区民組織

（防災資機材助成内容）

第12条 防災資機材の整備に係る助成の内容は、次のとおりとする。

（1） 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成

（2） 防災区民組織結成時の防災資機材の供与

（3） 区民消防隊結成時の可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の供与

（4） 可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の再供与

（防災資機材助成額等）

第13条 前条第1号の規定により助成の対象となる防災資機材及び備蓄物品等の種類及び助成限度額は、それぞれ、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 前条第2号の規定により供与する防災資機材は、別表第3に定めるところによる。

3 前条第3号の規定により供与する可搬式消防ポンプ一式及び格納庫は、別表第4に定めるところによる。

4 前各項の助成の総額は、予算の定める額を限度とする。

（防災資機材助成の申請）

第14条 区長は、第12条第1号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者に、毎年1月31日までに（防災区民組織の結成時においては、結成を区に届け出た日から1箇月以内に）、同条第2号及び第3号の助成を受けようとする防災資機材助成対象者には、それぞれ防災区民組織結成を区に届け出た日から1箇月以内に次に掲げる書類を添付させた防災区民組織防災資機材助成申請書（第5号様式）を提出させなければならない。

（1） 役員名簿

- (2) 事業計画書（第12条第1号に係る申請に限る。）
- (3) 見積書（第12条第1号に係る申請に限る。）
- (4) 消火隊員名簿（第12条第3号に係る申請に限る。）
- (5) その他区長が必要と認める書類

（防災資機材助成の決定及び通知）

第15条 区長は、前条の申請書の提出があった場合、当該申請書の審査及び必要に応じて調査を行い、助成を決定し、又は助成しないことを決定したときは、防災区民組織防災資機材助成決定・不決定通知書（第6号様式）により、速やかに申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 第12条第3号の規定による可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の助成の申請にあつては、前項の審査及び調査のほか、次に掲げる事項について満たしていることを審査及び調査するものとする。

- (1) 常時、地域住民6名以上の消火隊員が確保されていること。
- (2) 格納庫を設置する用地が確保されていること。
- (3) 消防水利が確保されていること。

（防災資機材助成の請求）

第16条 区長は、前条の助成の決定をしたときは、速やかに助成の決定を受けた者（以下「防災資機材助成事業者」という。）から防災区民組織防災資機材助成請求書（第7号様式）を提出させるものとする。

2 区長は前項の請求があつたときは、速やかに当該請求にかかる助成を行うものとする。
（可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の再供与）

第17条 区長は、可搬式消防ポンプ一式及び格納庫の供与については、供与を受けた防災資機材助成対象者が適正な管理を行ったにもかかわらず、耐用年数（おおむね10年）を経過した供与品の老朽化が著しいと認めたときは、予算の定める範囲において再供与することができるものとする。

2 前項の供与を受けようとする者については、第14条から前条までの規定を準用する。
（防災資機材助成事業の変更の承認）

第18条 区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第8号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 防災資機材助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 防災資機材助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 防災資機材助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、防災資機材助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認し、その旨を防災区民組織防災資機材助成事業変更・中止・廃止承認書（第9号様式）により、申請をした防災資機材助成事業者に通知するものとする。

（防災資機材助成事業の事故報告）

第19条 区長は、防災資機材助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は防災資機材助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに防災資機材助成事業者から防災区民組織防災資機材助成事業事故報告書（第10号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

(防災資機材助成事業の遂行命令等)

第20条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他防災資機材助成事業者が提出する報告等により、当該防災資機材助成事業者の防災資機材助成事業が助成の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該防災資機材助成事業者これらに従って当該防災資機材助成事業を遂行すべきことを防災区民組織防災資機材助成事業遂行命令通知書（第11号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、防災資機材助成事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該防災資機材助成事業の一時停止を当該防災資機材助成事業者に防災区民組織防災資機材助成事業停止命令通知書（第12号様式）により命ずるものとする。

(防災資機材助成事業の実績報告)

第21条 区長は、防災資機材助成事業者に、防災資機材助成事業が終了したとき（第18条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は会計年度終了後30日以内に、防災資機材助成事業の遂行状況について、防災区民組織防災資機材助成事業実績報告書（第13号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げるものを添付して報告させなければならない。

- (1) 防災区民組織の活動報告書
- (2) 防災資機材及び備蓄物品等の購入又は修繕にあつては、その領収書の写し
- (3) 防災資機材、可搬式消防ポンプ一式及び格納庫（以下「防災資機材等」という。）の供与にあつては、その受領書（第14号様式）
- (4) その他区長が必要と認めたもの

2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る防災資機材助成事業の実施が、助成の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(防災資機材助成事業の是正のための措置)

第22条 区長は、前条第2項による審査又は調査の結果、防災資機材助成事業の実施が助成の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該防災資機材助成事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、防災資機材助成事業者に対して防災区民組織防災資機材助成事業是正命令通知書（第15号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、前項の命令により防災資機材助成事業者が必要な処置をした場合は、当該防災資機材助成事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(防災資機材助成決定の取消し)

第23条 区長は、防災資機材助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成された金品を当該防災資機材助成事業以外の用途に使用又は流用したとき。
- (3) 第21条の実績報告による防災資機材助成事業の成果又は防災資機材助成事業の事業費の実績額が著しく第14条の助成申請の内容を下回るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則

の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を当該防災資機材助成事業者へ防災区民組織防災資機材助成決定取消通知書（第 16 号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（防災資機材助成金等の返還）

第 24 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、防災資機材助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金又は防災資機材等が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を防災資機材助成事業者に命じなければならない。

（防災資機材助成金の違約加算金及び延滞金）

第 25 条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第 23 条第 1 項第 3 号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、防災資機材助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、防災資機材助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

- 4 区長は、供与した防災資機材等の返還を命じた場合において、当該防災資機材等の返還ができないとき又はき損しているときは、防災資機材助成事業者にその損害を弁償させなければならない。この場合においては、前 2 項並びに次条及び第 27 条の規定を準用する。

（防災資機材助成金の違約加算金の計算）

第 26 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、防災資機材助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（防災資機材助成金の延滞金の計算）

第 27 条 第 25 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（その他）

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 28 日から施行し、同月 1 日から適用する。
- 2 防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の供与に関する要綱（平成 6 年 3 月 3 日付世防発第 149 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 3 月 12 日 20 世北地第 654 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第13条関係）

助成対象資機材の種類

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬ポンプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強力ライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

別表第2（第13条関係）

助成限度額

- (1) 結成時 50,000円＋世帯数による定額加算（結成後の助成額）
 (2) 結成後

	世帯数		金額
①		200世帯未満	18,000円
②	200世帯以上	300世帯未満	22,500円
③	300世帯以上	500世帯未満	27,000円
④	500世帯以上	600世帯未満	31,500円
⑤	600世帯以上	800世帯未満	36,000円
⑥	800世帯以上	900世帯未満	40,500円
⑦	900世帯以上	1,100世帯未満	45,000円
⑧	1,100世帯以上	1,200世帯未満	49,500円
⑨	1,200世帯以上	1,400世帯未満	54,000円
⑩	1,400世帯以上	1,600世帯未満	63,000円
⑪	1,600世帯以上	1,800世帯未満	72,000円
⑫	1,800世帯以上	2,000世帯未満	81,000円
⑬	2,000世帯以上	2,500世帯未満	90,000円
⑭	2,500世帯以上	3,000世帯未満	99,000円
⑮	3,000世帯以上	3,500世帯未満	108,000円
⑯	3,500世帯以上	4,000世帯未満	117,000円
⑰	4,000世帯以上	4,500世帯未満	126,000円
⑱	4,500世帯以上		135,000円

別表第3（第13条関係）
組織結成時の防災資機材

品目	数量
大ハンマー（10ポンド）	1
バール（1.2m）	1
剣スコップ	1
油圧ジャッキ（4t）	1
ボルトクリッパー（600mm）	1
ロープ（12mm×20m）	1
片刃のこぎり（270mm）	1
なた（135mm）	1
防水シート（5.4m×3.6m）	1
三角巾（10枚セット）	1

別表第4（第13条関係）
可搬式消防ポンプ一式及び格納庫

品目	数量
可搬式D型消防ポンプ	1
可搬式消防ポンプ用格納庫	1
防火着衣一式	構成員人数分
ヘルメット	構成員人数分

(名称及び組織)

第1条 本会議は、世田谷区区民防災会議（以下「区民防災会議」という。）と称する。
2 区民防災会議は、世田谷、北沢、玉川、砧及び烏山の各地域ごとに地域区民防災会議を組織し、各地域区民防災会議は、まちづくりセンターの区域を単位とした地区区民防災会議を組織する。

(目的)

第2条 区民防災会議は、震災から区民の生命と財産を守るため、「自らのまちは自ら守る」を基本理念とし、地域防災活動の推進主体として、区民相互の協力体制を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 区民防災会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 災害時の助け合いネットワークづくりのための事業
(2) 防災関係機関と防災区民組織の連携のための事業
(3) 事業所及び学校施設等と防災区民組織の連携のための事業
(4) 防災知識の普及、防災訓練の実施及び防災リーダーの育成
(5) その他前条の目的の達成に必要な事業

(区民防災会議等の構成)

第4条 区民防災会議及び地域区民防災会議は、次に掲げる者をもって構成する。
(1) 委員
(2) 専門委員

2 地区区民防災会議は、町会・自治会等、身近なまちづくり推進協議会、学校協議会等の地区防災に関係する者をもって構成する。

(委員)

第5条 委員は、地域防災活動の中核を担っている町会、自治会等のうちから選出する。
2 前項の委員の選出は、まちづくりセンターの区域を単位に2名とする。
3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、次に掲げる者の内から委嘱する。
(1) 防災に関し学識経験を有する者

(2) 防災関係機関又は防災関係団体の関係者

- 2 前項各号に掲げる者のほか、地域区民防災会議においては、地域の実情に応じて必要と認められる者を委嘱することができる。
- 3 専門委員は、総会及び地域区民防災会議に出席し、意見を述べるすることができる。

(役員)

第7条 区民防災会議に、次の役員を置く。

会 長	1 名	会 計	2 名
副会長	4 名	監 査	2 名
理 事	1 0 名		

- 2 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 会長は、会務を統轄し区民防災会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長のうちからあらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。
- 6 理事は、役員会においてその必要な事項を審議する。
- 7 会計は、区民防災会議の財務を担当する。
- 8 監査は、会計を監査する。

(役員選出方法)

第8条 会長及び副会長は、第10条第1項に定める地域会長の互選により選出する。

- 2 理事は、各地域区民防災会議の委員の互選により2名ずつ選出する。
- 3 会計は、会長が理事の中から指名する。
- 4 監査は、理事でない委員の中から正副会長会が推薦し、役員会の承認を受け選出する。

(最高顧問・顧問・相談役)

第9条 区民防災会議に最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 最高顧問、顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 最高顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

(地域区民防災会議)

第10条 地域区民防災会議に地域会長を置き、地域区民防災会議の委員の互選により選出する。

- 2 地域会長は、地域区民防災会議の事務を掌理する。
- 3 地域会長に事故があるときは、地域区民防災会議の委員のうちから地域会長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 4 地域区民防災会議に会計1名及 監査2名を置き、地域区民防災会議の委員の中より

選出する。

5 この規約に定めるもののほか地域区民防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、地域区民防災会議で定めることができる。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会は、年1回以上開催し、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画の承認

(2) 予算の承認

(3) 事業報告の承認

(4) 会計決算の承認

(5) 規約の変更

(6) その他区の全域にわたる事項及び重要な事項

4 前項の規定にかかわらず、急を要するものは、第13条に規定する役員会に図り処理を行い、次の総会で承認を得なければならない。

(議事)

第12条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要の都度招集し、その議長となる。

3 役員会は、役員会の構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 区民防災会議の運営に関する事項

(3) 地域区民防災会議から提案のあった事項についての事前調整

(4) 第6条に規定する専門委員の委嘱を行うこと。

(5) その他総会の議決を要しない事務の執行に関する事項

5 役員会の議事は、役員会の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長が指名する専門委員は、役員会に出席し課題に対し指導、助言することができる。

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会は、会長が招集し、その議長となる。

- 3 正副会長会は、正副会長会の構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 正副会長会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 役員会に付議すべき事項
 - (2) その他総会又は役員会の議決を要しない事務の執行に関する事項
- 5 正副会長会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第15条 区民防災会議及び地域区民防災会議に第2条の目的を達成するため、その課題に応じて専門部会を設置することができる。

(会計)

- 第16条 区民防災会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 区民防災会議の収入及び支出を明らかにするため、会計帳簿等を整備する。
 - 3 会計は、委員が会計帳簿等の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(会計監査)

第17条 監査は、会計年度終了後に行い、総会に報告しなければならない。

(事務局等)

- 第18条 区民防災会議の事務局は世田谷区（以下「区」という。）の危機管理部に置き、事務局長を危機管理部災害対策課長とし、総合支所地域振興課長及びまちづくりセンター所長の代表（各地域ごとのまちづくりセンター所長から選出された者）を代表幹事とする。
- 2 地域区民防災会議の事務局を区の総合支所に置き、地域事務局長を地域振興課長とし、まちづくりセンター所長を地域幹事とする。
 - 3 地区区民防災会議の事務局を区のまちづくりセンターに置き、地区事務局長をまちづくりセンター所長とする。

附 則

この規約は、平成11年8月24日から適用する。

(中略)

附 則

この規約は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から適用する。

東京都防災ボランティア等一覧

1 東京都防災ボランティア

名 称	所 管	資 格	活 動 内 容
防災 ボランティア (語学)	生活文化局	一定以上の語学能力を有する者(満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度 判定員	都市整備局	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
危険度被災 判定地 士		宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 18 条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
ボ ラン ティ ア 建 設 防 災	建設局	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

2 交通規制支援ボランティア

所 管	資 格	活 動 内 容
警 視 庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<ol style="list-style-type: none"> 1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所これらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

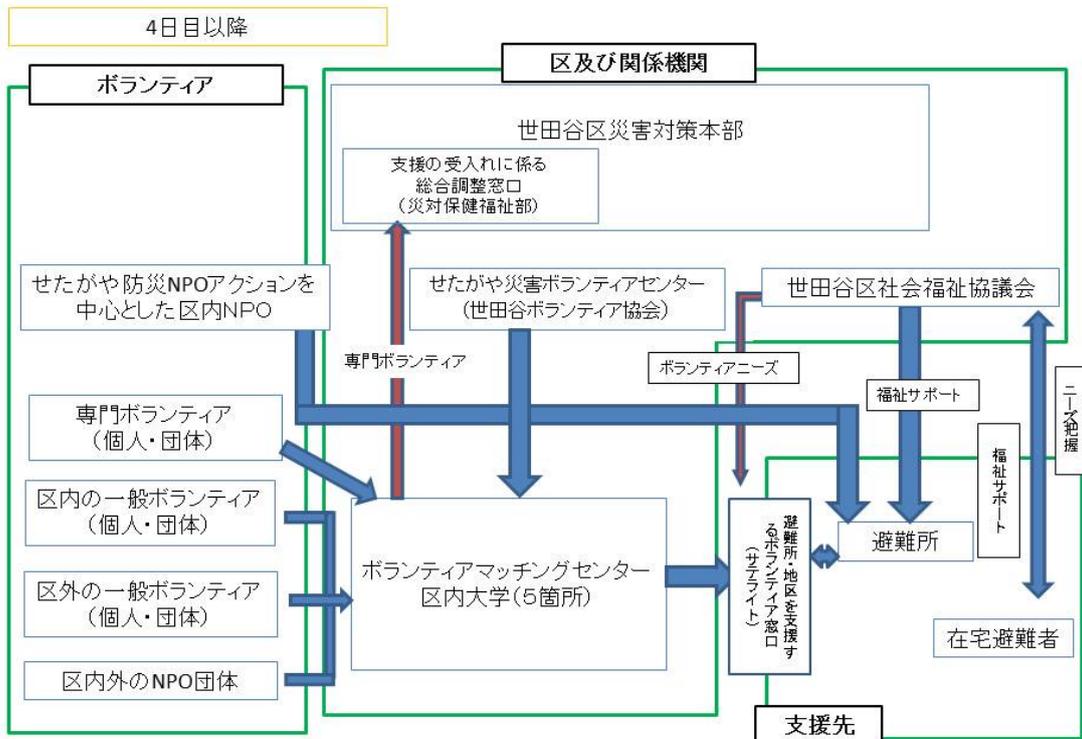
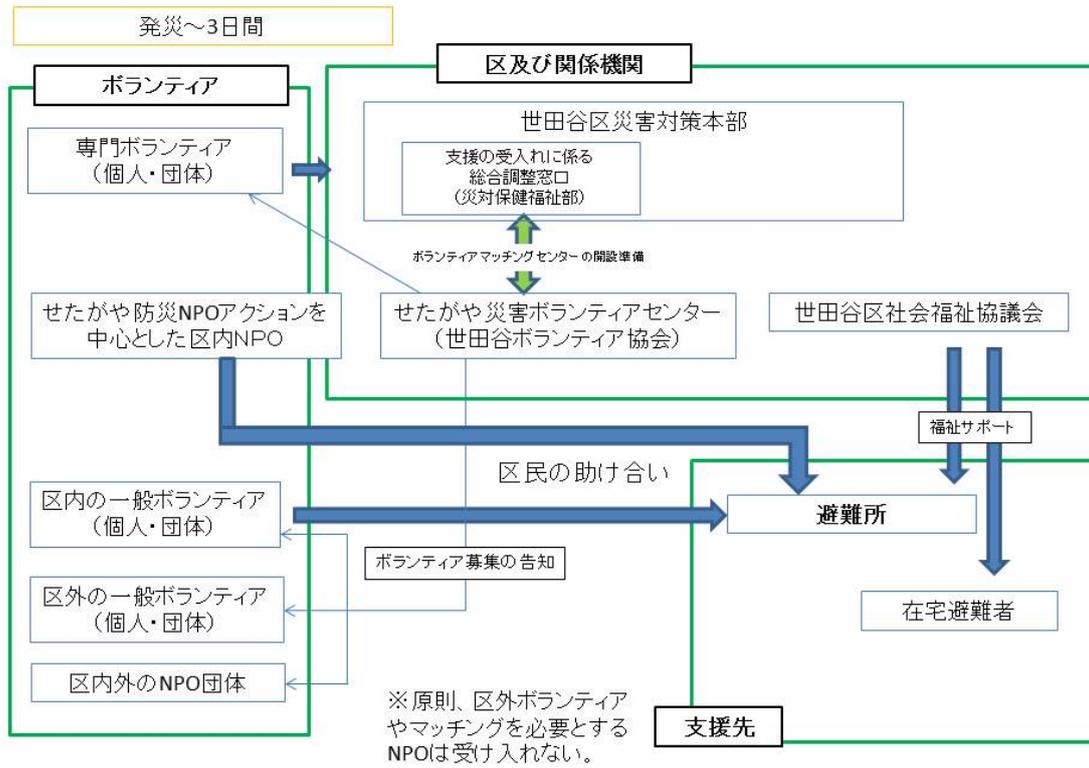
3 東京消防庁災害時支援ボランティア

所 管	資 格	活 動 内 容
東京消防庁	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>(2) 過去に消防団員、消防少年団として 1 年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 元東京消防庁職員</p> <p>(4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者</p>	<p>1 災害時</p> <p>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施</p> <p>2 平常時</p> <p>消防署が都民にたいして行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施</p>

4 赤十字ボランティア

所 管	要 件	活 動 内 容
日本赤十字社 東京都支部	《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所帰宅困難者支援所等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施

ボランティアの体制図



文化財の現況

区分	名称	所在地	
国指定文化財 主なもの	国宝・重要文化財		
	建造物	大場家住宅主屋および表門	世田谷 1-29-18 大場代官屋敷保存会
	絵画	国宝宗達筆源氏物語関屋及滯標図、伝馬遠筆風雨山水図、橋本雅邦筆竜虎図、平治物語絵詞	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫美術館
		国宝源氏物語絵巻、国宝紫式部日記絵詞	上野毛 3-9-25 五島美術館
	彫刻	木造不動明王および八大童子像	下馬 4-9-4 世田谷山観音寺
		木造十二神将立像、木造広目天眷属立像	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫美術館
		木造愛染明王坐像	上野毛 3-9-25 五島美術館
	工芸	国宝太刀・銘包永、太刀・銘国光、仁清作色絵吉野山図茶壺、国宝耀変天目茶碗、尾形光琳作住之江蒔絵硯笥、井戸茶碗（越後）	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫美術館
		金襴手透彫花鳥文仙蓋瓶、砧青磁鳳凰耳花生	上野毛 3-9-25 五島美術館
	書籍	国宝倭漢朗詠抄卷下残卷、古文書大手鑑、宋版説文解字、西行物語、皇太后宮歌合	岡本 2-23-1 静嘉堂文庫美術館
		高麗版貞元新訳華嚴経疏卷第十、国宝古林清茂墨跡、古今和歌集卷第一卷首（高野切）、平忠盛筆紺紙金泥阿弥陀経、後鳥羽天皇宸翰熊野懐紙	上野毛 3-9-25 五島美術館
	考古	国宝日向国西都原古墳出土金銅馬具類、画文帯四仏四獣鏡、飛鳥伽鳥八花鏡	〃
	史跡		
	史跡	細井広沢墓	等々力 3-15-1 満願寺墓地内
彦根藩主井伊家墓所—豪徳寺井伊家墓所—		豪徳寺 2-24-7 豪徳寺墓地内	
都指定文化財	有形文化財		
	建造物	武家屋敷門	下馬 2-11-6 西澄寺
	絵画	絹本着色珂碩上人像	奥沢 7-41-3 浄真寺
	彫刻	木造阿弥陀如来（九品）坐像釈迦如来坐像、木造珂碩上人坐像	奥沢 7-41-3 浄真寺
木造五百羅漢坐像		下馬 4-9-4 世田谷山観音寺	

区分	名称	所在地	
都指定文化財	工芸品	梵鐘	奥沢 7-41-3 浄真寺
	工芸品・考古資料	七鈴鏡（御岳山古墳出土品）	等々力 3-15-1 満願寺
	考古資料	野毛大塚古墳主体部出土品	宇奈根 1-8-21 宇奈根考古資料室
			世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	古文書	大場氏文書記録	〃
	無形民俗文化財		
	風俗慣習	奥沢神社の大蛇お練り行事	奥沢 5-22-1 奥沢神社氏子中
	民俗芸能	浄真寺の二十五菩薩練共養	奥沢 7-41-3 浄真寺
	史跡		
	史跡	世田谷代官屋敷	世田谷 1-29-18 大場代官屋敷保存会
		野毛大塚古墳	野毛 1-25 玉川野毛町公園内
		等々力溪谷三号横穴	等々力 1-22 等々力溪谷公園内
		御岳山古墳	等々力 1-18
		徳富蘆花旧宅	粕谷 1-20-1 蘆花恒春園内
	旧跡		
	旧跡	世田谷城跡	豪徳寺 2丁目一部世田 谷城趾公園内
		伊勢貞丈墓	世田谷 4-7-9 大吉寺墓地内
		広沢真臣墓	若林 4-35-1
		喜多川歌麿墓	北鳥山 4-28-1 専光寺墓地内
	名勝		
名勝	等々力溪谷	等々力 1・2丁目他	
天然記念物			
天然記念物	九品仏のカヤ、九品仏のイチョウ	奥沢 7-41-3 浄真寺内	
	上野毛のコブシ	上野毛 3-9-25 五島美術館内	
	善養寺のカヤ	野毛 2-7-11 善養寺内	
	桜小学校のオオアカガシ	世田谷 2-4-15 桜小学校校庭内	

区分	名称	所在地
区登録文化財	有形文化財	
	建造物	東玉川神社社殿 東玉川神社
		善養院本堂並びに庫裏 善養院
		船橋観音堂厨子 船橋 1-20-16
古文書	旧奥沢村原家文書 世田谷 1-29-18 区立郷土資料館	

区分	名称	所在地
区指定文化財	有形文化財	
	建造物	旧長崎家住宅 岡本 2-19-1 岡本公園民家園
		武家屋敷門 岡本 1-3 多摩川テラス
		旧加藤家住宅主屋、旧秋山家住宅土蔵、旧谷岡家表門 喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園
		勝光院書院 桜 1-26-35 勝光院
		喜多見氷川神社石鳥居 喜多見 4-26 喜多見氷川神社
		浄真寺三仏堂（上・中・下品堂）、浄真寺仁王門 奥沢 7-41-3 浄真寺
		豪徳寺仏殿 豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		桜上水・八幡神社旧本殿 桜上水 3-21-6 桜上水八幡神社
		旧安藤家住宅（附 内倉・表門） 喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園（附は大蔵 6-2-6 安藤家）
		大蔵氷川神社本殿並びに棟札 大蔵 6-6-7 大蔵氷川神社
		齋田家住宅 代田 3
		旧小坂家住宅 瀬田 4-41 瀬田 4 丁目広場
		妙壽寺客殿 北烏山 5-15-1 妙壽寺
		鈴木家住宅穀倉 等々力 2-39
志村家住宅 成城 3-6-16		
代田八幡神社鳥居 代田 3-57-1		

区分	名称	所在地	
区指定文化財	絵画 ・ 彫刻	本造薬師如来立像	赤堤 3-28-29 西福寺
		木造阿弥陀如来坐像	喜多見 5-13-10 宝寿院
		木造十一面観音立像	宇奈根 2-24-2 観音寺
		板絵着色大蔵氷川神社奉納絵図	大蔵 6-6-7 大蔵氷川神社
		乾漆珂碩上人倚像、木造五劫思惟阿弥陀如来坐像	奥沢 7-41-3 浄真寺
		豪徳寺仏殿像	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		知行院の木造十一面観音菩薩立像	喜多見 5-19-2 知行院
		遊芸人図屏風	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		勝國寺の木造薬師如来及脇侍日光菩薩立像	世田谷 4-27-4 勝國寺
	工芸品	豪徳寺の梵鐘	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺
		勝光院の梵鐘	桜 1-26-35 勝光院
	古文書	阿弥陀三尊・一尊種子板碑、阿弥陀三尊種子板碑、旧荏原郡太子堂村名主森家文書、旧多摩郡鎌田村名主橋本家文書、旧荏原郡上野毛村名主田中家文書、北条幻庵覚書、荏原小学校沿革誌（甲・乙号）、旧多摩郡船橋村名主鈴木家文書、旧多摩郡大蔵村井山家文書、石井家文書、宇津木家文書	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		阿弥陀三尊種子板碑（二基）	上祖師谷 6-12-1 上祖師谷阿弥陀堂
		阿弥陀三尊画像板碑	深沢 1
		阿弥陀一尊画像板碑	赤堤 3-28-29 西福寺
		大平家文書	等々力 7
		旧荏原郡代田村名主齋田家文書	代田 3 齋田家および、 世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
	歴史資料	斎藤寛斎史料、木造岡本黄石正座像	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		井伊直弼画像	豪徳寺 2-24-7 豪徳寺

区分	名称	所在地	
区指定文化財	考古資料	稲荷塚古墳出土品（喜多見稲荷塚古墳）、八幡塚古墳北主体部出土品	世田谷 1-29-18 区立郷土資料館
		喜多見中通遺跡出土馬具、桜木遺跡出土の縄文時代遺物一括、瀬田遺跡環濠出土の古墳時代土器一括、祖師谷大道北遺跡出土独鈷石	宇奈根 1-8-21 宇奈根考古資料室
	有形民俗文化財		
	有形民俗文化財	旧浦野家土蔵	岡本 2-19-1 岡本公園民家園
		旧城田家住宅 主屋	喜多見 5-27-14 次大夫堀公園民家園
	無形民俗文化財		
	風習俗慣	須賀神社の湯花神事	喜多見 4-3-23 須賀神社
		喜多見のまむしよけ	喜多見 3 齊藤家
		森巖寺の針供養	代沢 3-27-1 森巖寺
	民芸俗能	喜多見氷川神社の節分祭行事と神前神楽	喜多見 4-26-1 喜多見楽友会
		喜多見慶元寺の双盤念仏行事	喜多見 4-17-1 喜多見双盤念仏講
		代田餅搗き	代田（旧代田村）三土代会
	史跡		
	史跡	砧中学校古墳群四号墳	成城 1-10-1 砧中学校校庭
		稲荷塚古墳（喜多見）	喜多見 4-7
		第六天塚古墳	喜多見 4-3
		常盤塚	上馬 5-30-19
		奥沢城跡	奥沢 7-41-3 浄真寺
上野毛稲荷塚古墳		上野毛 2-12 区立上野毛 2 丁目緑地	
喜多見氏（江戸氏）墓所		喜多見 4-17-1 慶元寺	
吉良氏墓所		桜 1-26-35 勝光院	

〔資料第 22〕

世田谷区街路消火器設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生に伴い多発的に発生すると予想される火災又は随時発生する火災を区民等の協力によって初期に消火し、区民の生命と財産の安全を図るために、世田谷区が区内の街路等に設置する消火器（以下「街路消火器」という。）及び街路消火器の維持管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(街路消火器の規格)

第2条 街路消火器は、国家検定を合格したもので、粉末を用いるものにあつてはABC粉末10型薬剤量3キログラム以上のもの、強化液を用いるものにあつては薬剤量3リットル以上の容量のものとする。

(街路消火器の設置基準)

第3条 街路消火器は、概ね次に掲げる場所に設置する。

- (1) 木造住宅密集地又は消防活動が困難な狭あい地等の延焼の危険が大きい住宅地
- (2) 中層アパート群がある地域又は駅周辺等の地域における防災意識の高揚及び火災への対応のために適切な場所
- (3) 広域避難場所への避難道路の安全を確保するため、当該避難道路に概ね100メートル間隔で設ける場所
- (4) 一時集合所、避難所の安全を確保するため、それらの周辺に設ける場所

(街路消火器の設置方法)

第4条 街路消火器の設置方法は、次のとおりとする。

- (1) 道路上等の目立ちやすく容易に使用することができる場所で、車両、歩行者等の通行の障害とならないこと。
- (2) 老朽防止及び盗難防止のため格納箱に収めること。
- (3) 格納箱はポールにより地面に固定し、又はポールによらない場合は塀等に固定し、当該格納箱の上端が地面から1メートル以上1.5メートル以下の高さになるようにすること。

(街路消火器の設置場所の承諾等)

第5条 区長は、街路消火器を設置しようとするときは、当該設置しようとする場所の所有者およびその場所に面した住宅等の居住者等から世田谷区街路消火器設置承諾書（様式）又は指定用紙により承諾を受けてから設置場所を決定しなければならない。

2 区長は、街路消火器の設置場所の所有者又はその場所に面した住宅等の居住者等から街路消火器の移設又は撤去を希望する旨の申出があったときは、当該申出を行った者と速やかに協議するとともに、街路消火器の新たな設置場所を決定し、移設又は撤去しなければならない。

(街路消火器の維持管理)

第6条 区長は、定期的な検査、薬剤の詰替え等、街路消火器の維持管理を行わなければならない。

2 区長は、街路消火器又は格納箱の使用若しくはいたずら等による放置、盗難、破損等の情報について通報等があった場合は、速やかに原状に復するよう対処しなければならない。

(区民への啓発)

第7条 区長は、消防署等の防災関係機関と協力し、区民等に対し街路消火器を含む消火器の取扱いについて講習を行う等の啓発を行わなければならない。

(賠償)

第8条 区長は、街路消火器又は格納箱等に損害を与えた者に対し、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、速やかに原状に回復させるものとする。ただし、区が原状に回復した後に街路消火器又は格納箱に損害を与えた者が判明した場合は、当該損害を与えた者に当該回復に要した費用を賠償させることがある。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、街路消火器の設置及び維持管理等に係る必要な事項は、その都度区長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

[資料第 23]

街路消火器の設置現況

(令和 2 年 4 月現在)

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
消火器 設置本数	1,470	1,336	1,114	732	541	5,193

設置の目安

- 1 出火及び延焼危険の大きい住宅地を中心に設置（木造一般住宅密集地、消防活動困難な狭あい地、新興住宅地、等）
- 2 防災意識の高揚及び一般火災への対応のために適切なところに設置（中層アパート群、駅周辺、等）
- 3 避難路の安全を確保するため、主要道路に概ね 100m 間隔に設置
- 4 一時集合所、避難所等の周辺に重点的に設置

〔資料第 24〕

世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区が火災発生時に消火活動に協力した区民等が使用した消火器に対し当該使用後に消火器の薬剤補充等の助成を行うことにより、区民等の消火活動に伴う経済的負担の軽減を図り、もって区の火災予防の施策に資することを目的とする。

(薬剤補充等の助成の対象となる消火器)

第 2 条 薬剤補充等の助成の対象となる消火器（以下「協力消火器」という。）は、世田谷区内又は世田谷区に隣接する区又は市（世田谷区との境界から概ね 100 メートル以内の地域とする。）で発生した火災の消火活動に協力して使用した消火器で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 世田谷区内の一戸建て住宅に居住する個人（世帯を含む。以下同じ。）が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (2) 世田谷区内の共同住宅（同一敷地内に複数棟の住宅がある場合を含む。以下同じ。）に居住する個人が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (3) 世田谷区内の共同住宅に居住する個人が所有する消火器で、当該共同住宅内の他の世帯の部屋等の火災に対して使用したもの
- (4) 世田谷区内の共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (5) 世田谷区内に所在する民間事業所が所有する消火器で、前各号に掲げるものに相当すると認められるもの
- (6) 世田谷区外に居住する個人又は世田谷区外に所在する民間事業者が所有する消火器で、世田谷区内の火災に対して使用したもののうち、当該個人の居住地又は事業所の所在地が属する区又は市からこの要綱による助成と同等の助成制度が適用にならないもの

(薬剤補充等の助成の対象とならない場合)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による薬剤補充等の助成の対象としない。

- (1) 官公署、国公立学校に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合
- (2) 公設民営の施設又は事業所等に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合
- (3) 共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅の火災に対して使用した場合
- (4) 火災の原因について責任を有する者が、当該火災に対して使用した場合

(助成の方法)

第4条 助成の方法は、協力消火器への薬剤補充等による現物給付とする。

(助成に係る手続等)

第5条 区長は、薬剤補充等の助成を希望する協力消火器の所有者に、世田谷区消火器薬剤補充等助成申請書兼請求書(第1号様式)により申請させるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等を確認し、審査のうえ助成の可否を決定するものとする。

3 区長は、助成の可否を決定したときは、その決定内容を速やかに申請した者に対し世田谷区消火器薬剤補充等助成の可否決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、助成を可としたものについて助成を行うものとする。

4 助成が終了したときは、申請した者に対し消火器薬剤補充等助成確認票(第3号様式)を提出させるものとする。

(個人情報の外部提供)

第6条 区長は、区が委託する業者を用いて薬剤補充等の助成を行う場合は、協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等の個人情報について区から当該委託業者に通知することをあらかじめ協力消火器の所有者から同意を得たうえで行わなければならない。

(虚偽の申し出等により助成を受けた場合の措置)

第7条 区長は、薬剤補充等の助成を受けた者が、虚偽の申出等により、この要綱の規定に反して助成を受けたものであると認めるときは、助成に要した費用の返還を求める等の措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年6月1日)

この要綱は、平成17年6月1日より施行する。

応急給水資器材配置場所一覧

区では飲料水や消火用水を確保するため、以下のように備えています。

1 スタンドパイプとは

道路等のマンホール内に格納されている消火栓に接続して給水する資器材。スタンドパイプの先に給水栓や消火用ホースをつないで使用します。

(1) 応急給水用

断水などが発生した際の飲料水等の供給は、東京都が設置する区内 10 カ所の給水拠点で行うこととしております。

区では避難所となる区立小中学校施設の水道設備が破損した際に備え、消火栓等を活用した応急給水を実施するため、東京都水道局から貸与された応急給水資器材（スタンドパイプや給水栓等、消火用としても使用可）を区立小中学校に配備しています。

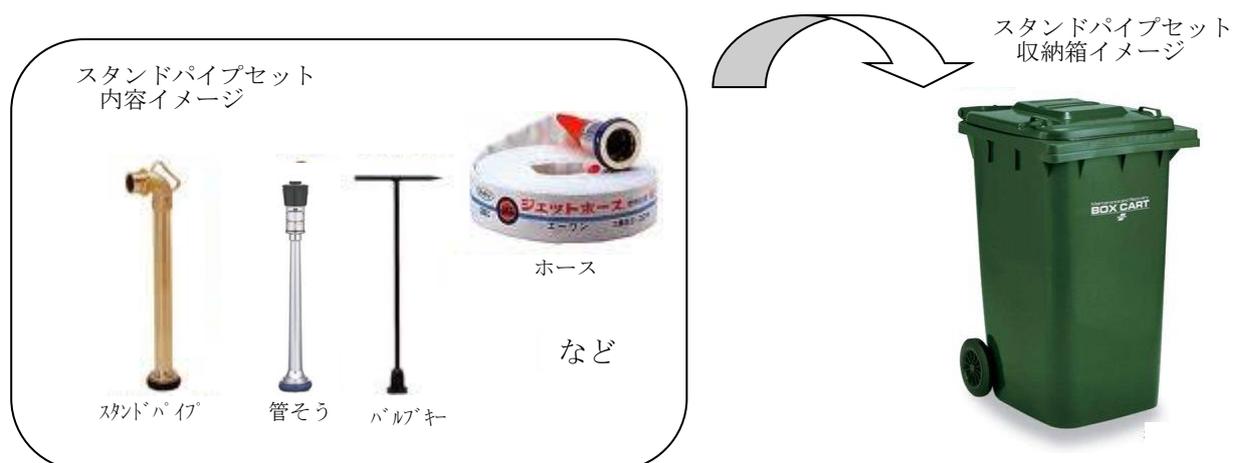
また、各小中学校の受水槽には非常用水栓を取り付けており、受水槽内の水を使用することができます。

（※ 改築工事、大規模改修工事対象校一部を除く。）

(2) 消火用

震災等による火災に備え、初期消火を行う資器材として消火用のスタンドパイプセットを 28 カ所のまちづくりセンター及び地区会館等計 53 カ所の区施設に配備しています。

緊急時に区民などが使用できるよう、日ごろより消防署の協力を得て町会・自治会や事業所等を対象に操作訓練を行っています。



消火用スタンドパイプ設置場所一覧

	名称	所在地		名称	所在地
1	池尻まちづくりセンター	池尻 3-27-21	29	桜丘区民センター	桜丘 5-14-1
2	太子堂まちづくりセンター	太子堂 2-17-1	30	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9
3	若林まちづくりセンター	若林 1-34-2	31	粕谷区民センター	粕谷 4-13-6
4	上町まちづくりセンター	世田谷 1-23-5	32	下馬南地区会館	下馬 6-41-6
5	経堂まちづくりセンター	宮坂 1-44-29	33	経堂地区会館	経堂 3-37-13
6	下馬まちづくりセンター	下馬 4-13-4	34	経堂南地区会館	経堂 5-21-6
7	上馬まちづくりセンター	上馬 4-10-17	35	三宿地区会館	三宿 2-7-10
8	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-61-16	36	世田谷地区会館	世田谷 2-25-10
9	代沢まちづくりセンター	代沢 5-1-15	37	中里地区会館	上馬 2-24-17
10	新代田まちづくりセンター	羽根木 1-6-14	38	野沢地区会館	野沢 1-8-14
11	北沢まちづくりセンター	北沢 2-8-18	39	桜上水南地区会館	桜上水 3-4-11
12	松原まちづくりセンター	松原 2-17-36	40	松原地区会館	松原 5-17-6
13	松沢まちづくりセンター	赤堤 5-31-5	41	代沢地区会館	代沢 5-8-19
14	奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-15-7	42	代田地区会館	代田 4-14-3
15	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-35-4	43	代田南地区会館	代田 1-21-11
16	等々力まちづくりセンター	等々力 3-4-1	44	奥沢東地区会館	奥沢 2-9-28
17	上野毛まちづくりセンター	中町 2-33-11	45	駒沢地区会館	駒沢 3-13-5
18	用賀まちづくりセンター	用賀 2-29-22	46	深沢地区会館	深沢 1-14-22
19	二子玉川まちづくりセンター	玉川 4-4-5	47	宇奈根地区会館	宇奈根 2-23-20
20	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-33-12	48	祖師谷地区会館	祖師谷 3-30-30
21	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1-23	49	大蔵地区会館	砧 3-5-6
22	成城まちづくりセンター	成城 6-3-10	50	給田地区会館	給田 3-14-7
23	船橋まちづくりセンター	船橋 4-3-2	51	北烏山地区会館	北烏山 9-25-26
24	喜多見まちづくりセンター	喜多見 5-11-10	52	世田谷区役所第3庁舎	世田谷 4-22-33
25	砧まちづくりセンター	砧 5-8-18	53	世田谷ボランティアセンター	下馬 2-20-14
26	上北沢まちづくりセンター	上北沢 4-32-9			
27	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷 2-7-6			
28	烏山まちづくりセンター	南烏山 6-2-19			

[資料第26]

消防車両等の内訳

令和2年4月1日現在

区分	ポンプ車	化学車	はしご車等	救助車	救急車	その他 指揮車・ 輸送車等	計
世田谷消防署	10台	1台	1台	1台	6台	14台	33台
玉川消防署	8台		1台		4台	10台	23台
成城消防署	6台		1台		4台	11台	22台
計	24台	1台	3台	1台	14台	33台	76台

[資料第27]

消防水利

令和2年4月1日現在

種別	計	種別	計
公設消火栓	8,937	プール	138
私設消火栓	48	河川	56
防火水槽	2,274	池	13
貯水池	5	その他	8
受水槽	39	計	11,518

緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）

通達甲（交. 規. 規3）第18号

平成24年12月26日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

緊急通行車両等の確認事務等の実施要領の制定について

このたび、別添のとおり、緊急通行車両等の確認事務等の実施要領を制定し、平成25年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領について（平成8年2月19日通達甲（交. 都. 対2）第4号）は廃止する。

緊急通行車両等の確認事務等の実施要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及びこれらの法律（地震法を除く。）の規定に基づき実施される交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定のあった車両（以下「規制除外車両」という。）の確認に関する事務の円滑かつ適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

緊急通行車両等の確認事務等については、災対法、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）、地震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）、原災法、国民保護法等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 防災基本計画 災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。
- 2 防災業務計画 災対法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。
- 3 地域防災計画 災対法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。
- 4 指定行政機関 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- 5 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 6 指定公共機関 災対法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- 7 指定地方公共機関 災対法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。
- 8 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- 9 国民の保護に関する基本指針 国民保護法第32条第1項に規定する国民の保護に関する基本指針をいう。

10 国民の保護に関する計画 国民保護法第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画をいう。

11 国民の保護に関する業務計画 国民保護法第36条第1項又は第2項に規定する国民の保護に関する業務計画をいう。

第4 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両等の事前届出の対象車両

緊急通行車両等として使用される車両であることの確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前の届出（以下「緊急通行車両等の事前届出」という。）の対象車両は、次に掲げるものとする。

なお、災害対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官等の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両とする。

(1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 災害発生時に、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関又は指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は災害発生時に、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両としての対象車両

地震法第24条に規定する緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を行うこととなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 地震法第9条第1項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときに、地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域として指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を行う車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために常時

使用される車両又は警戒宣言が発せられたときに、指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が他の関係機関・団体等から調達する車両

(3) 原災法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策（以下「緊急事態応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 原災法第15条第2項の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発せられたときに、緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有する車両若しくは原子力事業者等との契約等により当該原子力事業者等の活動のために常時使用される車両又は原子力緊急事態宣言が発せられたときに、原子力事業者等が他の関係機関・団体等から調達する車両

(4) 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は武力攻撃事態等において、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

2 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1) 緊急通行車両等の事前届出の受理

緊急通行車両等の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出の受理に当たっては、車両を緊急通行車両等として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「緊急通行車両等業務責任者」という。）に別記様式第1号の「緊急通行車両等事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び輸送協定書その他当該車両が前1に掲げる車両であることを疎明する書類（以下「事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

(3) 警察署長が事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長は、自署管内に緊急通行車両等として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する緊急通行車両等業務責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（規制第三係経由）に当該事前届出書等を送付するものとする。

(4) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出を受理した場合は、事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第1号の「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を当該事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた事前届出書等に係る届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 届出済証の再交付

(7) 交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等の事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出を受けた場合は、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、再交付する届出済証に「再」と朱書すること。

(イ) 警察署長は、前アの規定により経由して交付した届出済証について前(ア)の申出を受けた場合は、その旨を交通規制課長（規制第三係経由）に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた交通規制課長は、当該警察署長を経由して再交付を行うこと。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長及び警察署長は、届出済証に係る車両（以下「事前届出車両」という。）が緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなった場合、廃車となった場合又はその他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったと認めた場合は、速やかに公安委員会（交通規制課規制第三係経由）に当該届出済証を返還させるものとする。

3 緊急通行車両等の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第2号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第3号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第5 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両等の確認の手続

(1) 緊急通行車両等の確認の実施

緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）が、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置される交通検問所（以下「本部等」という。）において行うものとする。この場合において、届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から緊急通行車両等の確認を求める旨の申出があったときは、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 緊急通行車両等の確認の際に提出させる書類等

ア 事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、届出済証の交付を受けている者に、届出済証を提示させるとともに、別記様式第4号の「緊急通行車両等確認申請書」及び必要事項を記載した災対法施行規則別記様式第4の証明書又は地震法施行規則別記様式第7の証明書（以下総称して「証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び輸送協定書その他当該車両が緊急通行車両等として使用される車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した証明書を提出させるものとする。

(3) 緊急通行車両等の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第3の標章又は地震法施行規則別記様式第6の標章（以下総称して「確認標章」という。）及び証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(4) 道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の取扱い

道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の交付を受けている者から、緊急通行車両等の確認を求める旨の申出を受けた場合は、当該緊急通行車両等届出済証を届出済証とみなして、届出済証の交付を受けている者と同様に取り扱うものとする。

2 緊急通行車両等の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第5号の「緊急通行車両等確認申請取扱簿」を備え付け、緊急通行車両等の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（規制第三係経由）に通知すること。

第6 規制除外車両の事前届出

1 規制除外車両の事前届出の対象車両

規制除外車両として使用される車両であることの確認（以下「規制除外車両の確認」という。）に係る事前の届出（以下「規制除外車両の事前届出」という。）の対象車両は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両として災対法、原災法又は国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外することが適切であり、かつ、緊急通行車両等として使用されることとなる車両に該当しないものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両ではあるが、規制除外車両の事前届出は要しないものとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師又は医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等を搬送する車両（そのために必要な特別の構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機
- (5) 道路啓開作業車両
- (6) 重機輸送用車両

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 規制除外車両の事前届出の受理

規制除外車両の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者である者に限って受理すること。

(2) 規制除外車両の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の受理に当たっては、車両を規制除外車両として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「規制除外車両業務責任者」という。）に別記様式第6号の「規制除外車両事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び次に掲げる書類（以下「除外事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

ア 前1の(1)に規定する車両については、医師免許証若しくは歯科医師免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ 前1の(2)に規定する車両については、使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造業者又は販売業者であることを確認できる書類の写し

ウ 前1の(3)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ 前1の(4)及び(5)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

オ 前1の(6)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

(3) 警察署長が除外事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長が、自署管内に規制除外車両として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する規制除外車両業務責任者から除外事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（規制第三係経由）に当該除外事前届出書等を送付するものとする。

(4) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出を受理した場合は、除外事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第6号の「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を当該除外事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた除外事前届出書等に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付及び返還に関する規定の準用

前記第4の2の(4)のイ及びウの規定は、除外届出済証の再交付及び返還の手續に準用する。

3 規制除外車両の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第7号の「規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第8号の「規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第7 規制除外車両の確認

1 規制除外車両の確認の手續

(1) 規制除外車両の確認の実施

規制除外車両の確認は、交通規制課長等が、本部等において行うものとする。この場合

において、除外届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から規制除外車両の確認を求める旨の申出があったときは、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 規制除外車両の確認の際に提出させる書類等

ア 除外事前届出車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外届出済証に係る車両（以下「除外事前届出車両」という。）に対する規制除外車両の確認に当たっては、除外届出済証の交付を受けている者に、除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第9号の「規制除外車両確認申請書」及び必要事項を記載した別記様式第10号の「規制除外車両確認証明書」（以下「除外証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び前第6の1に掲げる車両又は交通対策本部長（交通部長）が別途指示する車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、規制除外車両確認申請書及び必要事項を記載した除外証明書を提出させるものとする。

(3) 規制除外車両の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、規制除外車両の確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

2 規制除外車両の拡大

災対法、原災法又は国民保護法に基づく交通規制の実施後において、被害状況、道路及び交通状況、災害応急対策、緊急事態応急対策又は国民の保護を実施するための措置の進展状況等により、規制除外車両の対象範囲を拡大する場合は、車両の種別、確認事務の手続その他必要事項について、交通対策本部長が別途指示する。

3 規制除外車両の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第11号の「規制除外車両確認申請取扱簿」を備え付け、規制除外車両の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（規制第三係経由）に通知すること。

<p><input type="checkbox"/> 災害 震防 災応 害急 策用 <input type="checkbox"/> 地震 防災 害保 護措 置用 <input type="checkbox"/> 原子 力災 害保 護措 置用 <input type="checkbox"/> 国民 保衛 措置 用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会殿</p> <p>申請 機 関 名 地 号 所 在 番 号 電 話 番 号 取 扱 責 任 者 役 職 名 氏 名</p> <p>印</p>	<p>第 号</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都公安委員会</p>
<p>番号標に表し されている番号</p>	<p>備 考</p>
<p>車両の用途 (緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)</p>	<p>(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この 届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、 交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手續 を受けてください。</p>
<p>使用者機関名 所在地番 話番 使用責任者役職 氏名</p>	<p>2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、 汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出 をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。</p>
<p>届出車両の出発地</p>	<p>3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出 済証を速やかに返還してください。</p>
<p>※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、自動車検査証又は 車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証す る書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提 出してください。</p>	<p>(1) 緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくな ったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなっ たとき。</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

整理番号 (署 課 隊) 号)

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申請書 東京都公安委員会 殿 申請機関名 所在地 電話番号 氏名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路		
出 発 地		目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

<input type="checkbox"/> 災害対応策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害保護措置用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関所在地 所電話番 取扱責任者役職氏名 印	第 号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会
番号 表示されている番号	備考
車両の用途	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合は、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 規制除外車両として使用されることとなる車両でなくなつたとき。 (2) 廃車となつたとき。 (3) その他規制除外車両として使用される必要性がなくなつたとき。
使用者機関所在地 所電話番 使用責任者役職氏名 届出車両の出発地	※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

災害 応急対策用 原子力 保護 措置 用 国民 規制除外車両確認申請書 東京都公安委員会 殿 申請機関名 所在地番号 氏電話番号 印		年	月	日
番号標に表 示されてい る番号				
車両の用途				
使用者	住所	() 局 番		
氏名	氏名			
通行日時	通行日時			
通行経路	通行経路	出発地	目的地	
備考	備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

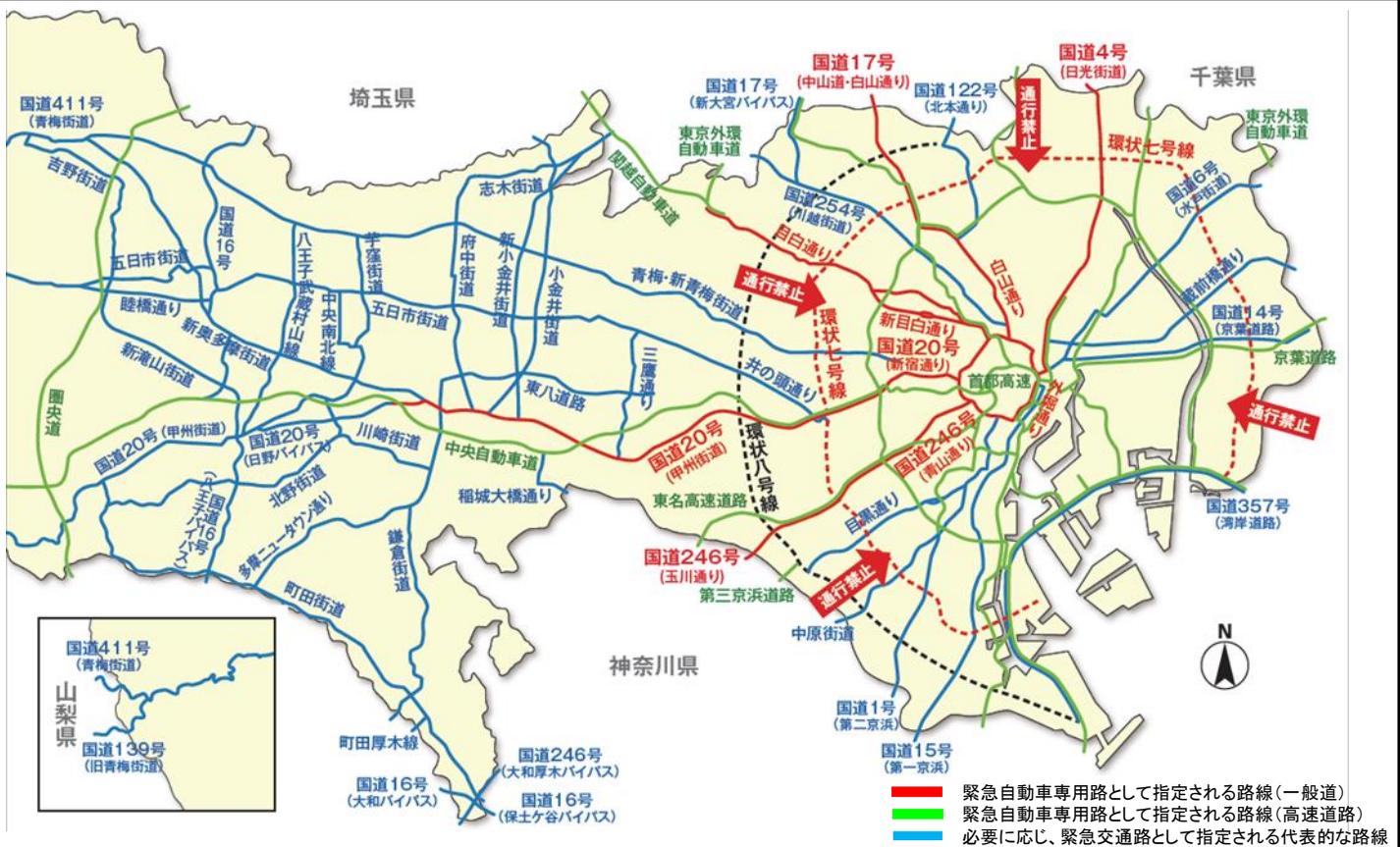
第 号 規制除外車両確認証明書 東京都公安委員会 印		年	月	日
番号標に表 示されてい る番号				
車両の用途				
使用者	住所	() 局 番		
氏名	氏名			
通行日時	通行日時			
通行経路	通行経路	出発地	目的地	
備考	備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
- 2 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。(主な路線名)

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の原通り・五日市街道・嵯峨通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
芋窪街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新境山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じ、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

〔資料第 30〕

災害時臨時離着陸場候補地一覧

(令和2年4月現在)

	施設名	所在地	確保面積 (m ³)	現況	備考
1	世田谷公園 軟式野球場	池尻1-5	7,000	野球場	
2	都立駒沢オリンピック 公園上競技場	区駒沢公園1-1	16,000	競技場	国立病院機構東京医療センター
3	駒沢大学祖師谷 グラウンド	八幡山2-13-9	2,000	大学グラウンド	
4	都立砧公園	砧公園1-1	10,000	公園	区立総合運動場競技場
5	都立祖師谷公園 少年運動場	上祖師谷3-22-19	2,000	グラウンド (公共等)	至誠館第二病院、都立松沢病院
6	明治大学八幡山 グラウンド	八幡山2-13-9	2,000	大学グラウンド	
7	二子玉川緑地 運動場	鎌田1丁目先		河川敷	
8	世田谷区立 小泉公園	駒沢2-42	3,431	公園	
9	世田谷区立 赤松公園	赤堤4-10	3,751	公園	
10	日本体育大学 グラウンド	深沢7-1		大学グラウンド	
11	東京農業大学 野球場	桜丘1-1	4,000	野球場	公立学校共済組合関東中央病院
12	成城学園 グラウンド	成城6-1		高校グラウンド	
13	駒澤大学玉川校舎 グラウンド	宇奈根1-1		大学グラウンド	
14	日本大学 グラウンド	桜上水3-25-40		大学グラウンド	
15	日本女子体育大学 グラウンド	北鳥山8-19-1		大学グラウンド	
16	玉川3丁目先 多摩川左岸河川敷	玉川3丁目先		河川敷	
17	世田谷区立羽根木公園	代田4-38		公園(野球場)	
18	世田谷区立大蔵運動公園 陸上競技場	大蔵4-6-1		陸上競技場	
19	国立成育医療センター	世田谷区大蔵2-10-1	437	屋上施設	

	施設名	所在地	確保面積 (m ³)	現況	備考
20	自衛隊中央病院	世田谷区池尻 1-2-24	888	屋上施設	
21	都立松沢病院屋上	世田谷区上北沢 2-1-1	940	屋上施設	

各機関における情報連絡体制一覧

区分	内 容
区	<p>1. 区は、東京都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。なお、地震等による無線施設の損壊その他の支障の発生により、通信ルートが途絶した場合は、最寄りの消防署の有する消防電話用通信設備を活用する。</p> <p>2. 災害の状況により、都本部に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。</p> <p>3. 区は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、区域内の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に災害時の通信を確保する。</p> <p>4. 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を確保しておく。（世田谷区地域防災系無線協議会）</p> <p>5. 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。</p>
都	<p>東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により管下区市町村、都各出先機関、警察、消防等各防災機関と情報連絡を行う。</p>
警視庁	<p>警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
東京消防庁	<p>消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、管下消防署、各方面本部・警防本部及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
防その 災の 機他 関の	<p>それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。</p>
東 N 日 T 本 T	<p>1. NTTの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。</p> <p>2. 広域避難場所に特設公衆電話を設置する。また、災害用伝言ダイヤルの運用をはかる。</p>

消防団格納庫一覽

世田谷消防団

(令和 2 年 9 月 1 日現在)

分団名	所 在	面積(占有面積)	分団名	所 在	面積(占有面積)
第 1 分団	池尻 2-7-17	16.5m ²	第 10 分団	松原 2-17-36	7.50m ²
	池尻 4-26	4.98m ²		松原 6-10-10	4.17m ²
	三宿 1-4	43.3m ²		松原 3-22-12	4.98m ²
第 2 分団	太子堂 2-16-11	57.56m ²	第 11 分団	赤堤 2-10-13	12.25m ²
	太子堂 3-30-8	4.98m ²		赤堤 5-27-8	56.7m ²
	太子堂 5-7-4	4.98m ²		赤堤 4-10-1	4.98m ²
第 3 分団	若林 3-33	4.98m ²	第 12 分団	下馬 6-42	4.98m ²
	若林 5-26-15	58.32m ²		野沢 2-24	34.2m ²
	三軒茶屋 2-33	4.70m ²		野沢 2-4-6	4.70m ²
第 4 分団	世田谷 4-22-13	76.8m ²	第 13 分団	上馬 1-13-15	13.66m ²
	桜 1-30 桜 1 丁目第二アパート	4.71m ²		駒沢 2-42	4.71m ²
	世田谷 1-23	5.43m ²		上馬 4-35-4	4.71m ²
第 5 分団	代田 1-9-17	12.88m ²	第 14 分団	下馬 1-42-12	23.01m ²
	梅丘 1-61-16	21.82m ²		下馬 2-26	14.34m ²
	梅丘 2-6-1	5.43m ²		下馬 4-10-5	4.71m ²
第 6 分団	宮坂 1-25-8	51.6m ²	第 15 分団	弦巻 3-18-22	15.09m ²
	経堂 5-34-1	70.52m ²		弦巻 5-13	4.98m ²
	宮坂 3-34-7	4.70m ²		弦巻 1-42-34	29.43m ²
第 7 分団	代沢 1-23-9	4.71m ²	第 16 分団	桜丘 2-22-2	45.97m ²
	代沢 4-42	39.99m ²		桜丘 1-19-17	4.71m ²
第 8 分団	代田 6-21-5	13.32m ²	第 17 分団	上北沢 1-13-4	22.20m ²
	大原 2-31	4.98m ²		桜上水 1-1-10	81.82m ²
	大原 1-4-6	4.98m ²		上北沢 1-32	4.70m ²
	羽根木 1-31-21 ドクターズプラザ羽根木	6.35m ²	第 18 分団	上北沢 2-1-5	70.32m ²
北沢 5-6-1	5.43m ²	上北沢 3-34-21		4.98m ²	
第 9 分団	北沢 1-41-22	4.71m ²			
	北沢 3-18-4	31.5m ²			

玉川消防団

分団名	所 在	面 積
第1分団	奥沢 3-1-1	42.3m ²
第2分団	奥沢 7-34-3	25.00m ²
	奥沢 8-4-19	4.71m ²
第3分団	等々力 3-14-12	78.20m ²
第4分団	中町 4-21-1	16.98m ²
第5分団	瀬田 4-32-16	14.25m ²
第6分団	深沢 5-11-21	40.00m ²
	深沢 1-15-22	52.94m ²
第7分団	玉川 2-2-1	20.14m ²
第8分団	野毛 3-4-22	79.3m ²
第9分団	等々力 2-17-14	25.00m ²
第10分団	新町 2-16-24	14.31m ²
	桜新町 2-6-1	4.71m ²
第11分団	用賀 4-10-4	25.37m ²
	上用賀 3-6-3	4.71m ²

成城消防団

分団名	所 在	面 積
第1分団	成城 2-33-14	22.5m ²
	成城 8-27	4.7m ²
第2分団	祖師谷 5-10-1	38.22m ²
	祖師谷 3-30-30	6.60m ²
第3分団	粕谷 4-13-6	24.00m ²
	八幡山 3-3-6	22.41m ²
	千歳台 3-31-9	31.92m ²
	船橋 4-5-1	59.50m ²
第4分団	給田 4-5	51.37m ²
	南烏山 4-21	39.86m ²
第5分団	岡本 1-21-14	22.31m ²
	大蔵 6-5-17	9.94m ²
	砧 5-25-5	19.44m ²
	砧 3-10-8	4.71m ²
第6分団	宇奈根 1-8	12.66m ²
	喜多見 1-4	5.43m ²
	喜多見 5-24	33.60m ²
	喜多見 8-23	4.98m ²
第7分団	上祖師谷 4-18-16	12.66m ²
	上祖師谷 1-24	4.98m ²

世田谷区災害対策本部条例

昭和38年7月2日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部をおく。

2 部に部長をおく。

3 本部長室および部に属すべき本部の職員は、世田谷区規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条および第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は世田谷区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔資料第34〕

世田谷区災害対策本部条例施行規則

昭和38年12月 2 日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区災害対策本部条例（昭和38年7月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

追加〔昭和61年規則22号〕

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (4) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (7) 東京都知事等に対する応援等要請に関すること。
- (8) 民間協力団体に対する協力要請に関すること。
- (9) 応急公用負担等に関すること。
- (10) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 本部の廃止及び継続して行う災害業務の分担に関すること。
- (12) 前各号のほか、重要な災害対策に関すること。

一部改正〔昭和40年規則43号・54年44号・58年47号・61年22号・平成9年32号〕

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- (4) 災害対策本部連絡調整員（以下「本部連絡員」という。）

一部改正〔昭和48年規則2号・52年28号・54年44号・55年33号・61年22号〕

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、区長とし、副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定による本部長の職務の代理は、危機管理部を担任する副区長である副本部長がこれを行う。ただし、危機管理部を担任する副区長である副本部長にも事故があるときは他の副区長である副本部長が、他の副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

全部改正〔昭和53年規則39号〕、一部改正〔昭和54年規則44号・61年22号・平成6年118号・19年50号・令和2年39号〕

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 世田谷総合支所長
- (2) 北沢総合支所長

- (3) 玉川総合支所長
- (4) 砧総合支所長
- (5) 烏山総合支所長
- (6) 政策経営部長
- (7) 総務部長
- (8) 危機管理部長
- (9) 財務部長
- (10) 生活文化政策部長
- (11) 清掃・リサイクル部長
- (12) 保健福祉政策部長
- (13) 世田谷保健所長
- (14) 都市整備政策部長
- (15) 道路・交通計画部長
- (16) 教育総務部長

2 前項に掲げる者のうち、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長及び烏山総合支所長は、各地域にあつてそれぞれの職務に従事するものとする。

3 第1項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

一部改正〔昭和40年規則43号・45年42号・48年2号・49年5号・39号・52年28号・53年39号・54年44号・55年33号・58年47号・61年22号・62年23号・平成3年42号・4年18号・7年26号・9年32号・10年56号・11年36号・12年38号・13年38号・15年71号・16年36号・17年63号・19年50号・28年53号・令和2年39号〕

(本部連絡員)

第6条 本部連絡員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 世田谷総合支所地域振興課長
- (2) 北沢総合支所地域振興課長
- (3) 玉川総合支所地域振興課長
- (4) 砧総合支所地域振興課長
- (5) 烏山総合支所地域振興課長
- (6) 政策経営部政策企画課長
- (7) 政策経営部広報広聴課長
- (8) 総務部総務課長
- (9) 危機管理部災害対策課長
- (10) 財務部経理課長
- (11) 生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長
- (12) 清掃・リサイクル部管理課長
- (13) 保健福祉政策部保健福祉政策課長
- (14) 世田谷保健所健康企画課長
- (15) 都市整備政策部都市計画課長
- (16) 道路・交通計画部道路管理課長
- (17) 教育総務課長
- (18) 区議会事務局次長

全部改正〔昭和58年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則22号・平成3年42号・4年18号・7年26号・9年32号・104号・10年56号・11年36号・12年38号・13年38号・15年71号・16年36号・17年63号・18年57号・19年50号・28年53号・30年42号・令和2年39号〕

(部の名称)

第7条 部の名称は、次のとおりとする。

災対統括部
災対総務部
災対財政・広報部
災対物資管理部
災対世田谷地域本部
災対北沢地域本部
災対玉川地域本部
災対砧地域本部
災対烏山地域本部
災対区民支援部
災対清掃・環境部
災対保健福祉部
災対医療衛生部
災対都市整備部
災対土木部
災対教育部

- 2 部の編成は、別表第1のとおりとし、同表に掲げる通常の行政組織に属しない職員は、本部長が配属する。
- 3 部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、本部長は、特に必要があると認めるときは、部の事務分掌の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。
- 4 部に班を置き、班の編成は、当該部の部長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく世田谷区地域防災計画に定める計画に従って行うものとする。
- 5 前項の班に班長を置き、係長職以上の職にある者をもって充てる。ただし、当該部の部長が特に必要があると認めるときは、他の者をもって班長とすることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、部内の体制及び事務分掌に関し必要な事項は、当該部の部長が定める。

全部改正〔昭和58年規則47号〕、一部改正〔昭和61年規則22号・平成3年42号・4年18号・9年32号・104号・10年56号・12年38号・15年29号・16年36号・18年123号・28年53号〕

（会議の招集）

第8条 会議は、必要に応じ本部長が招集する。

全部改正〔昭和40年規則43号〕、一部改正〔昭和55年規則33号・61年22号〕

（職務権限）

第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

一部改正〔昭和54年規則44号・55年33号・61年22号〕

（雑則）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

一部改正〔昭和55年規則33号・61年22号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都災害救助隊世田谷区支隊規則（昭和34年9月東京都世田谷区規則第7号）は、廃止する。
（略）

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 39 号）

別表第1（第7条関係）

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
災対統括部	部長 副部長	危機管理部長 選挙管理委員会事務局長	災害対策課 地域生活安全課 ICT推進課 選挙管理委員会事務局
災対総務部	部長 副部長 副部長 副部長	総務部長 庁舎整備担当部長 区長室長 区議会事務局長	総務課 区政情報課 人事課 研修担当課 職員厚生課 庁舎整備担当課 秘書課 区議会事務局
災対財政・広報部	部長 副部長 副部長	政策経営部長 交流推進担当部長 監査事務局長	政策企画課 経営改革・官民連携担当課 政策研究担当課 統計調査担当課 財政課 広報広聴課 交流推進担当課 監査事務局
災対物資管理部	部長 副部長	財務部長 会計管理者	経理課 課税課 納税課 用地課 会計室
災対世田谷地域本部	部長 副部長 副部長	世田谷総合支所長 世田谷総合支所副支所長 世田谷総合支所保健福祉センター所長	世田谷総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 世田谷総合支所区民課 世田谷総合支所地域調整課 世田谷総合支所街づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	池尻拠点隊	拠点隊長 池尻まちづくりセンター所長	池尻まちづくりセンター
	太子堂拠点隊	拠点隊長 太子堂まちづくりセンター所長	太子堂出張所
	若林拠点隊	拠点隊長 若林まちづくりセンター	若林まちづくりセンター

		一 所長	
	上町拠点隊	拠点隊長 上町まちづくりセンター所長	上町まちづくりセンター
	経堂拠点隊	拠点隊長 経堂まちづくりセンター所長	経堂まちづくりセンター
	下馬拠点隊	拠点隊長 下馬まちづくりセンター所長	下馬まちづくりセンター
	上馬拠点隊	拠点隊長 上馬まちづくりセンター所長	上馬まちづくりセンター
災対北沢地域本部	部長 副部長 副部長	北沢総合支所長 北沢総合支所副支所長 北沢総合支所保健福祉センター所長	北沢総合支所地域振興課(拠点隊に属する行政組織を除く。) 北沢総合支所区民課 北沢総合支所街づくり課 北沢総合支所拠点整備担当課 北沢総合支所保健福祉センター生活支援課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	梅丘拠点隊	拠点隊長 梅丘まちづくりセンター所長	梅丘まちづくりセンター
	代沢拠点隊	拠点隊長 代沢まちづくりセンター所長	代沢まちづくりセンター
	新代田拠点隊	拠点隊長 新代田まちづくりセンター所長	新代田まちづくりセンター
	北沢拠点隊	拠点隊長 北沢まちづくりセンター所長	北沢まちづくりセンター
	松原拠点隊	拠点隊長 松原まちづくりセンター所長	松原まちづくりセンター
	松沢拠点隊	拠点隊長 松沢まちづくりセンター所長	松沢まちづくりセンター
災対玉川地域本部	部長 副部長	玉川総合支所長 玉川総合支所副支所長	玉川総合支所地域振興課(拠点隊に属する行政組織を除く。) 玉川総合支所区民課

	副部長 玉川総合支所保健福祉センター所長	玉川総合支所地域施設整備担当課 玉川総合支所街づくり課 玉川総合支所保健福祉センター生活支援課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	奥沢拠点隊 拠点隊長 奥沢まちづくりセンター所長	奥沢まちづくりセンター
	九品仏拠点隊 拠点隊長 九品仏まちづくりセンター所長	九品仏まちづくりセンター
	等々力拠点隊 拠点隊長 等々力まちづくりセンター所長	等々力まちづくりセンター
	上野毛拠点隊 拠点隊長 上野毛まちづくりセンター所長	上野毛まちづくりセンター
	用賀拠点隊 拠点隊長 用賀まちづくりセンター所長	用賀まちづくりセンター
	深沢拠点隊 拠点隊長 深沢まちづくりセンター所長	深沢まちづくりセンター
災対砦地域本部	部長 副部長 副部長 砦総合支所長 砦総合支所副支所長 砦総合支所保健福祉センター所長	砦総合支所地域振興課(拠点隊に属する行政組織を除く。) 砦総合支所区民課 砦総合支所街づくり課 砦総合支所保健福祉センター生活支援課 砦総合支所保健福祉センター保健福祉課 砦総合支所保健福祉センター健康づくり課 砦総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	祖師谷拠点隊 拠点隊長 祖師谷まちづくりセンター所長	祖師谷まちづくりセンター
	成城拠点隊 拠点隊長 成城まちづくりセンター所長	成城まちづくりセンター
	船橋拠点隊 拠点隊長 船橋まちづくりセンター所長	船橋まちづくりセンター
	喜多見拠点隊 拠点隊長	喜多見まちづくりセンター

		喜多見まちづくりセンター所長	
	砦拠点隊	拠点隊長 砦まちづくりセンター所長	砦まちづくりセンター
災対烏山地域本部	部長 副部長 副部長	烏山総合支所長 烏山総合支所副支所長 烏山総合支所保健福祉センター所長	烏山総合支所地域振興課(拠点隊に属する行政組織を除く。) 烏山総合支所区民課 烏山総合支所街づくり課 烏山総合支所保健福祉センター生活支援課 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	上北沢拠点隊	拠点隊長 上北沢まちづくりセンター所長	上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷拠点隊	拠点隊長 上祖師谷まちづくりセンター所長	上祖師谷まちづくりセンター
	烏山拠点隊	拠点隊長 烏山まちづくりセンター所長	烏山まちづくりセンター
災対区民支援部	部長 副部長 副部長 副部長	生活文化部長 地域行政部長 スポーツ推進部長 産業政策部長	市民活動・生涯現役推進課 文化・芸術振興課 国際課 人権・男女共同参画担当課 区民健康村・ふるさと交流課 地域行政課 住民記録・戸籍課 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック担当課 商業課 産業連携交流推進課 工業・ものづくり・雇用促進課 都市農業課 消費生活課
災対清掃・環境部	部長 副部長	清掃・リサイクル部長 環境総合対策室長	管理課 事業課 世田谷清掃事務所 玉川清掃事務所 砦清掃事務所 環境計画課

			エネルギー施策推進課 環境保全課
災対保健福祉部	部長 副部長 副部長 副部長 副部長 副部長	保健福祉部長 高齢福祉部長 障害福祉部長 子ども・若者部長 児童相談所長 保育部長	保健福祉政策課 保健医療福祉推進課 生活福祉課 国保・年金課 保険料収納課 高齢福祉課 介護保険課 介護予防・地域支援課 障害施策推進課 障害者地域生活課 障害保健福祉課 子ども育成推進課 児童課 子ども家庭課 児童相談支援課 若者支援担当課 児童相談所副所長 一時保護課 保育課 保育認定・調整課 保育計画・整備支援担当課
災対医療衛生部	部長 副部長	世田谷保健所長 世田谷保健所副所長	健康企画課 健康推進課 感染症対策課 生活保健課
災対都市整備部	部長 副部長 副部長	都市整備政策部長 施設営繕担当部長 防災街づくり担当部長	都市計画課 都市デザイン課 市街地整備課 建築調整課 建築審査課 住宅管理課 居住支援課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 公共施設マネジメント推進課 防災街づくり課 建築安全課
災対土木部	部長 副部長 副部長	道路・交通政策部長 土木部長 みどり33推進担当部長	道路管理課 道路計画課 道路事業推進課 交通政策課 土木計画調整課 豪雨対策・下水道整備課 交通安全自転車課 工事第一課 工事第二課 みどり政策課

		公園緑地課
災対教育部	部長 副部長 副部長	教育総務部長 教育政策部長 生涯学習部長
		教育総務課 学務課 幼児教育・保育推進担当課 学校健康推進課 教育環境課 学校職員課 教育指導課 教育相談・特別支援教育課 新教育センター整備担当課 生涯学習・地域学校連携課 中央図書館

備考 部に世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第4項に規定する参事が属する場合は、当該部の部長は、当該参事を副部長とすることができる。

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成11年規則36号・12年38号・13年38号・14年36号・15年29号・71号・77号・16年36号・17年63号・18年57号・93号・123号・19年50号・20年39号・21年36号・65号・73号・22年22号・23年14号・24年13号・79号・25年22号・75号・26年2号・25号・27年31号・28年53号・87号・29年21号・30年42号・31年20号・令和元年7号・2年39号〕

別表第2（第7条関係）

災対統括部

- 1 本部長及び副本部長の連絡に関する事。
- 2 本部長指令の総括に関する事。
- 3 災害対策の総合調整に関する事。
- 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関する事。
- 5 協力協定団体への協力要請の総括に関する事。
- 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関する事。
- 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関する事。
- 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関する事。
- 9 各災対地域本部への支援に関する事。

災対総務部

- 1 本庁舎来庁者の救護及び避難誘導に関する事。
- 2 本庁舎の管理及び保全に関する事。
- 3 本部会議の庶務に関する事。
- 4 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関する事。
- 5 区議会との連絡その他渉外に関する事。
- 6 職員の配置の調整に関する事。
- 7 職員の服務及び給与に関する事。
- 8 職員の被災状況の調査に関する事。
- 9 職員の給食に関する事。
- 10 職員の医療救護及び公務災害に関する事。
- 11 応急措置の実施に伴う損失補償、審査請求、訴訟等に関する事。
- 12 各災対地域本部への支援に関する事。
- 13 他の部に属しない事。

災対財政・広報部

- 1 震災復興組織の設置準備に関する事。
- 2 広報及び広聴に関する事。
- 3 報道機関に対する情報提供等に関する事。
- 4 災害対策関係予算に関する事。
- 5 各災対地域本部への支援に関する事。

災対物資管理部

- 1 車両等の調達及び配分に関すること。
- 2 物資及び資器材の調達、輸送及び配分並びに備蓄物資の輸送及び配分の総括に関すること。
- 3 給水活動の総括に関すること。
- 4 災害対策に必要な経費及び物品の出納に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対地域本部（拠点隊を除く。）

- 1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。
- 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。
- 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。
- 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。
- 5 り災証明、火葬許可証等の発行の調整に関すること。
- 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。
- 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。
- 8 物資集積場の管理に関すること。
- 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。
- 10 避難所の設置及び運営に関すること。
- 11 広域避難場所の運用に関すること。
- 12 道路、河川、橋りょう、^{こうきよ}溝渠、水門等の状況の把握のための情報収集に関すること。
- 13 道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関すること。
- 14 水防活動に関すること。
- 15 遺体の捜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関すること。
- 16 遺体収容所の設置、運営等の統括に関すること。
- 17 安否情報の収集に関すること。
- 18 避難行動要支援者の安否確認等に関すること。
- 19 被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関すること。
- 20 総合相談窓口の設置に関すること。
- 21 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関すること。
- 22 帰宅困難者の支援に関すること。
- 23 福祉避難所の入所に関すること。
- 24 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関すること。
- 25 建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定に関すること。
- 26 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
- 27 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。

災対地域本部（拠点隊に限る。）

- 1 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。
- 2 災害状況の調査及び情報収集に関すること。
- 3 医療救護所の支援に関すること。
- 4 避難所の支援に関すること。
- 5 安否情報の収集に関すること。

災対区民支援部

- 1 安否情報の収集及び提供に関すること。
- 2 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。
- 3 外国人災害時情報センターの設置に関すること。
- 4 災害時の女性への支援に関すること。
- 5 他自治体との連絡調整に関すること。
- 6 商工農業者等の被害状況調査及び支援に関すること。
- 7 義援金の受領及び配分に関すること。
- 8 生活再建の支援、広域火葬実施の調整及びり災証明の発行に係る総合調整に関すること。

9 各災対地域本部への支援に関する事。

災対清掃・環境部

- 1 ごみの収集及び処理に関する事。
- 2 し尿の収集及び処理に関する事。
- 3 がれきの処理に関する事。
- 4 環境保全の調査及び対策に関する事。
- 5 各災対地域本部への支援に関する事。

災対保健福祉部

- 1 ボランティアに関する総合調整に関する事。
- 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関する事。
- 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関する事。
- 4 福祉避難所の設置及び運営に関する事。
- 5 保育園、児童館等の再開に関する事。
- 6 各災対地域本部への支援に関する事。

災対医療衛生部

- 1 災害医療コーディネーターの設置、被災状況、医療機関の活動状況等の把握に関する事。
- 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会その他の医療関係団体への協力要請等に関する事。
- 3 被災地の総合衛生対策に関する事。
- 4 緊急医療救護所の設置及び運営に関する事。
- 3 各災対地域本部への支援に関する事。

災対都市整備部

- 1 公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関する事。
- 2 公営住宅の被害状況の把握に関する事。
- 3 仮設住宅の整備等に関する事。
- 4 各災対地域本部への支援に関する事。

災対土木部

- 1 土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関する事。
- 2 遺体の捜索、収容及び埋葬に関する事。
- 3 公共交通機関との連絡調整に関する事。
- 4 水防活動に関する事。
- 5 道路、河川、橋りょう、^{こうきよ}溝渠、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関する事。
- 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。
- 7 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関する事。
- 8 各災対地域本部への支援に関する事。

災対教育部

- 1 災害時における応急教育に関する事。
- 2 学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関する事。
- 3 学校機能の復旧及び調整に関する事。
- 4 学校災害対策本部との連絡調整に関する事。
- 5 避難所運営における各災対地域本部との協力に関する事。
- 6 避難所における給食施設の調整に関する事。
- 7 各災対地域本部への支援に関する事。

全部改正〔平成15年規則29号〕、一部改正〔平成16年規則36号・18年123号・20年73号・25年22号・27年31号・28年53号・29年21号〕

〔資料第 35〕

世田谷区災害対策本部運営要綱

昭和61年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年 12 月世田谷区規則第 19 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営及び非常配備態勢に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、世田谷区災害対策本部条例（昭和 38 年 7 月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(職員の責務)

第 3 条 区に勤務する全ての職員は、本部が設置されたときは、直ちに災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指揮下に入り、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

第 2 章 本部の設置及び廃止等

(本部の設置)

第 4 条 区長は、区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図る必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 危機管理部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、規則第 5 条第 1 項に掲げる職にある者（危機管理室長を除く。次項において同じ。）と協議して、本部の設置を区長に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理部長の判断により本部の設置を区長に要請することができる。

3 規則第 5 条第 1 項に掲げる職にある者は、本部を設置する必要があると認めるときは、前項の規定による要請を発議することができる。

(設置の通知)

第 5 条 災対統括部の部長（以下「災対統括部長」という。）は、区長が本部を設置したときは、直ちにその旨を規則別表第 1 に掲げる部の部長及び東京都知事に通知しなければならない。

2 災対統括部長は、区長が本部を設置した場合において必要があると認めるときは、次に掲げる者に本部を設置した旨を通知するものとする。

(1) 区内防災機関

(2) 隣接区市長

3 第1項の規定による通知を受けた部長は、部に属する行政組織に属する職員に区長が本部を設置した旨を周知しなければならない。

(本部の標示)

第6条 災対統括部長は、区長が本部を設置したときは、「世田谷区災害対策本部」の標示を区役所第3庁舎正面玄関に掲出するものとする。

(本部の廃止)

第7条 本部長は、区の区域内において災害が発生するおそれなくなると認めるとき又は災害応急対策の業務をおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定により本部を廃止した場合に準用する。

第3章 情報連絡態勢及び非常配備態勢

(情報連絡態勢)

第8条 危機管理部長は、区の区域内において震度4以上の地震又は水害等が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は東海地震に関連する調査情報(臨時)が発せられたときは、職員に対し、別表第1に定める情報連絡態勢をとることを指令し、東海地震に関連する注意情報が発せられたときは、職員に対し、別表第2に定める情報連絡態勢をとることを指令するものとする。

(非常配備態勢)

第9条 区の区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合において区長が指定する場所に参集することをあらかじめ命ぜられている職員は、当該地震が発生したときは、当該指定する場所に参集し、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該地震が発生した場合において負傷し、又は病した職員は、当該指定する場所に参集することを要しないものとする。職員の自宅が被害を受け、又は被害を受ける可能性が高い場合の当該職員についても同様とする。

3 第1項の指定する場所は、危機管理室災害対策課長があらかじめこれを通知する。

4 東海地震に関連する警戒宣言が発せられた場合及び局地的な災害が発生した場合において職員がとるべき態勢については、状況に応じて区長が別に指令する。

第4章 本部の運営

(本部長室の開設)

第10条 本部長室は、第三庁舎3階ブライツホールに開設する。

2 災対総務部長は、本部が設置されたときは、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとるものとする。

(本部長室の運営)

第11条 本部長は、規則第2条各号に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する必要があると認めるときは、副本部長及び本部員を招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を招集することができる。
- 3 本部員たる部長は、部の分掌事務について他の部長と協議する必要があると認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。
(本部長への報告)

第12条 部長は、次に掲げる事項を処理したときは、速やかに本部長に報告し、必要に応じて他の部長に連絡しなければならない。

- (1) 被害状況等の把握
- (2) 応急措置
- (3) 今後講じる応急措置の立案
- (4) 本部長が特に指示した事項
(報道機関に対する発表)

第13条 臨時記者室及び臨時合同発表室は、世田谷区民会館集会室に開設する。

- 2 災対財政・広報部の部長(以下「災対財政・広報部長」という。)は、本部が設置されたときは、直ちに前項の臨時記者室及び臨時合同発表室を開設するために必要な措置をとるものとする。
- 3 報道機関に対する本部としての発表は、災対財政・広報部長又は災対財政・広報部に属する組織の長のうち災対財政・広報部長が指定するものを行うものとする。
- 4 部長は、部の分掌事務について報道機関に対する発表をしようとするときは、あらかじめ災対財政・広報部長に協議しなければならない。
(通信の運用管理)

第14条 本部を運営するために使用する防災行政無線等による通信の運用管理は、災対統括部長が統括するものとする。

- 2 災対統括部長は、重要な情報の収集及び伝達を優先的かつ迅速に行うため必要があるときは、通信統制を行うことができる。
- 3 本部を運営するための通信は、次に掲げる事項を旨として行うものとする。
 - (1) 簡潔明瞭にすること。
 - (2) 文書に記録すること。
 - (3) 通知、要請、指示、命令、報告等に類別すること。
 - (4) 受信者及び発信者並びに取扱者を十分に確認すること。
(財務管理)

第15条 災害対策関連予算は、災対財政・広報部長が統括するものとする。

- 2 災害対策に必要な経費及び物品の出納は、災対物資管理部長が統括するものとする。
- 3 本部を運営するための財務管理を適正かつ円滑に行うため、部長はその処理方法について他の部長と協議しておくものとする。
(委任)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 震災職員配備計画（昭和 39 年 4 月制定）及び震災職員動員計画（昭和 49 年 4 月制定）は、これを廃止する。

（略）

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 世災対策 618 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の世田谷区災害対策本部運営要綱の規定は、平成 25 年 12 月 16 日から適用する。

別表 1（第 8 条関係）

対象	態勢 (情報連絡態勢)	業務
災害対策課	全員	関連情報の収集と伝達 (庁内、関係機関、協力協定団体、区民)
広報広聴課		

別表 2（第 8 条関係）

対象	態勢 (情報連絡態勢)	共通業務	個別業務
災害対策課	全員	警戒宣言発令時業務及び各所属の対応を確認 庁舎・事務室等の安全対策	災害対策の全体統括
各総合支所 地域振興課調整係等			情報の収集と伝達 都及び防災関係機関等との連絡調整
各総合支所 地域振興課 地域振興・防災			総合支所の庁舎の管理、職員の宿泊場所等の準備 各地域の災害対策の全体統括

対象	態勢 (情報連絡 態勢)	共通業務	個別業務
広報広聴課			社会的混乱防止のための広報
総務課			庁舎の管理、職員の宿泊場所、寝具等の準備
職員厚生課			災对本部従事員の飲食料の準備
上記以外の全所属	係長級以上		

〔資料第36〕

○世田谷区災害等に対する職員の警戒待機に関する規程

平成17年11月1日訓令甲第32号

改正

平成18年8月1日訓令甲第49号

平成18年9月29日訓令甲第52号

平成30年3月30日訓令甲第18号

令和2年4月1日訓令甲第27号

世田谷区災害等に対する職員の警戒待機に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他の非常事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に対応するために、職員の執務時間外及び休日（世田谷区の休日に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第1号）第1条第1項に規定する世田谷区の休日をいう。以下同じ。）における警戒待機（以下「災害等警戒待機」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(従事職員)

第2条 災害等警戒待機に従事する職員（以下「従事職員」という。）は、参事及び副参事の職層にある者並びに課長補佐の職にある者のうち前年度までに管理職選考に合格したものとする。ただし、区長が特に認めた者は除くことができる。

一部改正〔平成18年訓令甲52号・30年18号〕

(職務)

第3条 従事職員は、区長の指定する場所において輪番制により宿日直勤務（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）第6条第1項第2号に規定する勤務をいう。以下同じ。）を行う。

2 従事職員は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 災害等に関する情報の収集、伝達及び記録に関すること。
- (2) 東京都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 世田谷区災害対策本部の設置準備に関すること。
- (4) 参集した職員の指揮に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害等に係る対策に関すること。

(勤務時間)

第4条 従事職員の宿日直勤務を行う時間（以下「勤務時間」という。）は、別表のとおりとする。

(勤務日)

第5条 従事職員の宿日直勤務を行うべき日は、区長が別に定める。

(事務の引継ぎ)

第6条 従事職員は、勤務時間が終了したときは、危機管理部災害対策課長に事務を引き継がなければならない。ただし、勤務時間が終了する日が休日に当たるときは、当該従事職員と交替して勤務する従事職員に引き継ぐものとする。

2 前項ただし書の規定による引継ぎを終了しない従事職員は、当該引継ぎが終了するまでの間、引き続き勤務を行わなければならない。

一部改正〔平成18年訓令甲49号・令和2年27号〕

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、危機管理部長が定める。

一部改正〔令和2年訓令甲27号〕

附 則（平成18年9月29日訓令甲第52号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令甲第18号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		勤務時間
休日	第1勤務	午前8時30分から午後5時15分まで
	第2勤務	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
休日以外		午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

応援要請シート（区市町村）

年 月 日 時 分作成

要請先：東京都災害対策本部人員調整部門

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		TEL： - - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名		
要 請 人 数		
期 間（ 想 定 ）		
集 合 場 所		
活 動 内 容		
応援職員に求める要件	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職種： 資格： 経験：
活 動 場 所	拠 点	
	現 場	
	資 機 材 等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 要持参 <input type="checkbox"/> 不要
業 務 マ ニ ュ ア ル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	マニュアル等名：
備 考		

【都災害対策本部処理欄】

派遣要請等 結果報告	
---------------	--

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受付をする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに受入れの都度作成し、担当部署内で保存する。
- ◆ 各区市町村災害対策本部への報告及び都災害対策本部人員調整部門への報告は「受援状況報告書（様式3-1又は3-2）」を使用する。

業 務 名	
-------	--

NO.	応援団体名	氏 名	職 種	派遣期間	性別
1					男・女
2					男・女
3					男・女
4					男・女
5					男・女
6					男・女
7					男・女
8					男・女
9					男・女
10					男・女
11					男・女
12					男・女
13					男・女
14					男・女
15					男・女
16					男・女
17					男・女
18					男・女
19					男・女
20					男・女

受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

送付先：東京都災害対策本部人員調整部門

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部を經由して都災害対策本部人員調整部門へ報告する。

自治体名・担当部署名	
担当者名・連絡先	内線： - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名					
活 動 内 容					
活 動 状 況	番号	派遣元団体名	本日の 派遣人員数	延べ 派遣人員数	明日の 活動予定
			人	人	人
			人	人	人
	合計		人	人	人
派 遣 期 間					
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

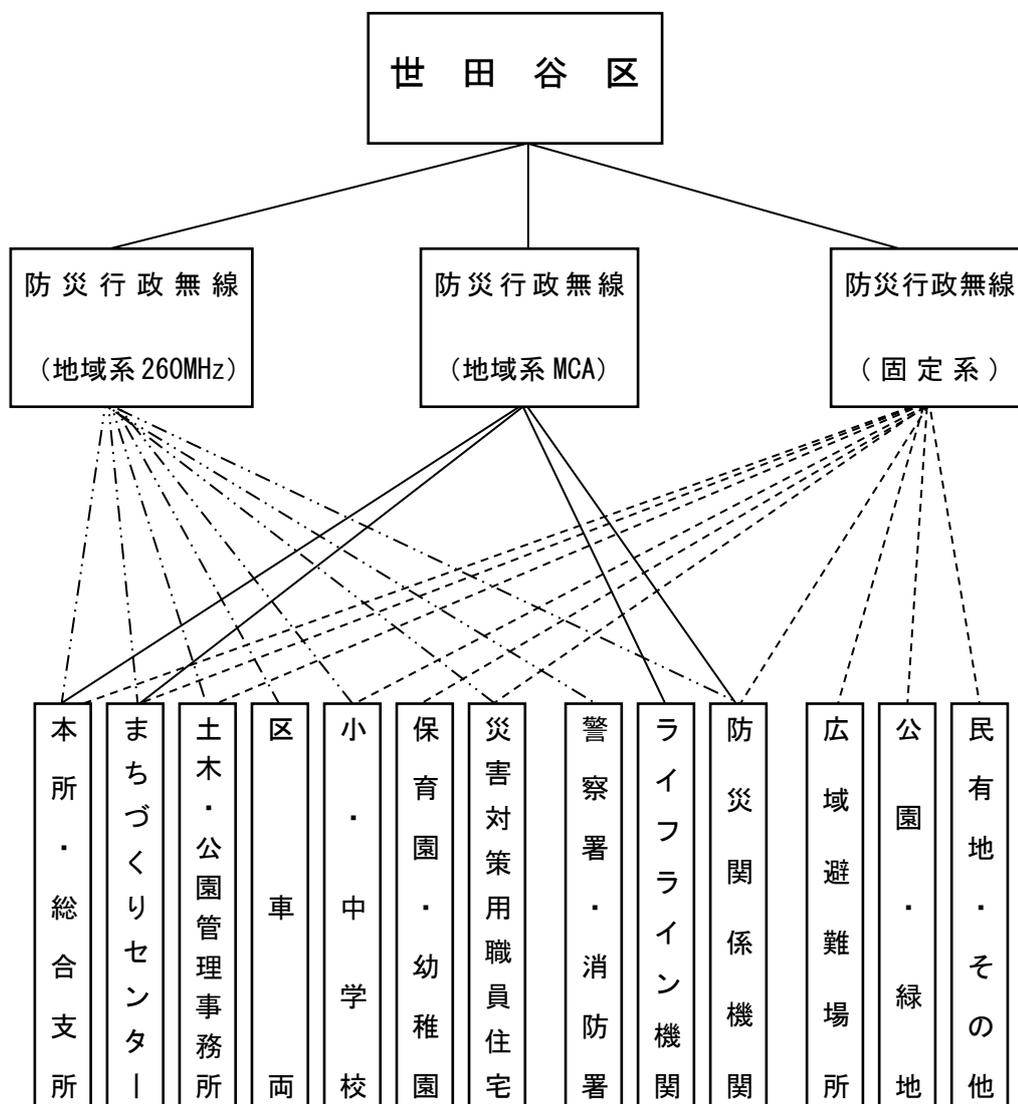
[資料第 40]

世田谷区の災害時電話設備一覧

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

設備	設置場所	設置数
災害時緊急優先電話	区施設等	219 台
災害対策用携帯電話	災害対策課等	11 台
その他携帯電話・自動車電話・PHS 等	区有車等	198 台
衛星携帯電話	災害対策課等	6 台

世田谷区防災行政無線通信回線系統図



〔資料第42〕

世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程

昭和58年 4月20日訓令甲第10号
(令和2年 4月 1日訓令甲第28号)

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及びその関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波の送受のために必要な電氣的設備、非常用発電機及び遠隔制御器並びにその付帯設備をいう。
- (2) 無線従事者 電波法第40条に規定する無線従事者のうち特殊無線技士又はそれと同等以上の無線従事者の資格を有する者で防災行政用無線に従事するものをいう。
- (3) 無線従事職員 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条第1項第12号に規定する陸上移動局の無線設備を操作する者をいう。
- (4) 通信統制 情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割込み、通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(通信原則)

第3条 通信は、世田谷区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務又は行政上無線を利用する必要があると認められる事務について行うものとし、正確で簡潔明瞭に行わなければならない。

(無線局の統括)

第4条 無線局の管理及び運用に関する事務は、危機管理部長が統括し、次条に規定する管理責任者及び第9条第1項に規定する運用責任者を指揮監督する。

(無線局の管理)

第5条 無線局の管理の責任者（以下「管理責任者」という。）は、危機管理部災害対策課長とする。

2 管理責任者は、無線従事者、無線従事職員及び第9条第2項に規定する無線局取扱責任者を指揮監督して、無線設備の日常の点検及び保守を実施しなければならない。

(定期点検)

第6条 危機管理部長は、年1回以上、無線設備の定期点検を実施しなければならない。

(必要書類の保管及び検査)

第7条 規則第38条の備えつけを要する業務書類は、管理責任者が一括して保管しなければならない。

2 危機管理部長は、前項の書類について、年2回以上、その保管状況を検査しなければならない。

(無線従事者の配置)

第8条 危機管理部長は、無線局の運用に当たっては、規則第4条第1項第1号の固定局及び同項第6号の基地局に無線従事者を配置し、無線設備の操作に従事させなければならない。

(運用体制)

第9条 無線局の運用の責任者(以下「運用責任者」という。)は、危機管理部災害対策課長とする。

2 運用責任者は、無線設備を配備した課及び所の職員のうちあらかじめ危機管理部長が指定する者(以下「無線局取扱責任者」という。)を指揮監督し、無線局の円滑な運用を図らなければならない。

3 無線局取扱責任者は、所属の無線従事者及び無線従事職員を指揮監督するとともに、無線局の円滑な運用を図らなければならない。

(通信統制)

第10条 危機管理部長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、通信統制を行うことができる。

2 事故その他特別な理由により、危機管理部長が前項の通信統制を行うことができな
いときは、危機管理部災害対策課長が通信統制を行うことができる。

(無線業務日誌等)

第11条 無線業務日誌及び無線設備の管理の記録は、常に無線従事者が記録し、運用責任者又は管理責任者の検査を受けなければならない。

(通信訓練)

第12条 運用責任者は、通信訓練を実施しようとするときは、あらかじめ実施要領を作成し、危機管理部長の承認を得なければならない。

2 危機管理部長は、前項の承認をしたときは、無線設備を配備した課又は所の長にその旨を通知しなければならない。

(実施細目)

第13条 この規程の実施細目は、別に定める。

[資料第 43]

世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程実施要綱

昭和58年 4 月 20日施行

- 1 この要綱は、世田谷区防災行政用無線局の管理及び運用規程（昭和58年 4 月世田谷区訓令第10号。以下「運用規程」）第13条の規定に基づき、平常時防災行政用無線の管理運用実施に必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 運用規程第 8 条の規定による固定局及び基地局の区分は次による。
 - 固定局（固定系）
 - 区本庁舎に設置された親局で屋外拡声装置（区民向）及び屋内戸別受信装置（区施設向）に放送する無線設備をいう。
 - 基地局（移動系・地域系）
 - 区本庁舎に設置された親局で各所に配備された可搬型、車載型、携帯型の各無線局と相互に通信する無線設備で受令機を含めたものをいう。
- 3 運用規程第 3 条に基づき行政上無線を使用することのできる事務は次のとおりとする。（ただし、定時による放送は除く。）
 - (1) 固定系屋外拡声受信装置（区民向）
 - ア 光化学スモッグ注意報（警報）の発令及び解除
 - イ 青少年健全育成の一つとして、一定時刻のメロディチャイムの放送
 - ウ その他、区政運営上、特に区長が必要と認めるもの
 - (2) 固定系屋内戸別受信装置（区施設向）
 - ア 光化学スモッグ注意報（警報）発令及び解除
 - イ その他、行政事務を遂行するうえで必要とするもの
- 4 固定系防災行政用無線により放送を実施しようとする者は、事前に防災行政用無線（固定系）放送申込書（様式）を危機管理部長に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 運用規程第 9 条第 2 項に基づく危機管理部長が指定する無線局責任者は次の区分による。

無線配備課・所	無線局取扱責任者
各総合支所まちづくりセンター	まちづくりセンター所長
各総合支所地域振興課	地域振興・防災担当係長
北沢保健福祉センター生活支援課	管理係長
各総合支所街づくり課 （世田谷総合支所除く）	街づくり担当係長
政策経営部広報広聴課	政策広報担当係長
政策経営部 I C T 推進課	I C T 推進担当係長
危機管理部災害対策課	災害対策担当係長
区長室秘書課	秘書担当係長
清掃・リサイクル部各清掃事務所	管理係長
保健福祉政策部保健福祉政策課	調整係長
障害福祉部障害者地域生活課	障害者地域生活担当係長
高齢福祉部高齢福祉課	管理係長
世田谷保健所健康企画課	調整係長
世田谷保健所生活保健課	生活保健担当係長
都市整備政策部都市計画課	調整係長
都市整備政策部市街地整備課	再開発担当係長

無線配備課・所	無線局取扱責任者
みどり33推進政策担当部みどり政策課	みどりと公園計画担当係長
みどり33推進政策担当部各公園管理事務所	公園管理事務所長
道路・交通計画部道路管理課	調整係長
道路・交通計画部交通政策課	交通企画担当係長
土木部土木計画調整課	土木計画担当係長
土木部土木管理事務所	土木管理事務所長

(略)

附 則 (令和2年3月26日31世災対第487号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

〔資料第 44〕

世田谷区防災行政無線（固定系）防災無線塔一覧

（令和 2 年 8 月現在）

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
0	世田谷区役所 1 庁舎屋上	世田谷 4-2 1-2 7	32	富士中学校	代沢 1-2 3
1	旧池尻地区会館	池尻 2-3 4	33	池之上小学校	代沢 2-4 2
2	池尻まちづくりセンター	池尻 3-2 7	34	北沢八幡児童遊園	代沢 3-2 5
3	つくし保育室	太子堂 2-6	35	下北沢保育園	代沢 5-3 4
4	多聞小学校	三宿 2-2 6	36	羽根木公園（東側）	代田 4-3 8
5	池尻小学校	池尻 2-4	37	代田区民センター	代田 6-3 4
6	太子堂中学校	太子堂 3-2 7	38	羽根木緑地	羽根木 1-2 9
7	太子堂小学校	太子堂 5-7	39	羽根木神社	羽根木 2-1 7
8	中里小学校	三軒茶屋 1-4	40	下北沢小学校	大原 1-4-6
9	若林まちづくりセンター	若林 3-3 4	41	北沢南区民集会所	北沢 3-2 5
10	若林小学校	若林 5-2 7	42	北沢小学校	北沢 4-3 2
11	三軒茶屋小学校	三軒茶屋 2-4 2	43	北沢中学校	北沢 5-1 2
12	桜小学校	世田谷 2-4-1 5	44	弁天児童遊園	松原 3-2 2
13	桜木中学校	桜 1-4 8	45	松原公園	松原 5-3 5
14	桜公園	桜 2-7	46	松原小学校	松原 5-4 3
15	弦巻小学校	弦巻 1-9	47	児童相談所	松原 6-4 1
16	弦巻中学校	弦巻 1-4 2	48	赤堤小学校	赤堤 1-4 1
17	松丘小学校	弦巻 3-2 3	49	六所橋区民集会所	赤堤 2-1 0
18	松丘幼稚園	弦巻 5-2 1	50	赤松公園	赤堤 4-1 0
19	代田南地区会館	代田 1-2 1	51	松沢小学校	赤堤 4-4 4
20	代田 2-14 遊び場	代田 2-1 4	52	経堂小学校	桜上水 1-2 3
21	羽根木こども園	代田 4-2 5-9	53	緑丘中学校	桜上水 3-1 9
22	梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-2	54	松沢中学校	桜上水 4-5
23	世田谷小学校	宮坂 1-3 8	55	桜上水公園	桜上水 5-5
24	山下公園	宮坂 2-2 4	56	上北沢小学校	上北沢 4-2 2
25	桜丘中学校	桜丘 2-1	57	駒繫小学校	下馬 1-4 2
26	桜丘幼稚園	桜丘 5-2	58	駒留中学校	下馬 4-1 8
27	笹原小学校	桜丘 5-1 9	59	下馬保育園	下馬 5-3 2
28	八幡山 3 丁目公園	八幡山 3-9	60	下馬公園	下馬 6-4 2
29	経堂 5-3 1 鳥山川緑道	経堂 5-3 1	61	旭小学校	野沢 1-4
30	経堂地区会館	経堂 3-3 7	62	南原公園	野沢 3-2
31	経堂保育園（私立）	経堂 4-1 3	63	野沢公園	野沢 3-1 9

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
64	野沢児童遊園	野沢 4-2 2	96	用賀小学校	上用賀 6-1 4
65	駒沢大学	駒沢 1-2 3	97	桜町小学校	用賀 1-5
66	駒沢小学校	駒沢 2-1 0	98	用賀 2 丁目公園	用賀 2-1 8
67	小泉公園	駒沢 2-4 2	99	駒沢緑泉公園	駒沢 3-1 9
68	東玉川公園	東玉川 1-3 2-2	100	深沢まちづくりセンター	駒沢 4-3 3
69	奥沢中学校	奥沢 1-4 2	101	駒沢オリンピック公園	駒沢公園内
70	奥沢東地区会館	奥沢 2-9	102	都立深沢高校	深沢 7-3
71	奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-5	103	新町南公園	新町 2-2 1
72	九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-3 5	104	桜新町区民集会所	桜新町 1-3 0
73	九品仏小学校	奥沢 8-1 2	105	世田谷新町公園	桜新町 2-6
74	八幡小学校	玉川田園調布 2-1 7	106	深沢ハウス	深沢 2-1
75	玉堤小学校	玉堤 2-1 1	107	東深沢小学校	深沢 3-7
76	玉川総合支所	等々力 3-4	108	三島公園	深沢 5-1 1
77	等々力児童館	等々力 3-2 5	109	都立園芸高校	深沢 5-3 8
78	等々力保育園（私立）	等々力 5-2 2	110	祖師谷小学校	祖師谷 3-4 9
79	八幡中学校	等々力 6-4	111	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1
80	等々力小学校	等々力 7-2 6	112	祖師谷 5 丁目公園	祖師谷 5-3 5
81	東京都市大学	玉堤 1-2 8	113	笠森公園	千歳台 1-4
82	尾山台中学校	尾山台 3-2 7	114	廻沢南公園	千歳台 2-2 3
83	上野毛自然公園	上野毛 2-1 7	115	明正小学校	成城 3-3
84	玉川野毛町公園	野毛 1-2 5	116	喜多見保育園	成城 3-1 8
85	野毛西公園	野毛 3-1 8	117	区有地（成城みつ池緑地）	成城 4-2 0
86	玉川小学校	中町 2-2 9	118	社会福祉協議会	成城 6-2
87	中町保育園	中町 3-2 7	119	成城 7 丁目道路脇	成城 7-1 0
88	玉川中町公園	中町 5-1 9	120	都営成城八丁目アパート	成城 8-2 5
89	二子玉川小学校	玉川 4-6	121	千歳小学校	成城 9-6
90	セント・メリーズインターナショナルスクール	瀬田 1-6	122	上祖師谷保育園	上祖師谷 1-1 6
91	瀬田中学校	瀬田 2-1 7	123	上祖師谷神明公園	上祖師谷 4-1 9
92	大空閣寺	瀬田 4-2 1	124	上祖師谷カンナ緑地	上祖師谷 7-7
93	用賀なのはな保育園分園さくらの木	玉川台 2-1 8	125	池田児童遊園	船橋 3-1 1
94	天神公園	上用賀 1-8	126	希望丘小学校	船橋 4-9
95	用賀中学校	上用賀 5-1 5	127	船橋小学校	船橋 4-4 1

番号	設置場所名	住所	番号	設置場所名	住所
128	希望丘公園	船橋 7-9	160	駒留公園	上馬 5-34
129	八幡山小学校	八幡山 1-14	161	上祖師谷パンダ公園	上祖師谷 3-4
130	芦花小学校(中学校)	粕谷 2-22	162	上祖師谷4丁目公園	上祖師谷 4-34
131	烏山土木公園管理事務所	粕谷 4-9	163	キタミクリーンファーム	喜多見 7-3
132	千歳台小学校	千歳台 4-24	164	西山野公園	砧 6-12
133	千歳中学校	千歳台 6-15	165	瀬田3丁目公園	瀬田 3-13
134	給田保育園	給田 2-13	166	深沢中村公園	深沢 4-36
135	給田小学校	給田 4-24	167	塚戸公園	祖師谷 6-20
136	烏山公園	北烏山 1-20	168	希望丘記念公園	千歳台 4-2
137	烏山北小学校	北烏山 6-3	169	桜丘南公園	桜丘 3-4
138	北烏山やぶこうじ公園	北烏山 7-7	170	千歳烏山南公園	南烏山 5-21
139	南烏山2丁目児童公園(こがや公園)	南烏山 2-32	171	給田5丁目公園	給田 5-2
140	烏山区民センター	南烏山 6-2	172	砧公園	砧公園内
141	喜多見地区会館	喜多見 8-23	173	権蔵橋公園	中町 1-14
142	喜多見野の花保育園	喜多見 3-21-22	174	森の公園	上野毛 4-29
143	砧小学校	喜多見 6-9	175	羽根木公園(北側)	代田 4-38
144	宇奈根地区会館	宇奈根 2-23	176	松原つみき公園	松原 1-3
145	玉川3-42 新吉沢橋	鎌田 1-3	177	宇佐神社	尾山台 2-11
146	駒沢大学玉川校舎	宇奈根 1-1	178	等々カ6丁目公園	等々カ 6-14
147	砧南小学校	鎌田 4-3	179	玉川清掃事務所	野毛 1-3
148	成城消防団第5分団庫	岡本 1-21	180	喜多見公園	喜多見 2-10
149	岡本公園	岡本 2-19	181	烏山土木公園管理事務所資材置場	粕谷 1-9
150	岡本下山公園	岡本 2-24	182	松葉山公園	北烏山 3-23
151	南大蔵保育園	大蔵 1-7	183	久我山南ハイム	北烏山 4-36
152	総合運動場	大蔵 4-6	184	上北沢区民センター	上北沢 3-8
153	大蔵地区会館	砧 3-5	185	北沢タウンホール	北沢 2-8
154	観音公園	砧 4-15	186	奥沢交和会会館	奥沢 2-18-4
155	富士見公園	砧 4-36	187	砧下浄水所	鎌田 2-4-1
156	砧8丁目児童遊園	砧 8-2	188	日本女子体育大学	北烏山 8-19-1
157	上北沢5丁目公園	上北沢 5-17			
158	世田谷丸山公園	三軒茶屋 2-33			
159	弁天公園	桜丘 5-42			

[資料第 45]

世田谷区地域系防災行政無線呼出番号一覧

(1) 260MHz

呼出番号	設置場所	局種
001	基地局	
100	災害対策課	
101	災害対策課	統制半固定
102	災害対策課	半固定
103	災害対策課	半固定
104	災害対策課	携帯型
105	災害対策課	携帯型
106	災害対策課	携帯型
107	災害対策課	携帯型
108	災害対策課	携帯型
109	災害対策課	携帯型
110	災害対策課	携帯型
111	災害対策課	携帯型
112	災害対策課	携帯型
113	災害対策課	携帯型
114	災害対策課(リーフ)	車載型
115	災害対策課(バネット)	車載型
116	災害対策課	可搬型
117	災害対策課	可搬型
118	災害対策課	可搬型
119	災害対策課	可搬型
120	災害対策課	可搬型
121	災害対策課	可搬型
122	災害対策課	可搬型
123	災害対策課	可搬型
124	災害対策課	可搬型
125	世田谷区長自宅	可搬型
126	文化生活情報センター(キャロットタワー3階)	半固定
127	パーム下馬	半固定
128	パーム下馬	携帯型
129	パーム下馬	携帯型
130	ブライツホール(配膳室)	半固定
198	世田谷ビジネススクエア	中継半固定
199	世田谷ビジネススクエア	中継半固定
201	世田谷総合支所 地域振興課	半固定

呼出番号	設置場所	局種
202	世田谷総合支所 地域振興課	車載型
203	世田谷総合支所 地域振興課	可搬型
204	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
205	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
206	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
207	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
211	太子堂まちづくりセンター	半固定
212	経堂まちづくりセンター	半固定
213	池尻まちづくりセンター	半固定
214	若林まちづくりセンター	半固定
215	上町まちづくりセンター	半固定
216	下馬まちづくりセンター	半固定
217	上馬まちづくりセンター	半固定
301	北沢総合支所 地域振興課	半固定
302	北沢総合支所 地域振興課	車載型
303	北沢総合支所 地域振興課	車載型
304	北沢総合支所 地域振興課	可搬型
305	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
306	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
307	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
308	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
311	北沢まちづくりセンター	半固定
312	梅丘まちづくりセンター	半固定
313	代沢まちづくりセンター	半固定
314	新代田まちづくりセンター	半固定
315	松原まちづくりセンター	半固定
316	松沢まちづくりセンター	半固定
321	清掃・リサイクル部管理課	半固定
331	北沢総合支所 街づくり課	半固定
401	玉川総合支所 地域振興課	半固定
402	玉川総合支所 地域振興課	車載型
403	玉川総合支所 地域振興課	可搬型
404	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
405	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
406	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
407	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
411	等々力まちづくりセンター	半固定
412	用賀まちづくりセンター	半固定

呼出番号	設置場所	局種
413	二子玉川まちづくりセンター	半固定
414	奥沢まちづくりセンター	半固定
415	九品仏まちづくりセンター	半固定
416	上野毛まちづくりセンター	半固定
417	深沢まちづくりセンター	半固定
421	玉川総合支所 街づくり課	半固定
501	砧総合支所 地域振興課	半固定
502	砧総合支所 地域振興課	車載型
503	砧総合支所 地域振興課	可搬型
504	砧総合支所 地域振興課	携帯型
505	砧総合支所 地域振興課	携帯型
506	砧総合支所 地域振興課	携帯型
507	砧総合支所 地域振興課	携帯型
511	成城まちづくりセンター	半固定
512	祖師谷まちづくりセンター	半固定
513	船橋まちづくりセンター	半固定
514	喜多見まちづくりセンター	半固定
515	砧まちづくりセンター	半固定
521	砧総合支所 街づくり課	半固定
601	烏山総合支所 地域振興課	半固定
602	烏山総合支所 地域振興課	車載型
603	災害対策課	車載型
604	烏山総合支所 地域振興課	可搬型
605	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
606	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
607	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
608	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
611	烏山まちづくりセンター	半固定
612	上北沢まちづくりセンター	半固定
613	上祖師谷まちづくりセンター	半固定
621	烏山総合支所 街づくり課	半固定
701	ICT推進課(事務センター)	半固定
702	秘書課(区長車)	車載型
703	秘書課(区長・副区長車)	車載型
704	災害対策課	車載型
705	広報広聴課	半固定
706	世田谷清掃事務所	半固定
707	玉川清掃事務所	半固定

呼出番号	設置場所	局種
708	砧清掃事務所	半固定
709	世田谷清掃事務所弦巻分室	携帯型
710	保健福祉政策課	半固定
711	生活保健課	車載型
712	生活保健課	車載型
713	生活保健課	車載型
714	都市計画課	半固定
715	市街地整備課	車載型
716	みどり政策課	車載型
717	世田谷公園管理事務所	車載型
718	北沢公園管理事務所	車載型
719	玉川公園管理事務所	車載型
720	砧公園管理事務所	車載型
721	烏山公園管理事務所	車載型
722	道路管理課	半固定
723	道路管理課	車載型
724	道路管理課	車載型
725	交通政策課	車載型
726	土木計画調整課	車載型
727	土木計画調整課	車載型
728	世田谷土木管理事務所	半固定
729	世田谷土木管理事務所	車載型
730	世田谷土木管理事務所	車載型
731	世田谷土木管理事務所	車載型
732	北沢土木管理事務所	半固定
733	北沢土木管理事務所	車載型
734	北沢土木管理事務所	車載型
735	北沢土木管理事務所	車載型
736	玉川土木管理事務所	半固定
737	玉川土木管理事務所	車載型
738	玉川土木管理事務所	車載型
739	玉川土木管理事務所	車載型
740	玉川土木管理事務所	車載型
741	砧土木管理事務所	半固定
742	砧土木管理事務所	車載型
743	砧土木管理事務所	車載型
744	砧土木管理事務所	車載型
745	烏山土木管理事務所	半固定

呼出番号	設置場所	局種
746	烏山土木管理事務所	車載型
747	烏山土木管理事務所	車載型
748	烏山土木管理事務所	車載型
801	若林小学校	携帯型
802	三宿小学校	携帯型
803	災害対策課	携帯型
804	太子堂小学校	携帯型
805	桜小学校	携帯型
806	桜丘小学校	携帯型
807	代沢小学校	携帯型
808	下北沢小学校	携帯型
809	多聞小学校	携帯型
810	世田谷小学校	携帯型
811	松沢小学校	携帯型
812	駒沢小学校	携帯型
813	旭小学校	携帯型
814	中里小学校	携帯型
815	松原小学校	携帯型
816	池ノ上小学校	携帯型
817	上北沢小学校	携帯型
818	駒繫小学校	携帯型
819	災害対策課	携帯型
820	経堂小学校	携帯型
821	弦巻小学校	携帯型
822	山崎小学校	携帯型
823	中丸小学校	携帯型
824	代田小学校	携帯型
825	三軒茶屋小学校	携帯型
826	赤堤小学校	携帯型
827	松丘小学校	携帯型
828	池尻小学校	携帯型
829	笹原小学校	携帯型
830	花見堂小学校	携帯型
831	城山小学校	携帯型
832	深沢小学校	携帯型
833	玉川小学校	携帯型
834	京西小学校	携帯型
835	二子玉川小学校	半固定

呼出番号	設置場所	局種
836	八幡小学校	携帯型
837	奥沢小学校	携帯型
838	尾山台小学校	携帯型
839	東深沢小学校	携帯型
840	東玉川小学校	携帯型
841	桜町小学校	携帯型
842	九品仏小学校	携帯型
843	瀬田小学校	携帯型
844	等々力小学校	携帯型
845	用賀小学校	携帯型
846	中町小学校	携帯型
847	玉堤小学校	半固定
848	烏山小学校	携帯型
849	塚戸小学校	携帯型
850	祖師谷小学校	携帯型
851	砧小学校	携帯型
852	明正小学校	携帯型
853	烏山北小学校	携帯型
854	八幡山小学校	携帯型
855	芦花小学校	携帯型
856	船橋小学校	携帯型
857	砧南小学校	半固定
858	給田小学校	携帯型
859	山野小学校	携帯型
860	千歳小学校	携帯型
861	喜多見小学校	半固定
862	武蔵丘小学校	携帯型
863	希望丘小学校	携帯型
864	千歳台小学校	携帯型
865	世田谷中学校	携帯型
866	太子堂中学校	携帯型
867	桜丘中学校	携帯型
868	松沢中学校	携帯型
869	駒沢中学校	携帯型
870	北沢中学校	携帯型
871	緑丘中学校	携帯型
872	駒留中学校	携帯型
873	梅丘中学校	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
874	桜木中学校	携帯型
875	災害対策課	携帯型
876	富士中学校	携帯型
877	弦巻中学校	携帯型
878	奥沢中学校	携帯型
879	八幡中学校	携帯型
880	玉川中学校	携帯型
881	瀬田中学校	携帯型
882	深沢中学校	携帯型
883	尾山台中学校	携帯型
884	用賀中学校	携帯型
885	東深沢中学校	携帯型
886	砧中学校	携帯型
887	烏山中学校	携帯型
888	千歳中学校	携帯型
889	芦花中学校	携帯型
890	災害対策課	携帯型
891	上祖師谷中学校	携帯型
892	砧南中学校	半固定
893	喜多見中学校	半固定
894	船橋希望中学校	携帯型
895	三宿中学校	携帯型
901	世田谷警察署	半固定
902	北沢警察署	半固定
903	玉川警察署	半固定
904	成城警察署	半固定
905	世田谷消防署	半固定
906	玉川消防署	半固定
907	成城消防署	半固定
911	エフエム世田谷	半固定
912	エフエム世田谷(SBS28 階バックアップ)	半固定
913	世田谷ボランティア協会	半固定

(2) MCA

呼出番号	設置場所	局種
100	災害対策課	指令局
901	災害対策課	携帯型
902	災害対策課	携帯型
905	災害対策課	半固定型
906	災害対策課	携帯型
907	災害対策課	携帯型
908	災害対策課	携帯型
111	世田谷総合支所 地域振興課	半固定型
112	世田谷総合支所 地域振興課	携帯型
121	北沢総合支所 地域振興課	半固定型
122	北沢総合支所 地域振興課	携帯型
131	玉川総合支所 地域振興課	半固定型
132	玉川総合支所 地域振興課	携帯型
141	砧総合支所 地域振興課	半固定型
142	砧総合支所 地域振興課	携帯型
151	烏山総合支所 地域振興課	半固定型
152	烏山総合支所 地域振興課	携帯型
113	太子堂まちづくりセンター	携帯型
114	経堂まちづくりセンター	携帯型
115	池尻まちづくりセンター	携帯型
116	若林まちづくりセンター	携帯型
117	上町まちづくりセンター	携帯型
118	下馬まちづくりセンター	携帯型
119	上馬まちづくりセンター	携帯型
123	北沢まちづくりセンター	携帯型
124	梅丘まちづくりセンター	携帯型
125	代沢まちづくりセンター	携帯型
126	新代田まちづくりセンター	携帯型
127	松原まちづくりセンター	携帯型
128	松沢まちづくりセンター	携帯型
133	等々力まちづくりセンター	携帯型
134	用賀まちづくりセンター	携帯型
135	奥沢まちづくりセンター	携帯型
136	九品仏まちづくりセンター	携帯型
137	上野毛まちづくりセンター	携帯型
156	二子玉川まちづくりセンター	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
138	深沢まちづくりセンター	携帯型
143	成城まちづくりセンター	携帯型
144	祖師谷まちづくりセンター	携帯型
145	船橋まちづくりセンター	携帯型
146	喜多見まちづくりセンター	携帯型
147	砧まちづくりセンター	携帯型
153	烏山まちづくりセンター	携帯型
154	上北沢まちづくりセンター	携帯型
155	上祖師谷まちづくりセンター	携帯型
171	高齢福祉課	指令局
172	障害者地域生活課	携帯型
181	健康企画課	指令局
201	世田谷区医師会	指令局
211	世田谷区医師会会長	携帯型
214	世田谷区医師会理事	携帯型
202	玉川医師会	半固定型
221	玉川医師会会長	携帯型
224	玉川医師会理事	携帯型
212	世田谷区歯科医師会	携帯型
231	世田谷区歯科医師会会長	携帯型
222	世田谷区歯科医師会理事	携帯型
213	玉川歯科医師会理事	携帯型
232	玉川歯科医師会会長	携帯型
223	世田谷区薬剤師会	携帯型
904	玉川・砧薬剤師会	携帯型
301	古畑病院	半固定型
302	災害対策課	半固定型
303	下北沢病院	半固定型
304	青葉病院	半固定型
305	三軒茶屋病院	半固定型
306	児玉経堂病院	半固定型
307	吉川内科小児科病院	半固定型
308	駒沢病院	半固定型
309	世田谷中央病院	半固定型
310	有隣病院	半固定型
311	世田谷北部病院	半固定型
312	久我山病院	半固定型

呼出番号	設置場所	局種
313	世田谷井上病院	半固定型
314	幸野メディカルクリニック	半固定型
315	成城木下病院	半固定型
316	至誠会第二病院	半固定型
317	関東中央病院	携帯型
318	東京明日佳病院	携帯型
319	玉川病院	携帯型
320	奥沢病院	携帯型
321	世田谷記念病院	携帯型
322	世田谷神経内科病院	携帯型
903	成育医療センター	携帯型
323	松沢病院	携帯型
324	三軒茶屋第一病院	携帯型
325	東都三軒茶屋リハビリテーション病院	携帯型
326	昭和大学付属烏山病院	携帯型
327	東京医療センター	携帯型
401	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	携帯型
402	特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	携帯型
403	特別養護老人ホーム きたざわ苑	携帯型
404	特別養護老人ホーム さつき荘	携帯型
405	特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	携帯型
406	高齢者在宅サービスセンター デイホーム等々力	携帯型
407	特別養護老人ホーム フレンズホーム	携帯型
408	特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	携帯型
409	特別養護老人ホーム 有隣ホーム	携帯型
410	特別養護老人ホーム 久我山園	携帯型
411	特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	携帯型
412	特別養護老人ホーム 第2有隣ホーム	携帯型
413	特別養護老人ホーム 砧ホーム	携帯型
414	特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	携帯型
415	特別養護老人ホーム 等々力の家	携帯型
416	特別養護老人ホーム 博水の郷	携帯型
417	特別養護老人ホーム 東京敬寿園	携帯型
418	特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	携帯型
419	養護老人ホーム 友愛ホーム	携帯型
420	災害対策課	携帯型
421	せたがや給田乃杜	携帯型
422	グランクレール馬事公苑	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
423	グランクレール成城	携帯型
424	アライブ世田谷中町	携帯型
425	アライブ世田谷下馬	携帯型
426	アライブ世田谷代田	携帯型
427	ツクイ・サンシャイン成城	携帯型
428	白梅福祉作業所	携帯型
429	わくわく祖師谷	携帯型
430	まもりやま工房	携帯型
431	用賀福祉作業所	携帯型
432	おおらか学園	携帯型
433	ファクトリー藍	携帯型
434	社会就労センター パイ焼き窯	携帯型
435	トラストガーデン桜新町	携帯型
436	トラストガーデン用賀の杜	携帯型
437	トラストガーデン等々力	携帯型
438	ニチイホーム成城	携帯型
439	ニチイホーム千歳船橋	携帯型
451	都立久我山青光学園	携帯型
452	都立光明学園	携帯型
453	都立青鳥特別支援学校	携帯型
454	災害対策課	携帯型
455	すまいる梅丘	携帯型
456	ほほえみ経堂	携帯型
457	岡本福祉作業ホーム	携帯型
458	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	携帯型
459	三宿つくしんぼホーム	携帯型
460	桜上水福祉園	携帯型
461	給田福祉園	携帯型
462	奥沢福祉園	携帯型
463	すきっぷ	携帯型
464	砧工房	携帯型
465	砧工房分場キタミクリーンファーム	携帯型
466	駒沢生活実習所	携帯型
467	九品仏生活実習所	携帯型
468	千歳台福祉園	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
469	下馬福祉工房	携帯型
470	玉川福祉作業所	携帯型
471	玉川福祉作業所等々力分場	携帯型
472	世田谷福祉作業所	携帯型
473	烏山福祉作業所	携帯型
474	九品仏生活実習所中町分場	携帯型
475	メディカルホームグランダ三軒茶屋	携帯型
476	グランダ世田谷上町	携帯型
477	エリザベート成城	携帯型
478	ゆとらいふ世田谷	携帯型
479	ハートハウス成城	携帯型
480	サビエンス祖師谷	携帯型
481	ニチイホーム用賀	携帯型
482	ガーデンテラス尾山台	携帯型
483	ウェルケアガーデン深沢	携帯型
484	東急ウェリナケア尾山台	携帯型
485	ニチイホーム八幡山	携帯型
486	老人休養ホーム ふじみ荘	携帯型
487	寿満ホーム かみきたざわ	携帯型
488	グランクレール世田谷中町	携帯型
501	陸上自衛隊第1普通科連隊重迫撃砲中隊	半固定型
502	陸上自衛隊衛生学校	半固定型
601	東京電力渋谷支社	半固定型
602	東京ガス(株)西部導管事業部	半固定型
603	N T T 白金ビル	半固定型
604	水道局南部支所	半固定型
701	桜小学校	携帯型
702	災害対策課	携帯型
703	駒沢小学校	携帯型
704	池ノ上小学校	携帯型
705	駒繫小学校	携帯型
706	代田小学校	携帯型
707	池尻小学校	携帯型
708	深沢小学校	携帯型
709	二子玉川小学校	携帯型
710	九品仏小学校	携帯型
711	烏山小学校	携帯型
712	祖師谷小学校	携帯型

呼出番号	設置場所	局種
713	明正小学校	携帯型
714	希望丘小学校	携帯型
715	松沢中学校	携帯型
716	玉川中学校	携帯型
717	芦花中学校	携帯型
718	桜丘中学校	携帯型
719	用賀中学校	携帯型
720	砧南中学校	携帯型
801	関東中央病院	携帯型
802	至誠会第二病院	携帯型
803	松沢病院	携帯型
804	玉川病院	携帯型
805	成育医療研究センター	携帯型
806	世田谷北部病院	携帯型

連絡責任者一覧

機 関 名	連 絡 責 任 者 職 名	電 話
区	正 災 害 対 策 課 長	5432-1111 内 2261
	副 災 害 対 策 担 当 係 長	5432-1111 内 2262
都建設局第二建設事務所	正 庶 務 課 庶 務 係 長	3774-0313 内 3111
	副 補 修 課 調 査 係 長	3774-8712 内 3611
都水道局南部支所 桜丘庁舎	正 庶 務 課 長	3420-6120
	副 庶 務 第 二 係 長	3420-1110
都下水道局 南部下水道事務所	正 お客さまサービス課長	5734-5050
	副 課長代理（管路施設担当）	5734-5051
警視庁第三方面本部	正 警 備 担 当 管 理 官	3581-4321 内 7353 -6640
	副 警 備 担 当 主 任	〃 内 7353 -6642
世田谷警察署	正 警 備 課 長	3418-0110 内 4600
	副 警 備 係 長	〃 内 4612
北沢警察署	正 警 部 補	3324-0110 内 4612
	副 警 部 補	〃
玉川警察署	正 警 備 課 長	3705-0110 内 4600
	副 警 備 係 長	〃
成城警察署	正 警 備 係 長	3482-0110 内 4612
	副 警 備 係 長	〃
東京消防庁 第三消防方面本部	正 副 本 部 長	3418-0119 内線 210
	副 指 揮 隊 長	〃 内線 301~3
世田谷消防署	正 署 隊 本 部 統 括 班 長	3412-0119
	副 大 隊 長	〃
玉川消防署	正 署 隊 本 部 統 括 班 長	3705-0119
	副 大 隊 長	〃

機 関 名	連絡責任者職名	電 話
成 城 消 防 署	正 署 隊 本 部 統 括 班 長	3416-0119
	副 大 隊 長	〃
国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所代々木出張所	正 出 張 所 長	3374-9451
	副 技 術 係 長	〃
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所	正 出 張 所 長	3721-4288
	副 技 術 係 長	〃
N T T 東 日 本 電 信 電 話 (株) 東 京 支 店	正 サ ー ビ ス 運 営 部	5712-3745
	副 サ ー ビ ス 運 営 部	5712-3745
首 都 高 速 道 路 (株) 西 東 京 管 理 局	正 総 務・経 理 グループ 担 当 マネージャー	3264-8283
	副 総 務・経 理 グループ 上 級 メンバー	3264-8318
東 京 電 力 (株) 澁 谷 支 社	正 総 務 グループ マネージャー	6374-5471
	副 総 務 グループ	6374-5482
東 京 ガ ス (株) 西 部 支 店	正 課 長	3396-2192
	副 課 長 代 理	〃
郵 便 事 業 (株) 世 田 谷 支 店	正 業 務 企 画 室 長	3418-7113
	副 課 長 代 理	〃
京 王 電 鉄 (株) 桜 上 水 駅	正 助 役	3302-0630
	副 助 役	〃
小 田 急 電 鉄 (株) 下 北 沢 駅	正 駅 長	3468-2012
	副 副 駅 長	〃
東 京 急 行 電 鉄 (株) 三 軒 茶 屋 駅	正 助 役	3419-0393
	副 助 役	〃
(社) 東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会 世 田 谷 支 部	正 支 部 長	3706-1011
	副 事 務 長	〃
陸 上 自 衛 隊 第 1 普 通 科 連 隊	正 第 3 科 長	3933-1161 (内 536, 546)
	副 重 迫 撃 砲 中 隊 長	〃

[資料第 47]

高所カメラ設備一覧

令和 2 年 8 月現在

設備	設置場所	設置数
高所カメラ	キャロットタワー	2 台 (東向き、西向き各 1 台)

〔資料第48〕

災害拠点病院・災害拠点連携病院・医療救護所・緊急医療救護所・福祉避難所（母子）一覧
（令和2年10月現在）

番号	分類	施設名	所在地
1-1	災害拠点病院（緊急医療救護所）	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1
1-2	災害拠点病院（緊急医療救護所）	関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1
1-3	災害拠点病院（緊急医療救護所）	松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1
1-4	災害拠点病院（緊急医療救護所）	玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1
2-1	災害拠点連携病院（緊急医療救護所）	世田谷北部病院	世田谷区南烏山2-9-17
2-2	災害拠点連携病院（緊急医療救護所）	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
3-1	医療救護所	池尻小学校	世田谷区池尻2-4-10
3-2	医療救護所	桜小学校	世田谷区世田谷2-4-15
3-3	医療救護所	桜丘中学校	世田谷区桜丘2-1-39
3-4	医療救護所	池之上小学校	世田谷区北沢4-32-20
3-5	医療救護所	代田小学校	世田谷区代田4-2-3
3-6	医療救護所	松沢中学校	世田谷区桜上水4-5-2
3-7	医療救護所	駒沢小学校	世田谷区駒沢2-10-6
3-8	医療救護所	駒繫小学校	世田谷区下馬1-42-12
3-9	医療救護所	代沢小学校	世田谷区代沢5-1-10
3-10	医療救護所	芦花中学校	世田谷区粕谷2-22-2
3-11	医療救護所	烏山小学校	世田谷区給田1-2-1
3-12	医療救護所	祖師谷小学校	世田谷区祖師谷3-49-1
3-13	医療救護所	希望丘小学校	世田谷区船橋4-9-1
3-14	医療救護所	明正小学校	世田谷区成城3-3-1
3-15	医療救護所	砧南中学校	世田谷区鎌田3-13-20
3-16	医療救護所	用賀中学校	世田谷区上用賀5-15-1
3-17	医療救護所	玉川中学校	世田谷区中町4-21-1
3-18	医療救護所	深沢小学校	世田谷区新町1-4-24
3-19	医療救護所	二子玉川小学校	世田谷区玉川4-6-1
3-20	医療救護所	九品仏小学校	世田谷区奥沢8-12-1
4-1	福祉避難所（母子）	昭和女子大学	世田谷区太子堂1-7-57
4-2	福祉避難所（母子）	佼成学園女子中学高等学校	世田谷区給田2-1-1
4-3	福祉避難所（母子）	三田国際学園中学校・高等学校	世田谷区用賀2-16-1
4-4	福祉避難所（母子）	目黒星美学園中学高等学校	世田谷区大蔵2-8-1

番号	分類	施設名	所在地
4-5	福祉避難所（母子）	日本体育大学	世田谷区深沢 7-1-1
4-6	福祉避難所（母子）	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	松原 2-17-22
4-7	福祉避難所（母子）	日本女子体育大学※	北鳥山 8-19-1
4-8	福祉避難所（母子）	東京農業大学	桜丘 1-1-1
4-9	福祉避難所（母子）	玉川聖学院	奥沢 7-11-22

※日本女子体育大学は令和5年3月31日までは工事期間中のため使用しない。

世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱

平成15年 7 月 1 日 世保企第136号

(設置)

第1条 災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、世田谷区災害医療運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、災害時の医療救護活動の円滑な実施のために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療救護活動に関する協力協定の変更等に関すること。
- (2) 医療救護活動に関する総合調整に関すること。
- (3) 医療救護活動に必要な経費負担に関すること。
- (4) 医療救護活動に必要な物資及び資器材等の調達、輸送及び配分に関すること。
- (5) 前各号のほか、重要な医療救護活動計画に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、世田谷保健所長をもって充てる。

3 副会長は、世田谷保健所副所長をもって充てる。

4 委員は、次の者をもって充てる。

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 世田谷区医師会担当理事 | (2) 玉川医師会担当理事 |
| (3) 世田谷区歯科医師会担当理事 | (4) 玉川歯科医師会担当理事 |
| (5) 世田谷薬剤師会担当理事 | (6) 玉川砧薬剤師会担当理事 |
| (7) 東京都獣医師会世田谷支部長 | (8) 世田谷区柔道整復師会担当理事 |
| (9) 一般社団法人 至誠会第二病院長 | (10) 東京都立松沢病院長 |
| (11) 公立学校共済組合関東中央病院長 | (12) 独立行政法人 国立病院機構東京医療センター院長 |
| (13) 医療法人社団 緑真会 世田谷下田総合病院長 | |
| (14) 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター院長 | |
| (15) 公益財団法人 日産厚生会 玉川病院長 | |
| (16) 世田谷警察署警備課長 | (17) 北沢警察署警備課長 |
| (18) 玉川警察署警備課長 | (19) 成城警察署警備課長 |
| (20) 世田谷消防署警防課長 | (21) 玉川消防署警防課長 |
| (22) 成城消防署警防課長 | (23) 総合支所地域振興課長代表 |
| (24) 危機管理部災害対策課長 | (25) 保健福祉政策部保健福祉政策課長 |
| (26) 総合支所保健福祉センター健康づくり課長代表 | |
| (27) 教育委員会事務局教育総務課長 | (28) 区立小学校長代表 (医療救護所設置校) |
| (29) 区立中学校長代表 (医療救護所設置校) | |

(運営)

第4条 会長は、連絡会を招集し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 委員が出席することができないときは、代理者が出席することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、世田谷保健所健康企画課において処理する。

(略)

附 則 (令和元年 8 月 26 日 31 世保企第 354 号)

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

医療救護所用災害医療セット

(令和2年7月1日現在)

品名			規格			数量		
蘇生セット	聴診器	リットマン型	1	熱傷セット	滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	20包	
	携帯型血圧計	メーター式 (携帯型)	1		タオル	白無地	3枚	
	体温計	平型1分計	2		シート (無地)	不織布100×180cm	6枚	
	簡易人工蘇生器	アンブレスキュー蘇生マスク (ケース付)	1		伸縮包帯	5cm/7.5cm/9cm	各10本	
	開口器	ハイステル	1		三角巾	105×105×150cm	10枚	
	バイトブロック	大/中/小	各5個		ピンセット	有鉤/無鉤	各2本	
	エアウェイ	バーマンエアウェイ (大/小) 各1	各1個		雑剪刀	ステンレス製 240mm	1本	
	気管切開カニューレ	8mm/5mm 各1	各1個		生理食塩水	500ml	1本	
	気管切開セット	ミニトラックII	1個		ロールプリント	長/短	各5個	
	滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	20包		呉氏副子	木製 大/中/小	各3個	
	ネラトンカテーテル	12Fr/6Fr 各1	各1本		スピード包帯	4号/3号/2号 プレスネット	各1枚	
	雑剪刀	ステンレス製 240mm	1個		伸縮包帯	5cm/7.5cm/9cm	各10本	
	懐中電灯	単二電池用	1個		カットバン	55mm×2.5m 2枚入	1箱	
	テガダーム	大/中	各100枚		三角巾	105×105×150cm	10枚	
	創傷セット	挿管チューブ	5mm/7mm/8mm		各2本	雑剪刀	24cm	1本
喉頭鏡		大/中/小	各1個	粘着包帯	5cm×10m 6巻	1箱		
手動式吸引器			1個		7.5cm×10m 4巻	1箱		
					9cm×10m 3巻	1箱		
縫合セット (EOG滅菌済)		共通メッキンバック	1個 (全体用包材)	16セット	アイスパック		50個	
		包材	75×75cm 1枚		輸液セット	輸液セット	ディスポI型	50個
		プラトレイ1型	1枚			ソリタT3号	500ml	10本
		消毒トレイ	1槽式 2枚			エラスター針	#22/#24	各10本
		ガーゼ	8つ折 10枚			翼状針	#23	10本
		注射針	18G×1-1/2RB 1本			ラクテック	500ml	10本
		注射針	23G×1-1/4RB			生理食塩水	500ml	10本
		シリンジ	10mlロック 1本			テガダーム	大/中	各100枚
		外科用メスF	No. 11			硫酸アトロピン注	0.5mg1ml×10A	1箱
		鑷子 有鉤	1本			ソルコーテフ注	100mg2ml×10A	1箱
		鉗子ケリー	曲・直 各1本			ホリゾン注	10mg2ml×10A	1箱
	持針器クライルウット	1本	ブスコバン注			2% 1ml×10A	1箱	
	処置用剪刀	SB (直) 130mm 1本	破傷風トキシノイド			0.5ml×1V	10箱	
	スポンジスティック1	消毒用 2本	ソセゴン注			15mg1ml×10A	1箱	
	メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T 1枚	薬品セット			キシロカイン注	1% 10ml×10A ディスポ	3箱
消毒セット	綿球	中サイズ 6個		ニトロール		舌下錠 100錠	1箱	
	プラセッシン	1本		カロナール	錠剤	1箱		
	高吸水ガーゼ	75×100mm (4つ折) 4枚入		注射器 (針付)	ディスポ2.5ml 23G	100本		
	PET製容器	195mm×95mm 1個		注射器 (針付)	ディスポ5ml 22G	100本		
	ポピヨドン液10%	250ml		ボスミン注	0.1% 1ml×20A	1箱		
スキンステプラー	ディスポ12本 レギュラー/ワイド	各10個		フランドルテープ	40mg 10枚×5袋	1箱		
サージカルテープ	12mm×9m	1箱		粘着包帯	5cm×10m 6巻	2箱		
伸縮包帯	5cm/7.5cm/9cm	各10本			7.5cm×10m 4巻	2箱		
					9cm×10m 3巻	2箱		
					イソジンスクラブ	7.5% 500ml	1本	
ヤール判	17.5cm×91cm	2枚						

	品名	規格	数量
眼科 耳鼻咽喉 セット	洗眼瓶	ポリ容器10cc	1本
	開眼器	デスマル	1個
	額帯反射鏡	スタンダード	1個
	咽頭鏡	大/中/小	各1個
	鼻鏡	ハルトマン	1個
	咽喉巻綿子	ハルトマン	1個
	耳鼻ピンセット	中	1個
	鼻用消息子	ルーツエ式	1個
	鼻用巻綿子	ハルトマン	1個
	綿棒	綿付	200本
	耳鏡	大/中/小	各1個
	眼帯	ガーゼ付 1枚入	20包
	雑品 セット	懐中電灯	単一電池用
単一電池		懐中電灯用	6個
ペンライト		ポケットサイズ	3本
単三電池		ペンライト用	6個
シート		1m ビニール	9枚
タオル		白無地	5枚
石鹼		薬用	1個
ペンチ			4本
サインペン		赤/黒	各4本
ボールペン		赤/黒	各5本
ナイフ		ステンレス	1本
ピンセット		18cm	1本
安全ピン			12個
三角巾		大	10枚
ディスポアルコール綿		消毒用エタノール160枚	6個
使い捨て手袋		NBRグローブ100枚	1箱
ゴミ袋			10枚
ビニール袋		100枚	
トリアージタグ		400枚	

※各医療救護所及び各総合支所健康づくり課に1セットずつ配備

〔資料第51〕

医療救護所用その他医療物品

(平成30年11月1日現在)

	品名	規格	数量
衛生材料	単回使用パッド入り副木 Mサイズ	厚さ20mm×幅90mm×長さ720mm	1箱(6本入)
	単回使用パッド入り副木 SSサイズ	厚さ20mm×幅70mm×長さ510mm	1箱(6本入)
	単回使用パッド入り副木 4Sサイズ	厚さ20mm×幅45mm×長さ320mm	1箱(6本入)
	さらし	33cm×10m	5反
	耳付純綿包帯 4裂	7cm×9m	5反
	耳付純綿包帯 5裂	5.6cm×9m	5反
	三角巾L	105cm×105cm×150cm	10枚

※各医療救護所に1セットずつ配備

〔資料第52〕

災害用歯科医療セット

(令和2年5月1日現在)

No.	品名	規格	数量
1	マイクロモーター標準セット	バッテリー駆動マイクロモーター1、コントロールユニット1、チャージャー1、ストレートハンドピース1、ハンドピーススタンド1、プロキットケース1	1個
2	ミラー	ディスポ10本入パック・ポリカーボネート製ミラー ・本体ABS	2箱
3	ピンセット	ディスポ1本入パック	20本
4	エキスプローラー	ディスポ10本入パック	2箱
5	滅菌済みガーゼ	50×50mm 1枚×50袋入り	1箱
6	滅菌済みカット綿	40×40mm 90枚入 (3枚パック×30袋)	1箱
7	サージカルマスク	大、小 各50枚入	各1箱
8	医療用手袋	S、M、L 各100枚入 パウダーフリータイプ	各1箱
9	手指用消毒剤	500ml	1本
10	ペンライト	必要数の乾電池を含む	1本
11	ポビドンヨード含嗽剤	250ml	1本
12	消毒用エタノール	500ml (70%)	1本
13	ブローチホルダー		6本
14	歯科用ファイル	20、25、30、35、40、45 各6本	各6本
15	仮封剤	粉末1本 (パウダースプーン付き) 125g、液1本 50g	1セット
16	セメント	粉末1本 (パウダースプーン付き) 125g、液1本 100g (60ml)	1セット
17	咬合紙	赤 寸法122×22mm 12枚×10冊	1箱
18	多目的即時重合レジンセット	粉35g A2, A3, No8 (各1本)、液100g1本、ラバーカップ2個、粉末計量器1個、液計量器1個、プラスチックヘラ1本、小筆1本、液瓶ノズルキャップ1個、カップホルダー1個	1セット
19	床裏装材セット	ピンク 粉120g、液100ml、粉量計1、スポイト1、混和器1、スパチュラ1、ステップカード1	1セット
20	プライヤー	ピーソー	1本
21	ワイヤーニッパー	パワーカッター	1本
22	カーボランダムポイント	No13、No44 ハンドピース用	各3本
23	歯科用カルテ	国保用	50枚
24	ブローチ針	6.0 (1箱)	1箱
25	オキシドール (H2O2)	500cc	1本
26	口腔粘膜、根管消毒剤	20g	1本
27	根管消毒、歯髄鎮痛鎮静剤	10g	2本
28	不織布エプロン	縦560×横430mm 100枚入り	1箱
29	薬ボトル (角薬瓶)	オフィスボトル大2、小4	計6本
30	クラスプ線	1mm×5m	1本
31	ピンセット	大(230mm)、中(160mm)	各1本
32	紙トレイ	50枚パック	1箱
33	スパチュラ (プラスチック)	3本入 148mm	1箱
34	練和紙	50枚	1包
35	薬用固形石けん	95g以上	1個
36	仮封剤	5g	1本
37	防湿剤	10g	1本
38	薬剤 フロモックス100mg錠	100錠	1箱

No.	品名	規格	数量
39	薬剤 クラリス200mg錠	100錠	1箱
40	薬剤 クラリスDS10%小児用	0.5g×120包	1箱
41	薬剤 デキサメタゾン軟膏	0.1% 5g	1箱
42	薬剤 カロナール錠	200mg×100錠	1箱
43	薬袋	内用薬袋#2063・外用薬袋#2073	各1箱
44	バット	フタ付き・プラスチック、270×210mm	1個
45	滅菌バッグ	100×250mm	20枚
46	紙コップ	150ml	100個
47	タッパー（大）		1個
48	タッパー（中）		1個
49	ペーパータオル	200枚入	1個
50	ティッシュ	200組	1個
51	セロハンテープ		1個
52	ゴミ袋	45ℓ	10個
53	クリップボード	A4	2枚
54	ボールペン	黒	2本
55	収納ケース		1個
56	針入れ		1個

緊急医療救護所用医療器具一覧

(令和2年8月現在)

	品名	規格	数量	
セット 基本	聴診器	リットマン型	1 個	
	携帯型血圧計	メーター式 (携帯型)	1 個	
	体温計	平型1分計	2 本	
創傷 セット	縫合 セット (E O G 滅菌済)	共通メッキンバック	全体用包材	32 個
		包材	75×75cm	32 枚
		プラトレイ1型	1枚	32 枚
		消毒トレイ	1槽式	64 枚
		ガーゼ	8つ折	320 枚
		ポピヨドン液10%	250ml	2 本
		注射針	18G×1-1/2RB	32 本
		注射針	23G×1-1/4RB	32 本
		シリンジ	10mlロック	32 本
		外科用メスF	No. 11	32 本
		鑷子	有鉤	32 本
		鉗子ケリー	曲	32 本
		持針器クライルウッド		32 本
		処置用剪刀	SB (直) 130mm	32 本
		スポンジスティック1	消毒用	64 本
	メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T	32 枚	
	イソジン綿棒		100 本	
	スキンステプラー	ワイド	20 本	
	サージカルテープ	12mm×9m	24 巻	
	粘着包帯	5cm×10m	6 巻	
		7.5cm×10m	4 巻	
		9cm×10m	3 巻	
	粘着性弾力包帯 (エラテックス)	5cm×5m	6 巻	
	伸縮包帯	5cm×9m	10 巻	
		7.5cm×9m	10 巻	
		9cm×9m	10 巻	
	カットバン (救急絆創膏)	55mm×2.5m	2 巻	
滅菌ガーゼ	尺角 5枚入り	200 包		
イソジンスクラブ	7.5% 500ml	1 本		
布絆創膏ユートクバン ヤール判	17.5cm×91cm	2 枚		

	品名	規格	数量
熱傷セット	トレックスガーゼ	200mm×70mm	20 枚
	伸縮包帯	5cm×9m	10 巻
		7.5cm×9m	10 巻
		9cm×9m	10 巻
	三角巾	105×105×150cm	10 枚
	ピンセット	有鉤	2 本
		無鉤	2 本
雑剪刀	ステンレス製 240mm	1 本	
滅菌舌圧子	150mm×17mm	300 袋	
骨折セット	ロールスプリント	長	5 個
		短	5 個
	アルフェンスシーネ	1号	3 個
		4号	3 個
		11号	3 個
	ネット包帯 (プレスネット)	2号 25m	3 巻
		3号 25m	3 巻
		4号 25m	3 巻
	伸縮包帯	5cm×9m	6 巻
		7.5cm×9m	4 巻
		9cm×9m	3 巻
	三角巾	105×105×150cm	10 枚
	雑剪刀	24cm	1 本
	粘着包帯	5cm×9m	10 巻
		7.5cm×9m	10 巻
9cm×9m		10 巻	
消耗品セット	メッキンドレープ	吸ラミ丸穴T	30 枚
	注射針	18G×1-1/2RB	50 本
	注射針	23G×1-1/4RB	50 本
	シリンジ	10mlロック	50 本
	外科用強彎角針	5号1/2バネ穴×10本組	6 セット
	外科用強彎角針	3号1/2バネ穴×10本組	6 セット
	ナイロン縫合糸	青3-0 40cm×10本入	50 包
	医療用処置手袋 (使い捨て)	S	100 枚
		M	100 枚
		L	100 枚
	P反巻 (耳付きホータイ)	3裂	2 巻
		4裂	2 巻
		5裂	1 巻
		6裂	1 巻
		8列	1 巻
滅菌手袋	6.5サイズ	20 双	
	7サイズ	20 双	
	7.5サイズ	20 双	

〔資料第54〕

緊急医療救護所用医薬品一覧

(令和2年8月現在)

品名	薬効	数量
カロナール錠200	解熱・鎮痛・抗炎症	2,000錠
ロキソニン錠60mg	解熱・鎮痛・抗炎症	600錠
ケフレックスカプセル250mg	抗菌薬	1,000錠
フロモックス小児用細粒100mg	抗菌薬	480包
アダラートL錠10mg	降圧剤	100錠
プレドニン錠5mg	副腎皮質ホルモン剤	100錠
アズノール軟膏0.033%	軟膏	チューブ20g×50本 壺型500g×1
キシロカイン注ポリアンプ1%	局所麻酔薬	200管
エタプラスゲルA(500mL)	手指消毒剤	5本
5%ヒビテン液	消毒剤	2本
消毒用エタノール(パックタイプ)	消毒剤	100枚入×5箱
注射用生食		100ml×10本×4箱
スティックシュガー		3g×100本
セファメジンα点滴用キット1g	抗生物質	10個
サルタノールインヘラー100μ	喘息治療薬	5本

避難所用応急救急セット

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

品名・規格		数量
滅菌折りガーゼ	10 枚×10 袋	1 箱
脱脂綿	100 g	10 袋
包帯	3 裂・4 裂・5 裂 各 9 m	各 3 本
プレスネット	4 号 (頭部用) 3.5 cm×0.9m	1 枚
プレスネット	3 号 (下肢用) 2.5 cm×1m	1 枚
プレスネット	2 号 (上肢用) 2 cm×1.2m	1 枚
油紙	39 cm×27 cm 2 枚入り	5 包
ヤールバン (布)	17.5 cm×0.91m	2 本
消毒剤	75ml	5 本
紙バン	9 mm×10m 10 巻	2 箱
三角巾 特大	105×105×150 cm	10 枚
副木	大・中・小 木製	各 3 本
止血帯	エスマルヒ氏	2 個
タオル	白色 無地	3 枚
ピンセット (先曲がり)	ステンレス製 18 cm	3 本
災害用ハサミ		3 本
綿棒 (耳鼻用)		100 本
眼帯	貼れる眼帯	50 枚
やけど薬	6 g	3 本
点眼薬	5 ml×4 本	3 箱
抗菌点眼薬	12ml	3 本
総合感冒薬	45 錠入	1 本
解熱鎮痛剤	20 錠入	1 本
うがい薬	2g×250 包	1 箱
胃腸薬	120 錠	1 本
整腸薬	45g	1 本
救急絆創膏	スタンダード 50 枚	2 箱
	ワイド 20 枚	5 箱
ポリ袋	12 号 100 枚入	1 袋
電子体温計		2 個

※ 全指定避難所に 1 セットずつ配備。

遺体収容所一覧

(令和 2 年 8 月現在)

施設名	所在地	電話番号	敷地面積 ㎡	総床面積㎡ (専有面積㎡)	備考
池尻地区会館	池 尻 2-3-11	3422-1777	2,259	4,777	市民大学、健康増進・交流施設（せたがやがやがや館）、池尻保育園、池尻児童館と同一施設
世田谷地区会館	世 田 谷 2-25-10	—	504	291	
経堂南地区会館	経 堂 5-21-6	—	362	685	
上馬地区会館	上 馬 4-3-20	3421-5567	349	505	
代田南地区会館	代 田 1-21-11	—	1,170	749	代田南児童館と同一施設
桜上水南地区会館	桜上水 3-4-11	—	6,022	(497)	都営住宅内
九品仏地区会館	奥 沢 7-34-3	—	457	499	
尾山台地区会館	等々力 2-17-14	3703-0211	844	(2,056)	尾山台図書館と同一施設
船橋地区会館	船 橋 3-11-8	—	1,401	428	
喜多見東地区会館	喜 多 見 5-11-10	—	1,320	1,228	喜多見まちづくりセンター、喜多見図書室、喜多見あんしんすこやかセンターと同一施設
上北沢地区会館	上 北 沢 2-1-3	3302-4205	1,501	562	
上祖師谷地区会館	上祖師谷 4-5-6	—	1,261	992	上祖師谷ぱる児童館と同一施設
北烏山地区会館	北 烏 山 9-25-26	—	661	352	

世田谷区における遺体収容所は、総合支所ごとにあらかじめ指定した地区会館を利用するが、災害の状況に応じ、大蔵運動公園体育館、又は、使用していない避難所の体育館等を区と警察署が協議して指定するものとする。

帰宅困難者のための支援施設

※一時滞在施設、帰宅困難者支援施設、災害時帰宅支援ステーションの区別

区分	一時滞在施設	帰宅困難者支援施設	災害時帰宅支援ステーション
設置時期	発災から 7 2 時間（最大 3 日間）程度まで	発災から 2 4 時間程度まで	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時
目的	帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の帰宅支援	徒歩帰宅者の帰宅支援
支援事項	食料、水、ブランケット、トイレ、休憩場所、情報等	飲料水、トイレ、休憩場所	飲料水、トイレ、帰宅支援情報等

※ 帰宅困難者支援施設の詳細については、「資料第 53 帰宅困難者支援施設一覧」を参照のこと。

※ 災害時帰宅支援ステーションの詳細については、「資料第 54 災害時帰宅支援ステーション一覧」を参照のこと。

「^{いちじ}一時滞在施設」一覧

^{いちじ}一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。対象となる施設は、都県や区市町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。床面積 3.3 m²につき 2 人の収容を目安とし、飲料水、食料、ブランケット、トイレ、周辺の被害状況や道路・鉄道の運行状況などの情報等の提供を行う。

(令和 2 年 4 月現在)

<都指定施設>

施設名	所在地
世田谷市場	大蔵 1-4-1
世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1
駒沢オリンピック公園総合運動場	駒沢公園 1-1
松原高等学校	桜上水 4-3-5
総合工科高等学校	成城 9-25-1
園芸高等学校	深沢 5-38-1
深沢高等学校	深沢 7-3-14

<区協定締結施設>

施設名	所在地
東洋ドライループ株式会社	代沢 1-26-4
東京中央農業組合 本店・千歳支店	粕谷 3-1-1
二子玉川ライズ	玉川 2-21-1

〔資料第 58〕

「帰宅困難者支援施設」一覧

災害時、近距離徒歩帰宅者の支援等を行う施設。対象となる施設は、区が指定する施設（11 箇所）及び協定締結による施設。可能な範囲で飲料水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などの提供を行う。

（令和 2 年 4 月現在）

<区指定施設>

No.	地域	施設名	所在地	周辺駅・道路
1	世田谷	太子堂区民センター	太子堂 1-14-20	三軒茶屋駅・国道 246 号
2	世田谷	上馬地区会館	上馬 4-3-20	国道 246 号
3	世田谷	経堂地区会館	経堂 3-37-13	経堂駅
4	北沢	北沢総合支所	北沢 2-8-18	下北沢駅
5	北沢	代田区民センター	代田 6-34-13	新代田駅・環状 7 号線
6	玉川	深沢区民センター	深沢 4-33-11	駒沢通り
7	玉川	桜新町区民集会所	桜新町 1-30-14	桜新町駅・国道 246 号
8	砧	砧区民会館成城ホール	成城 6-2-1	成城学園前駅
9	砧	大蔵第二運動場ロビー	大蔵 4-7-1	世田谷通り
10	烏山	烏山区民センター	南烏山 6-2-19	千歳烏山駅・甲州街道
11	烏山	上北沢区民センター	上北沢 3-8-9	上北沢駅

<区協定締結施設>

No.	地域	施設名	所在地	周辺駅・道路
1	世田谷	世田谷郵便局	三軒茶屋 2-1-1	三軒茶屋駅・国道 246 号

「災害時帰宅支援ステーション」一覧

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する施設。対象となる施設は、九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」締結事業者、都立学校等。帰宅が可能となり、都が要請を行った時に設置される。可能な範囲で飲料水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などの提供を行う。

以下は令和2年年9月現在の都指定施設。

1 災害時帰宅支援ステーション一覧（店舗名版）

(1) 都協定締結施設

分類	施設名	
コンビニ エンス ストア	キュウズマート	
	コミュニティストア	生活彩家
	サークルK	サンクス
	スリーエフ	セブン-イレブン
	デイリーヤマザキ	ナチュラルローソン
	ファミリーマート	ポプラ
	ミニストップ	ヤマザキデイリーストア
	ローソン	LAWSONSTORE 100
	スリーエイト	
ファースト フード	カレーハウス CoCo 壺番屋	モスバーガー
	タリーズコーヒー	ミスタードーナツ
	吉野家	山田うどん
ファミリー レストラン	味の民芸	デニーズ
	シェーキーズ	ロイヤルホスト
	盛賀美	和食さと
居酒屋	はな（花）の舞	さかなや道場
	和民	座・和民
	わたみんな家	チムニー
	団欒炎	
カラオケ スペース	カラオケ館	ビッグエコー

(2) 都立学校

学校名	所在地	電話	FAX	管轄支所
都立青鳥特別支援学校	池尻 1-1-4	3424-2525	3424-4433	世田谷
都立光明学園	松原 6-38-27	3323-8421	3327-8428	北沢
都立桜町高等学校	用賀 2-4-1	3700-4330	3700-9141	玉川
都立千歳丘高等学校	船橋 3-18-1	3429-7271	3429-2441	砧
都立深沢高等学校	深沢 7-3-14	3702-4145	3702-6767	玉川
都立松原高等学校	桜上水 4-3-5	3303-5381	3304-3062	北沢
都立芦花高等学校	粕谷 3-8-1	5315-3322	3305-8180	烏山
都立園芸高等学校	深沢 5-38-1	3705-2154	3705-1808	玉川
都立総合工科高等学校	成城 9-25-1	3483-0204	3483-1194	砧
都立世田谷泉高等学校	北烏山 9-22-1	3300-6131	3300-3687	烏山
都立世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1	3700-4771	3700-0866	砧
都立久我山青光学園	北烏山 4-37-1	3300-6235	3300-7136	烏山

(3) その他

東京都石油商業組合加盟のガソリンスタンド、一部の郵便局

2 災害時帰宅支援ステーション一覧（会社名版）

都協定締結施設			
1	株式会社セブン-イレブンジャパン	15	チムニー株式会社
2	山崎製パン株式会社	16	株式会社第一興商
3	株式会社ファミリーマート	17	株式会社ビーアンドビー
4	ミニストップ株式会社	18	株式会社サガミチェーン
5	株式会社ローソン	19	味の民芸フードサービス株式会社
6	株式会社吉野家	20	埼玉県カラオケ業防犯協力会
7	国分グロースーズチェーン株式会社	21	千葉県カラオケ事業者防犯協力会
8	株式会社ポプラ	22	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
9	山田食品産業株式会社	23	神奈川県カラオケボックス協会
10	株式会社セブン&アイフードシステムズ	24	サトフードサービス株式会社
11	ロイヤルホールディングス株式会社	25	株式会社ダスキン
12	株式会社モスフードサービス	26	タリーズコーヒージャパン株式会社
13	株式会社壺番屋	27	株式会社ストロベリーコーンズ
14	ワタミ株式会社	28	株式会社オートボックスセブン

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和 56 年の新耐震基準を満たした建物(耐震改修により同基準を満たした建物を含む。)であることが必要である。

(4) 開設基準

- ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。
- イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。
また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

- ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。
- ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。
- エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

ア 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の 運営の準備（平常時）

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。なお、運営要員の確保にあたっては、施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者のニーズへの対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・ 受入者名簿
- ・ 受入記録日計表
- ・ 物品受払簿
- ・ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・ 一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・ 施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・ 入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・ 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話や Wi-Fi 等の通信手段を整備しておく。
- ・ 災害用伝言板等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・ 施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- ・ 施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・ 非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

(4) 訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

指定避難所一覧(対象区域別編)

(令和2年4月現在)

地域	避難所数
世田谷	25
北沢	16
玉川	24
砧	17
烏山	10
合計	92

※1 【 】内は旧花見堂小学校の施設改築工事中の一時変更。
 ※2 【 】内は池之上小学校の旧施設改築工事中の一時変更。

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まちづくりセンター名	住所	電話番号	FAX
1	世田谷	三宿小学校	池尻西町会、池尻北自治会、三宿自治会、太子堂2丁目大塚町会	池尻3丁目全域、三宿1丁目1～24・27～30番、太子堂2丁目1～13番	池尻	三宿1-12-6	3411-8456	3411-7560
2	世田谷	多聞小学校	池尻4丁目町会、三宿北町会	池尻4丁目1～32番、三宿2丁目1～27・28番の一部・29～39番	池尻	三宿2-26-11	3413-2026	3413-4094
3	世田谷	池尻小学校	池尻東親会、池尻南睦会、池尻団地自治	池尻1丁目全域、池尻2丁目全域	池尻	池尻2-4-10	3424-2410	3424-2152
4	世田谷	太子堂小学校	太子堂5丁目町会、太子堂三軒茶屋町会、太子堂4丁目西山町会、若林町会(1・2丁目の一部)	太子堂2丁目14～28番、太子堂4丁目全域、太子堂5丁目3～14・17～35番、若林1丁目33～41番、若林2丁目1～5(6番の一部)	太子堂	太子堂5-7-4	3413-4621	3413-4799
5	世田谷	中里小学校	三軒茶屋町会(三軒茶屋1丁目)	三軒茶屋1丁目8～10番・22～41番・(21番の一部)	太子堂	三軒茶屋1-4-1	3422-7474	3422-7577
6	世田谷	太子堂中学校	太子堂本町会、太子堂下ノ谷町会	三宿1丁目25・26番、三宿2丁目28番、太子堂2丁目29～38番、太子堂3丁目全域、太子堂5丁目1・2・15・16番	太子堂	太子堂3-27-17	3413-0810	3413-1332
7	世田谷	三宿中学校	太子堂1丁目町会、下馬2丁目北町会	太子堂1丁目全域、下馬2丁目20～22・24～44番	太子堂	太子堂1-3-43	3413-4511	3413-4409
8	世田谷	若林小学校	若林町会(若林1・2丁目の一部を除く、若林3・4・5丁目全域)	若林1丁目11～32番、若林2丁目7～41番・(6番の一部)、若林3丁目全域、若林4丁目全域、若林5丁目全域	若林	若林5-27-18	3413-0654	3413-0770
9	世田谷	三軒茶屋小学校	上馬西町会(上馬2丁目)、三軒茶屋町会(三軒茶屋2丁目)、若林町会(1丁目の一部)、上馬北部町会(上馬2丁目)	三軒茶屋2丁目全域、若林1丁目1～10番、上馬2丁目全域	若林	三軒茶屋2-42-1	3421-2195	3421-2751
10	世田谷	桜小学校	世田谷2丁目町会、世田谷上町町会	世田谷1丁目17～48番・(16番の一部)、世田谷2丁目1～31番・(29番の一部を除く)、世田谷3丁目1～13番、弦巻5丁目16番	上町	世田谷2-4-15	3420-5381	3420-5626
11	世田谷	弦巻小学校	世田谷東町会	世田谷1丁目1～15番・(16番の一部)、世田谷3丁目14～26番、世田谷4丁目全域、上馬5丁目19～22・26番、弦巻1丁目9番	上町	弦巻1-9-18	3428-0187	3428-0965

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
12	世田谷	松丘小学校	松丘町会、弦巻町会 (弦巻4・5丁目)	弦巻3丁目23番の一部、弦巻4 丁目全域、弦巻5丁目1～15・ 17～36番、桜2丁目1～3番、桜 3丁目全域	上町	弦巻3- 23-12	3429- 4278	3429- 5627
13	世田谷	弦巻中学校	弦巻町会(弦巻1・2・ 3丁目)	弦巻1丁目全域(9番を除く)、 弦巻2丁目全域、弦巻3丁目全 域(23番の一部を除く)	上町	弦巻1- 42-22	3428- 8381	3428- 8537
14	世田谷	桜木中学校	桜町会	世田谷2丁目29番の一部・32 番、桜1丁目全域、桜2丁目4～ 22番	上町	桜1- 48-15	3420- 0149	3420- 0763
15	世田谷	桜丘小学校	経堂南町会、経堂1丁 目町会	経堂1丁目全域、経堂4丁目全 域(6・7番の一部を除く)、経 堂5丁目全域、桜丘1丁目19番 の一部	経堂	桜丘1- 19-17	3429- 1375	3429- 1339
16	世田谷	世田谷小 学校	宮坂1・2丁目町会	宮坂1丁目全域、宮坂2丁目全 域	経堂	宮坂1- 38-4	3420- 7241	3420- 8137
17	世田谷	経堂小学 校	経堂北町会、宮坂3丁 目町会	経堂2丁目全域、経堂3丁目全 域、宮坂3丁目全域、桜上水1 丁目23番	経堂	桜上水 1-23-3	3420- 3278	3420- 2903
18	世田谷	笹原小学 校	桜丘町会(桜丘2丁目 の一部・3丁目を除 く)、桜丘南町会	桜丘2丁目15～29番、桜丘3丁 目25～28番・30番の一部・35 番、桜丘4丁目全域、桜丘5丁 目全域、経堂4丁目6・7番の一 部、砧1丁目18・31・32番の一 部	経堂	桜丘5- 19-1	3428- 8383	3428- 8535
19	世田谷	桜丘中学 校	桜丘町会(桜丘2丁目 の一部および3丁 目)、桜丘1丁目町会	桜丘1丁目全域(19番の一部を 除く)、桜丘2丁目1～14番、桜 丘3丁目1～24・29・31～34・ 36・37番	経堂	桜丘2- 1-39	3429- 6203	3429- 6385
20	世田谷	駒沢小学 校	駒沢親和会、上馬西 町会(上馬3・4丁 目)、上馬北部町会 (上馬4丁目)	上馬3丁目全域、上馬4丁目1～ 15・19～25・32・33番、駒沢1 丁目全域、駒沢2丁目1～31番	上馬	駒沢2- 10-6	3424- 0855	3424- 1701
21	世田谷	駒沢中学 校	上馬・駒沢明和会	上馬4丁目16～18・26～31・34 ～41番、上馬5丁目1～18・23 ～25・27～40番、駒沢2丁目32 ～61番	上馬	駒沢2- 39-25	3422- 7401	3422- 7899
22	世田谷	旭小学校	野沢1丁目明朗会、野 沢2丁目町会、野沢4 丁目自治会、上馬東 町会	野沢1丁目全域、野沢2丁目1～ 6番、7番の一部、9～34番、野 沢4丁目全域、上馬1丁目全 域、三軒茶屋1丁目1～4、11～ 20番、21番の一部、下馬2丁目 17・18番、下馬3丁目35番・36 番	下馬	野沢1- 4-3	3424- 1337	3424- 1251
23	世田谷	駒繫小学 校	下馬1丁目町会、駒繫 西自治会	下馬1丁目全域、下馬2丁目1～ 16・19・23番、三軒茶屋1丁目 5～7番	下馬	下馬1- 42-12	3424- 0820	3424- 2622
24	世田谷	中丸小学 校	野沢3丁目町会、下馬 6丁目町会	野沢3丁目全域、下馬6丁目1～ 36・41～54番	下馬	野沢3- 34-16	3424- 4422	3424- 4990
25	世田谷	駒留中学 校	下馬新生自治会、下 馬5丁目町会	下馬3丁目全域(35・36番を除 く)、下馬4丁目全域、下馬5丁 目全域、下馬6丁目37～40番、 野沢2丁目7番の一部、8番	下馬	下馬4- 18-1	3424- 3070	3424- 3641

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
26	北沢	山崎小学校	梅丘1丁目町会、代田自治会(代田3丁目)	梅丘1丁目全域、代田3丁目全域	梅丘	梅丘3-9-1	3420-7341	3420-8278
27	北沢	城山小学校	豪徳寺1丁目町会、豪徳寺1丁目山下自治	豪徳寺1丁目全域、豪徳寺2丁目全域	梅丘	梅丘2-1-11	3429-2047	3429-2049
28	北沢	世田谷中学校	梅丘2・3丁目町会	梅丘2丁目全域、梅丘3丁目全域	梅丘	梅丘3-8-1	3420-7173	3420-7175
29	北沢	代沢小学校	下代田西町会、代沢4丁目西町会、代沢5丁目町会、代沢5丁目東町会、北沢2丁目南町会、【代田自治会(代田2丁目)】※1	代沢3丁目1～5番、代沢4丁目全域、池尻4丁目39番、代沢5丁目全域、北沢2丁目1～21番、【代田1丁目全域】※1	代沢	代沢5-1-10	3413-4551	3413-5665
30	北沢	富士中学校	下代田東町会、代沢中町会、【代沢2丁目北町会】※2	代沢1丁目1～32・37番(33・36番の一部)、代沢2丁目1～4・7～28番、代沢3丁目6～27番、池尻4丁目33～38番、【代沢1丁目34・35番(33・36番の一部)、代沢2丁目5・6・29～48番】※2	代沢	代沢1-23-17	3414-5174	3414-5902
31	北沢	下北沢小学校	守山町会、大原南町会、代田南町会、北沢2丁目協和会、北沢3・4丁目西町会	代田6丁目1～16番、大原1丁目1～29番、北沢2丁目22～40番、北沢3丁目20～34番、北沢4丁目8～16番	新代田	大原1-4-6	3468-0291	3468-6974
32	北沢	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田北町会・羽根木町会	代田6丁目17～34番、羽根木1丁目1～8・12～32番(9・14番の一部)、羽根木2丁目全域、松原1丁目(18～20番の一部)	新代田	代田6-21-5	6407-1685	6407-1686
33	北沢	代田小学校	代田4丁目町会、根津山会、代田東町会、【代田自治会(代田2丁目)】※1	代田4丁目全域、代田2丁目12・18～36番、代田5丁目全域、【代田2丁目1～11・13～17番】※1	新代田	代田4-2-3	3323-3761	3323-9343
34	北沢	池之上小学校(旧北沢小学校)	東北沢自治会、北沢4丁目町会、北沢中央自治会、【北沢1丁目町会】※2	北沢1丁目18～23・25・47番(24・45番の一部)、北沢3丁目1～19番、北沢4丁目1～7・17～33番、北沢5丁目1～7・18・19・23番、【北沢1丁目1～17・26～44・46番(24・45番の一部)】※2	北沢	北沢4-32-20	6416-8073	6416-8414
35	北沢	北沢中学校	大原北町会、大原西町会、北沢5丁目町会	大原1丁目30～63番、大原2丁目全域(29番の一部を除く)、羽根木1丁目10～13番(9・14番の一部)、北沢5丁目8～17・20～22・24～43番	北沢	北沢5-12-3	3468-2501	3468-7549
36	北沢	松原小学校	松原1丁目町会、松原2丁目町会	松原1丁目全域(18～20番の一部を除く)、松原2丁目全域、松原5丁目20・34～39・41～43・48番(18・19番の一部)、大原2丁目29番の一部	松原	松原5-43-26	3322-0191	3322-4351
37	北沢	梅丘中学校	松原5・6丁目自治会	松原5丁目1～17・21～33・40・44～47・49～61番(18・19番の一部)、松原6丁目全域	松原	松原6-5-11	3322-7491	3322-7443

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
38	北沢	松沢小学校	松原3・4丁目自治会、赤堤4丁目町会	松原3丁目全域、松原4丁目全域、赤堤4丁目全域	松沢	赤堤4-44-22	3323-0441	3323-9293
39	北沢	赤堤小学校	赤堤1丁目町会、赤堤2丁目町会、赤堤3丁目自治会	赤堤1丁目全域、赤堤2丁目全域、赤堤3丁目全域	松沢	赤堤1-41-24	3323-0291	3323-9751
40	北沢	松沢中学校	赤堤5丁目町会、桜上水3丁目自治会、桜上水4丁目町会、都営桜上水3丁目アパート自治会	赤堤5丁目全域、桜上水3丁目全域、桜上水4丁目全域	松沢	桜上水4-5-2	3303-7381	3303-7151
41	北沢	緑丘中学校	桜上水1丁目町会、桜上水2丁目町会、桜上水5丁目自治会、経堂赤堤通り団地自治会	桜上水1丁目全域(23番を除く)、桜上水2丁目全域、桜上水5丁目全域	松沢	桜上水3-19-12	3303-7332	3303-7581
42	玉川	奥沢小学校	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目28～41番、東玉川2丁目19～41番、奥沢1丁目6～12・22～26・30～37・50～56番、奥沢3丁目全域	奥沢	奥沢3-1-1	3727-3535	3727-1398
43	玉川	東玉川小学校	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目1～27番、東玉川2丁目1～18番、奥沢1丁目1～5・13～16番	奥沢	奥沢1-1-1	3720-4211	3720-4621
44	玉川	奥沢中学校	奥沢交和会	奥沢1丁目17～21・27～29・38～49・57～65番、奥沢2丁目全域	奥沢	奥沢1-42-1	3726-2561	3726-2597
45	玉川	八幡小学校	奥沢中和会、玉川田園調布会	奥沢4丁目全域、奥沢5丁目全域、玉川田園調布1丁目全域、玉川田園調布2丁目全域	九品仏	玉川田園調布2-17-15	3721-8991	3721-8990
46	玉川	九品仏小学校	九品仏自治会	奥沢6丁目全域、奥沢8丁目全域	九品仏	奥沢8-12-1	3703-0458	3703-0630
47	玉川	尾山台小学校	協和会	等々力2丁目1～31・33番の一部・34～38番、尾山台3丁目7～10・18～26・33・34番	等々力	尾山台3-11-1	3701-2183	3701-2355
48	玉川	等々力小学校	等々力三和会	等々力7丁目1～16・18・22～27番(17番の一部)、等々力8丁目全域、深沢3丁目28・29番	等々力	等々力7-26-1	3702-2185	3702-2188
49	玉川	玉堤小学校	玉堤町会、協和会、尾山台クラブ、尾山台自治会、尾山台灯交会、野毛町会	玉堤1丁目全域、玉堤2丁目全域、等々力1丁目全域、尾山台1丁目全域、尾山台2丁目全域、野毛1丁目全域、野毛2丁目全域	等々力	玉堤2-11-1	3701-1536	3702-7951
50	玉川	八幡中学校	九品仏自治会、等々力6丁目町会	奥沢7丁目全域、等々力6丁目1～7・8～11の一部・12～40番、深沢1丁目(1・7・8番の一部)	九品仏	等々力6-4-1	3701-2161	3701-2164
51	玉川	尾山台中学校	等々力和敬会東部、尾山台3丁目町会	尾山台3丁目1～6・12～17・27～32番、等々力4丁目1・2・9～15・19～24番、等々力5丁目全域、等々力6丁目(8～11番の一部)	等々力	尾山台3-27-23	3701-1171	3701-1195

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
52	玉川	中町小学校	中町4・5丁目町会、 上野毛町会	中町4丁目6～14・23～32番、 中町5丁目1～7・11～41番、上 野毛4丁目1～4・9～21・25～ 37番、(5・6・7・8番の一部)	上野毛	中町4- 23-1	3703- 0651	3703- 0691
53	玉川	玉川小学 校	等々力和敬会西部、 野毛町会、上野毛町 会、玉川中町会	等々力2丁目32・39・40番、 (33番の一部)、等々力3丁目全 域、等々力4丁目3～8・16～18 番、中町1丁目全域、中町2丁 目全域、野毛3丁目全域、上野 毛1丁目1～18番、上野毛2丁目 全域、上野毛3丁目全域	上野毛	中町2- 29-1	3703- 1601	3703- 1688
54	玉川	玉川中学 校	上野毛町会、玉川中 町会	上野毛1丁目19～34番、中町3 丁目全域、中町4丁目1～5・15 ～23・33～38番	上野毛	中町4- 21-1	3701- 7128	3701- 7173
55	玉川	京西小学 校	用賀町会	用賀3丁目1～11・14～27番、 用賀4丁目4～38番、玉川台2丁 目5・6・18～30・34～39番、 (3・17・31番の一部)	用賀	用賀4- 27-4	3700- 1128	3700- 1399
56	玉川	二子玉川 小学校	玉川町会	玉川1丁目全域、玉川2丁目全 域、玉川3丁目全域、玉川4丁 目全域	用賀	玉川4- 6-1	3700- 5531	3700- 6588
57	玉川	桜町小学 校	中町4・5丁目町会、 用賀南町会、桜新町 親和会	中町5丁目8～10番、用賀1丁目 全域、用賀2丁目全域、用賀3 丁目12・13番、用賀4丁目1～3 番、玉川台1丁目8～16番、 (5・6番の一部)、瀬田3丁目 (13～15番の一部)、桜新町1丁 目28～36番、(25・27番の一 部)、深沢7丁目8～13・23～25 番、深沢8丁目10～19番	用賀	用賀1- 5-1	3703- 0161	3703- 0166
58	玉川	瀬田小学 校	瀬田町会、玉川町会	上野毛4丁目22～24・38・39 番、(5・6・7・8番の一部)、 瀬田1丁目全域、瀬田2丁目全 域、瀬田3丁目1～12番、(13～ 15番の一部)、瀬田4丁目全 域、瀬田5丁目全域、玉川台1 丁目1～4・7番、(5・6番の一 部)、玉川台2丁目1・2・4・7 ～16・32・33番、(3・17・31 番の一部)	用賀	瀬田2- 15-1	3700- 3345	3700- 3352
59	玉川	瀬田中学 校			用賀	瀬田2- 17-1	3700- 6900	3700- 6560
60	玉川	用賀小学 校	上用賀町会、馬事公 苑前ハイム管理組合	上用賀2丁目全域、上用賀4丁 目全域、上用賀6丁目全域	用賀	上用賀 6-14-1	3428- 8391	3428- 8856
61	玉川	用賀中学 校	上用賀町会	上用賀1丁目全域、上用賀3丁 目全域、上用賀5丁目全域	用賀	上用賀 5-15-1	3700- 5600	3700- 5568
62	玉川	東深沢小 学校	深友会、東深沢町会	等々力7丁目19～21番、(17番 の一部)、深沢1丁目2～6・9～ 41番、(1・7・8番の一部)、深 沢2丁目全域、深沢3丁目1～ 27・30・31番、深沢4丁目1～7 番	深沢	深沢3- 7-1	3703- 1606	3703- 1780

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
63	玉川	深沢小学校	駒沢3丁目町会、駒沢町会、新町公民会、都営深沢アパート自治会	駒沢3丁目全域、駒沢4丁目全域、新町1丁目3～15・19～23・33～35番、(18・24・32番の一部)、新町2丁目1～29・32～38番、新町3丁目全域、桜新町1丁目9～12番、(8・13番の一部)、桜新町2丁目1～4番	深沢	新町1-4-24	3428-1366	3428-8765
64	玉川	深沢中学校	深沢三友会、桜新町親和会、桜新町町会	新町1丁目1・2・16～17・25～31・36番、(18・24・32番の一部)、深沢6丁目全域、深沢7丁目1～7・14～22番、新町2丁目30・31番、桜新町1丁目1～7・14～24・26・37～41番、(8・13・25・27番の一部)、深沢8丁目1～9番、桜新町2丁目5～31番	深沢	新町1-26-29	3703-0158	3703-2733
65	玉川	東深沢中学校	交和会、深沢三友会	駒沢5丁目全域、深沢4丁目8～36番、深沢5丁目全域	深沢	深沢4-18-28	3703-0151	3703-0156
66	砧	祖師谷小学校	祖師谷第2自治会、祖師谷第3自治会、祖師谷第4自治会、祖師谷第5自治会、祖師谷第6自治会、祖師谷住宅自治会、祖師谷3丁目南町会、公社・祖師谷住宅自治会	祖師谷1丁目4・6～37番、祖師谷2丁目全域、祖師谷3丁目全域、祖師谷4丁目全域、祖師谷5丁目1～5・16～27・32番、千歳台1丁目17番、千歳台2丁目3～19番	祖師谷	祖師谷3-49-1	3482-2467	3482-2432
67	砧	明正小学校	法人格成城自治会(成城3～6丁目)、喜多見北部町会、喜多見西部町会	成城3丁目全域、成城4丁目全域、成城5丁目全域、成城6丁目全域、喜多見8丁目全域、喜多見9丁目全域	成城	成城3-3-1	3415-5591	3415-5940
68	砧	砧中学校	法人格成城自治会(成城1・2丁目)	成城1丁目全域、成城2丁目全域	成城	成城1-10-1	3417-2367	3417-2380
69	砧	塚戸小学校	祖師谷千歳台自治会	祖師谷5丁目28～38番、祖師谷6丁目全域、上祖師谷3丁目1・5～7・12番、千歳台2丁目15・34～46番	祖師谷	千歳台6-7-1	3300-5166	3300-5174
70	砧	船橋小学校	船橋会	船橋1丁目全域、船橋2丁目全域、船橋3丁目全域、船橋4丁目23～27・31～43番	船橋	船橋4-41-1	3482-2367	3482-2317
71	砧	希望丘小学校	フレール西経堂自治会・船橋葎根会	船橋5丁目17番、船橋5丁目1～16・18～35番、船橋6丁目1～25・27番、八幡山1丁目6番	船橋	船橋4-9-1	3484-1972	3484-1878
72	砧	千歳台小学校	千歳台廻沢町会、芦花公園スカイハイツ自治会	千歳台1丁目33～35番、千歳台2丁目1・2・5・20～35番、千歳台3丁目全域、千歳台4丁目全域、千歳台5丁目全域、千歳台6丁目1～14番	船橋	千歳台4-24-1	3482-0335	3482-0757
73	砧	船橋希望中学校	希望ヶ丘団地自治会、船橋4丁目住宅自治会	船橋6丁目26番、船橋7丁目全域、船橋4丁目1～22・28～30番	船橋	船橋4-20-1	3329-3731	3329-7361
74	砧	希望丘複合施設	船橋葎根会	船橋5丁目1～16・18～35番、船橋6丁目1～25・27番、八幡山1丁目6番	船橋	船橋6-25-1		

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
75	砧	千歳中学校	千歳中学校学校協議 会、東京テラス防災 委員会	千歳台6丁目15～17番	祖師谷	千歳台 6-15-1	3300- 7361	3300- 7370
76	砧	砧小学校	喜多見上部自治会、 石井戸会、大蔵東部 町会、大蔵住宅自地 会	大蔵1丁目全域、大蔵2丁目全 域、大蔵3丁目全域、大蔵4丁 目全域、大蔵5丁目全域、砧公 園全域、喜多見5丁目7～9番、 喜多見6丁目全域、砧7丁目2 番、成城1丁目1～5番、砧1丁 目3・6～10・13番	砧	喜多見 6-9-1	3417- 4477	3417- 4484
77	砧	砧南小学 校	宇奈根町会、鎌田協 和会、大蔵本村睦会	宇奈根1丁目2～14・19～21・ 25～43番、宇奈根2丁目全域、 宇奈根3丁目全域、鎌田3丁目 14・27～35番、鎌田4丁目全 域、大蔵6丁目全域	喜多見	鎌田4- 3-1	3417- 2378	3417- 4943
78	砧	喜多見小 学校	喜多見東部町会	喜多見1丁目全域、喜多見3丁 目全域、喜多見4丁目1～7番・ 19番、喜多見5丁目1～6番・10 ～23・26番	喜多見	喜多見 3-11-1	3416- 8232	3416- 8284
79	砧	喜多見中 学校	喜多見中部町会、喜 多見西部町会、都営 喜多見2丁目団地自治 会	喜多見2丁目全域、喜多見4丁 目8～36番、喜多見5丁目24～ 25・27番、喜多見7丁目全域	喜多見	喜多見 4-20-1	3417- 4971	3417- 4963
80	砧	砧南中学 校	鎌田南睦会、岡本自 治会	宇奈根1丁目1・15～18・22～ 24番、鎌田1丁目全域、鎌田2 丁目全域、鎌田3丁目1～13・ 15～26番、岡本1丁目全域、岡 本2丁目全域、岡本3丁目全 域、瀬田4丁目38～41番、瀬田 5丁目6・9・28番	喜多見	鎌田3- 13-20	3417- 6791	3417- 6799
81	砧	山野小学 校	砧町町会、砧町自治 会、千歳台睦町会、 千歳台南会	砧1丁目1～5・11～34番、砧2 丁目全域、砧3丁目全域、砧4 丁目全域、砧5丁目全域、砧6 丁目全域、砧7丁目全域、砧8 丁目全域、千歳台1丁目1～ 32・36～41番、祖師谷1丁目1 ～5・18～21番	砧	砧6-7- 1	3417- 3322	3417- 3348
82	砧	千歳小学 校	法人格成城自治会(成 城7～9丁目)、成城団 地自治会、藤自治 会、成城通りパーク ウエスト自治会(烏山 管内)	成城7丁目全域、成城8丁目全 域、成城9丁目全域、祖師谷5 丁目6～15・37～48番、上祖師 谷4丁目2番	成城	成城9- 6-1	3482- 3153	3482- 3466
83	烏山	上北沢小 学校	上北沢町会	上北沢2丁目全域、上北沢3丁 目全域、上北沢4丁目全域、上 北沢5丁目全域	上北沢	上北沢 4-22- 29	3302- 0485	3302- 7351
84	烏山	八幡山小 学校	上北沢1丁目自治会、 八幡山町会	上北沢1丁目全域、八幡山1丁 目全域、八幡山2丁目1～18・ 20～22番、八幡山3丁目全域 (37番を除く)	上北沢	八幡山 1-14-1	3302- 2618	3302- 4064
85	烏山	芦花小学 校	烏山下町会、児ヶ谷 会、芦花公園団地自 治会、コーシャハイ ム芦花公園自治会、 都営八幡山アパート 自治会、粕谷会、烏 山南住宅自治会	南烏山1丁目1～30番、南烏山2 丁目1～6・9～37番、南烏山5 丁目1～14番、粕谷1丁目全 域、粕谷2丁目、粕谷3丁目全 域、粕谷4丁目全域、八幡山2 丁目19・23～25番、八幡山3丁 目27番、南烏山2丁目7～9番	上祖師 谷	粕谷2- 22-1	3303- 3301	3303- 6431

No.	地域	避難所名	避難所運営主体 (町会・自治会別)	対象区域	担当まち づくりセ ンター名	住所	電話 番号	FAX
86		芦花中学校	山南庄七日宿会 ※両避難所については校舎が一体の建物のため、避難所運営は一体的に行なう。	日37番、南烏山2丁目7～8番		粕谷2-22-2	3302-2571	3302-7491
87	烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会、成城通りパークウエスト自治会	上祖師谷1丁目全域、上祖師谷2丁目全域、上祖師谷3丁目1～4・7～23、上祖師谷4丁目1・2・3～39番、上祖師谷5丁目全域、上祖師谷6丁目全域、上祖師谷7丁目全域、祖師谷6丁目23～33番、成城9丁目23・24番	上祖師谷	上祖師谷7-10-1	3308-9683	3308-9778
88	烏山	給田小学校	給田町会、給田西住宅管理組合	給田3丁目25～34番、給田4丁目全域、給田5丁目全域、北烏山5丁目2～6・17～23番、北烏山7丁目全域、北烏山8丁目全域、北烏山9丁目全域	烏山	給田4-24-1	3308-5671	3308-5797
89	烏山	烏山北小学校	烏山中町会、烏山松葉通住宅自治会、親和会、あやめ会、烏山北住宅賃貸自治会、烏山北住宅自治会、コートヒルズ久我山自治会、北烏山みむね管理組合、烏山寺院連合会	北烏山2丁目1～8・11～14番(3番の一部除く)、北烏山3丁目全域、北烏山4丁目全域、北烏山5丁目1・7～16番、18番、北烏山6丁目全域	上祖師谷	北烏山6-3-1	3300-5764	3300-5785
90	烏山	烏山小学校	給田町会、給田南住宅自治会、給田北住宅自治会、上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会	給田1丁目全域、給田2丁目全域、給田3丁目1～24番、南烏山5丁目15～36番	烏山	給田1-2-1	3300-6158	3300-6199
91	烏山	武蔵丘小学校	上北沢町会、烏山下町会、千駄山町会、都営烏山アパート自治会、北烏山青葉団地管理組合、パークアベニュー芦花公園自治会	南烏山3丁目1～11・13～25番、北烏山1丁目全域、北烏山2丁目3・9・10番、上北沢5丁目44～52番	烏山	北烏山1-47-11	3308-6722	3308-6773
92	烏山	烏山中学校	烏山上町会	南烏山3丁目12番、南烏山4丁目全域、南烏山6丁目全域	烏山	南烏山4-26-1	3300-6361	3300-6363

予備避難所一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

43 箇所

No.	管轄	避 難 所 名	所 在 地
1	世田谷	東京学芸大学附属高等学校	下馬 4-1-5
2	世田谷	スポーツクラブ&スパルネサンス経堂	宮坂 3-1-45
3	世田谷	駒澤大学	駒沢 1-23-1
4	世田谷	世田谷学園	三宿 1-16-31
5	世田谷	国土舘	世田谷 4-28-1
6	世田谷	昭和女子大学	太子堂 1-7-57
7	世田谷	筑波大学附属駒場高等学校	池尻 4-7-1
8	世田谷	筑波大学附属駒場中学校	池尻 4-7-1
9	北沢	日本大学櫻丘高等学校	桜上水 3-24-22
10	北沢	日本大学文理学部	桜上水 3-25-40
11	北沢	都立松原高等学校	桜上水 4-3-5
12	北沢	二階堂高等学校	松原 2-17-22
13	北沢	日本学園中学校・高等学校	松原 2-7-34
14	北沢	駒場学園	代沢 1-23-8
15	北沢	下北沢成徳高等学校	代田 6-12-39
16	北沢	松蔭学園	北沢 1-16-10
17	北沢	北澤八幡神社	代沢 3-25-3
18	玉川	駒澤大学高校	上用賀 1-17-12
19	玉川	東京都市大学	玉堤 1-28-1
20	玉川	専修学校 日本菓子専門学校	上野毛 2-24-21
21	玉川	多摩美術大学	上野毛 3-15-34
22	玉川	東京学芸大学附属世田谷小学校	深沢 4-10-1
23	玉川	東京学芸大学附属世田谷中学校	深沢 4-3-1
24	玉川	都立園芸高等学校	深沢 5-38-1
25	玉川	日本体育大学・女子短期大学部	深沢 7-1-1
26	玉川	都立深沢高等学校	深沢 7-3-14
27	玉川	田園調布学園中高等部	東玉川 2-21-8
28	玉川	産業能率大学	等々力 6-39-15
29	玉川	東京都市大学等々力校舎	等々力 8-9-18
30	玉川	都立桜町高等学校	用賀 2-4-1
31	玉川	セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	瀬田 1-6-19
32	砧	都立世田谷総合高等学校	岡本 2-9-1
33	砧	ゆうぼうと世田谷レクセンター	鎌田 2-17-1
34	砧	日本大学商学部	砧 5-2-1

No.	管轄	避難所名	所在地
35	砧	成城大学	成城 6-1-20
36	砧	都立総合工科高等学校	成城 9-25-1
37	砧	都立千歳丘高等学校	船橋 3-18-1
38	砧	大東学園	船橋 7-22-1
39	烏山	都立芦花高等学校	粕谷 3-8-1
40	烏山	日本女子体育大学※1	北烏山 8-19-1
41	烏山	都立世田谷泉高等学校	北烏山 9-22-1

※1 工事中の為、令和2年4月～令和5年3月まで使用不可

水害時避難施設

No.	管轄	避難所名	所在地
42	砧	聖ドミニコ学園	岡本 1-10-1
43	砧	氷川神社	大蔵 6-6-7

福祉避難所一覧

(令和 2 年 9 月 1 日現在)

1. 福祉避難所 (高齢者) (障害者)

	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
1	特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	北烏山 7-8-11	3300-1600	3300-1607
2	特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	3306-5155	3306-1222
3	特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	給田 5-9-5	3307-1165	3307-1140
4	特別養護老人ホーム 久我山園	北烏山 2-14-14	3309-3211	3326-6054
5	サピエンス祖師谷	上祖師谷 4-20-13	3326-8099	3326-8095
6	特別養護老人ホーム 砧ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	3416-3494
7	養護老人ホーム 友愛ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	3416-5782
8	特別養護老人ホーム ハートハウス成城	成城 3-2-9	3416-5820	3416-5821
9	特別養護老人ホーム フレンズホーム	下馬 2-21-11	3422-7211	3422-7227
10	老人休養ホーム ふじみ荘 (※令和 3 年 3 月 31 日まで)	上用賀 6-2-13	3426-3371	3426-3207
11	特別養護老人ホーム 第 2 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3482-3911	3483-3938
12	特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	成城 6-13-17	3483-8001	3483-8002
13	特別養護老人ホーム 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3484-0600	3484-5503
14	アライブ世田谷中町	中町 3-5-23	3701-6530	3701-6531
15	高齢者在宅サービスセンター デイホーム 等々力	等々力 5-19-11	3705-1055	3705-1053
16	特別養護老人ホーム エリザベート成城	成城 8-27-24	3789-8100	3789-8144
17	特別養護老人ホーム 東京敬寿園	上祖師谷 7-1-1	5313-0008	3308-0303
18	ツクイ・サンシャイン成城	上祖師谷 6-29-19	5314-3453	5314-3454
19	特別養護老人ホーム 世田谷希望丘ホーム	船橋 6-25-25	5316-5388	5316-5387
20	ゆうらいふ世田谷	粕谷 2-8-5	5316-5650	5316-5659
21	特別養護老人ホーム 芦花ホーム	粕谷 2-23-1	5317-1094	5317-1090
22	ニチイホーム八幡山	八幡山 1-19-18	5317-7824	5317-7826
23	特別養護老人ホーム せたがや給田乃杜	給田 5-3-5	5384-7277	5384-2011
24	ニチイホーム成城	上祖師谷 4-24-15	5384-7511	5384-7512
25	グランダ世田谷上町	桜 3-32-10	5426-3922	5426-3924
26	グループホーム花みず木	岡本 3-19-9	5429-6245	3416-6503
27	メディカルホームグランダ三軒茶屋	太子堂 2-37-2	5431-5025	5431-5026
28	アライブ世田谷下馬	下馬 6-29-22	5433-5210	5433-5310
29	アライブ世田谷代田	代田 2-26-8	5433-6100	5433-6101
30	トラストガーデン桜新町	弦巻 2-11-1	5451-7722	5451-7723
31	特別養護老人ホーム きたざわ苑	北沢 5-24-18	5453-5620	5453-5621

	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
32	ニチイホーム千歳船橋	船橋 3-19-1 4	5490-7100	5490-7102
33	グランクレール成城	成城 8-20-1	5490-7180	5490-7182
34	特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6	5491-0340	5491-0343
35	特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	等々力 1-24-11	5706-6588	5706-6597
36	ウェルケアガーデン深沢	深沢 1-32-18	5707-7631	5707-1560
37	グランクレール馬事公苑	上用賀 1-22-23	5717-7300	5717-7301
38	ニチイホーム用賀	玉川台 2-17-11	5717-9832	5717-9836
39	特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	喜多見 7-20-26	5727-1161	5727-1164
40	特別養護老人ホーム 等々力の家	等々力 8-26-16	5752-0030	5752-0029
41	トラストガーデン用賀の杜	用賀 1-3-1	5752-4581	5752-4582
42	東急ウェリナケア尾山台	玉堤 1-24-15	5758-1289	5758-1281
43	深沢共愛ホームズ	深沢 1-32-21	5760-6331	5760-6821
44	トラストガーデン等々力	等々力 7-22-12	5760-7711	5760-7713
45	ガーデンテラス尾山台	玉堤 1-17-18	6432-2105	6432-2106
46	グランクレール世田谷中町	中町 5-9-9	6432-3200	6432-3246
47	特別養護老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1-32-11	6824-9080	3302-5520
48	リハビリホームまどか上祖師谷	上祖師谷 6-7-15	5314-3321	5314-3346
49	特別養護老人ホーム 下馬の家	下馬 2-25-8	6805-5620	6805-5805
50	チャームプレミア深沢	深沢 7-4-1	5752-1600	5752-160 1
51	特別養護老人ホーム 馬事公苑	上用賀 4-15-12	6804-4835	6804-4836
52	介護老人保健施設 梅ヶ丘	松原 6-3 7-1	6379-0427	6379-0428
53	特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷	下馬 2-3-10	6413-8571	6413-8572
54	特別養護老人ホーム さくらほうむ	弦巻 3-3-17	6809-7603	6809-7604
55	特別養護老人ホーム ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	6805-6678	6805-6621
56	ガーデンテラス久我山	北烏山 2-2-19	6279-6684	6279-6694
57	グループホームやまぼうし	玉川4-13-7 (シティーコート二 子玉川7号棟 101)	5716-6950	5716-6952
58	都立久我山青光学園	北烏山 4-37-1	3300-6235	3300-7136
59	さわやかは一とあーす世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610	6413-7455
60	障害者就労支援センターすきっぷ	船橋 5-33-1	3302-7911	3302-7925
61	給田福祉園	給田 5-2-7	3308-9361	3308-9362
62	都立光明学園	松原 6-38-27	3323-8421	3327-8428
63	白梅福祉作業所	松原 6-43-17	3325-5407	3325-5056
64	烏山福祉作業所	北烏山 1-29-15	3326-8001	3326-8010
65	三宿つくしんぼホーム	三宿 2-30-7	3411-4711	5481-3734

	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
66	Factory 藍	若林 5-2-9 3階	3412-1366	3412-1364
67	あけぼの学園	三宿 2-30-9	3413-6781	3413-6919
68	世田谷福祉作業所	下馬 2-31-6	3414-0141	3412-1084
69	岡本福祉作業ホーム	岡本 2-33-24	3415-3366	3415-4976
70	友愛デイサービスセンター	砧 3-9-11	3416-0262	3416-0262
71	コーポ友愛	砧 3-9-11	3416-3164	3416-5782
72	友愛園	砧 3-9-11	3416-3161	3417-5126
73	世田谷更生館	砧 3-9-11	3416-7131	3415-5221
74	泉の家	岡本 2-33-23	3417-3451	3417-3463
75	砧工房	砧 4-32-14	3417-4604	3417-3342
76	都立青鳥特別支援学校	池尻 1-1-4	3424-2525	3424-4433
77	すまいる梅丘	梅丘 1-36-2-101	3425-5710	3426-6995
78	おおらか学園（子どもの生活研究所含む）	船橋 1-30-9	3426-2323	3706-7242
79	まもりやま工房	代田 6-21-5	3460-9019	3460-9034
80	社会就労センター パイ焼き窯	等々力 2-36-13	3702-0459	3702-0439
81	九品仏生活実習所	奥沢 7-39-13	3703-1519	3703-1493
82	玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	3707-0498	3707-7589
83	用賀福祉作業所	用賀 4-7-1	3708-5061	3708-5062
84	砧工房分場キタミ・クリーンファーム	喜多見 7-3-1	3749-3880	3749-3885
85	わくわく祖師谷	祖師谷 3-21-1	3789-8727	3789-8728
86	千歳台福祉園	千歳台 3-31-9	3789-9801	3789-9802
87	桜上水福祉園	桜上水 2-13-16	5317-6395	5317-6397
88	駒沢生活実習所	弦巻 2-1-5	5430-6311	5430-6314
89	ほほえみ経堂	経堂 3-6-24	5451-5151	5451-5153
90	九品仏生活実習所中町分場	中町 2-25-17	5706-7301	5706-7330
91	玉川福祉作業所等々力分場	等々力 2-13-4	5707-1330	5707-1332
92	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1 地下 1階	5707-9431	5707-9433
93	下馬福祉工房	下馬 2-20-14 2階	5712-5103	3410-3812
94	ケアセンター ふらっと	下馬 2-20-14 1階	5712-5105	3410-3813
95	奥沢福祉園	奥沢 6-29-2	5758-3546	5758-3548
96	東京リハビリテーションセンター 世田谷障害者支援施設梅丘	松原 6-37-1	6379-0427	6379-0428
97	コイノニアかみきた	上北沢 1-32-14	5316-2251	5316-2252
98	にこにこみやさか	宮坂 2-26-17 1階	6413-7585	6413-7586
99	イタル成城	成城 8-27-11	6277-9911	3483-8911

2. 福祉避難所（母子）

（令和2年9月1日現在）

	避 難 所 名	所 在 地	電 話	F A X
1	佼成学園女子中学高等学校	給田2-1-1	3300-2351	3309-0617
2	三田国際学園中学校・高等学校 （戸板中学校・戸板女子高等学校）	用賀2-16-1	3707-5676	3707-5733
3	昭和女子大学	太子堂1-7-57	3411-5123	3487-6850
4	目黒星美学園中学高等学校	大蔵2-8-1	3416-1150	3416-3899
5	日本体育大学	深沢7-1-1	5706-0900	5706-0912
6	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	松原2-17-22	3322-9151	3327-6164
7	日本女子体育大学	北烏山8-19-1	3300-2259	3300-0174
8	東京農業大学	桜丘1-1-1	5477-2228	5477-2645
9	玉川聖学院	奥沢7-11-22	3702-4141	3702-8002

いっとき
一時集合所種類別一覧

(令和2年6月1日現在)

種類	地域別						総合計
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	区外	
区施設	3	4	0	3	0	0	10
学校	42	27	44	16	17	0	146
公園等	63	40	31	55	25	0	214
緑道	3	5	0	1	0	0	9
神社・寺院	12	6	9	13	3	0	43
その他	11	10	16	14	6	0	57
合計	134	92	100	102	51	0	479

一時集合所

危険回避のために一時的に集合して様子を見る場所。

町会・自治会・事業者等の集団で行動し、周囲の状況を確認する場所。

一時集合所一覧

(令和2年10月現在)

管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	町会・自治会	一時集合所	所在地
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻東親会	関東倉庫前広場	池尻2-23-4
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻南睦会	池尻稲荷神社	池尻2-34-15
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻東親会	目黒区立東山公園	目黒区東山3-24
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻西町会・池尻北自治会	池尻3丁目公園	池尻3-27-21
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻南睦会	世田谷公園	池尻1-5-27
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻北自治会	東京三菱銀行池尻クラブ前広場	池尻3-6先
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻北自治会	目黒川緑道	池尻3-9先
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻北自治会	マンションニュー池尻中庭	池尻3-11-31
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻4丁目町会	警察官宿舎内空地	池尻4-3
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻4丁目町会	池尻住宅内広場	池尻4-8-21
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻4丁目町会	池尻北児童遊園	池尻4-27-16
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻4丁目町会	淡島通り公園	池尻4-29-18
世田谷	池尻まちづくりセンター	池尻団地自治会	都営池尻団地内5ヶ所	池尻2-3
世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿自治会	三宿小学校	三宿1-12-6
世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿自治会	世田谷学園	三宿1-16-31
世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿北町会	三宿の森緑地	三宿2-27-27
世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿北町会	多聞小学校	三宿2-26-11
世田谷	池尻まちづくりセンター	三宿北町会	三宿神社	三宿2-27-6
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂1丁目町会	昭和女子大学	太子堂1-7-57
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂2丁目大塚町会	太子堂2-11遊び場	太子堂2-11-7
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂三軒茶屋町会	三軒茶屋ふれあい広場	太子堂2-17
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂下ノ谷町会	烏山緑道(山中橋)	太子堂2-32先
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂本町会	太子堂中学校	太子堂3-27-17
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂本町会	円泉寺	太子堂3-30-8
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂本町会	グランドヒルズ三軒茶屋	太子堂3-37
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂4丁目西山町会	西太子堂公園	太子堂4-5-13
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂4丁目西山町会	教学院	太子堂4-15-1
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂5丁目町会	太子堂小学校	太子堂5-7-4
世田谷	太子堂まちづくりセンター	太子堂5丁目町会	太子堂八幡児童遊園	太子堂5-23-4
世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋町会	中里小学校	三軒茶屋1-4-1
世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋町会	三軒茶屋公園	三軒茶屋2-27-8
世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋町会	世田谷丸山公園	三軒茶屋2-33-18
世田谷	若林まちづくりセンター	三軒茶屋町会	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(1丁目)	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(1丁目)	太子堂小学校	太子堂5-7-4
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(1丁目)	若林1丁目公園	若林1-18-8
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(1丁目)	若林ふれあいひろば公園	若林1-32-1
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(2丁目)	太子堂小学校	太子堂5-7-4
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(2丁目)	若林稲荷神社	若林2-18-1
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(3丁目)	若林公園	若林4-34-2
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(3丁目)	峰松緑地	若林3-30
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(4丁目)	若林公園	若林4-34-2
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(4丁目)	若林小学校	若林5-27-18
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(4丁目)	若林もみじ公園	若林4-29-23
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(5丁目)	若林小学校	若林5-27-18
世田谷	若林まちづくりセンター	若林町会(5丁目)	若林公園	若林4-34-2
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷上町町会	天祖神社	世田谷1-23-5
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷上町町会	桜小学校	世田谷2-4-15
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷東町会	弦巻小学校	弦巻1-9-18
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷東町会	大吉寺	世田谷4-7-9
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷東町会	世田谷区役所	世田谷4-21-27
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷東町会	勝国寺	世田谷4-27-4
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷東町会	城山小学校	梅丘2-1-11
世田谷	上町まちづくりセンター	世田谷2丁目町会	世田谷2丁目ふれあい広場	世田谷2-22
世田谷	上町まちづくりセンター	桜町会	桜木中学校	桜1-48-15
世田谷	上町まちづくりセンター	桜町会	桜みんの公園	桜2-3-4
世田谷	上町まちづくりセンター	松丘町会	桜みんの公園	桜2-3-4
世田谷	上町まちづくりセンター	松丘町会	オークランド住宅公園	桜3-24-1
世田谷	上町まちづくりセンター	松丘町会	オークランド駐車場	桜3-24-1
世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻町会	弦巻中学校	弦巻1-42-22
世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻町会	弦巻小学校	弦巻1-9-18
世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻町会	弦巻どんぐり山公園	弦巻3-15-1
世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻町会	弦巻三丁目東公園	弦巻3-5-20
世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻町会	弦巻神社	弦巻3-18-22
世田谷	上町まちづくりセンター	弦巻町会	松丘小学校	弦巻3-23-12
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂1丁目町会	経堂大橋公園	経堂1-4-13
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂1丁目町会	烏山川緑道(中村橋)	経堂1-37/38先
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂北町会	石仏公園	経堂3-6-5
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂北町会	経堂小学校	桜上水1-23-3
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂南町会	経堂4丁目児童遊園	経堂4-33-9
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂南町会	南台公園	経堂5-38-11
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂南町会	南公園	経堂5-36-20
世田谷	経堂まちづくりセンター	経堂南町会	桜丘小学校	桜丘1-19-17
世田谷	経堂まちづくりセンター	宮坂1・2丁目町会	世田谷八幡宮駐車場	宮坂1-26-20
世田谷	経堂まちづくりセンター	宮坂1・2丁目町会	経堂出張所・経堂まちづくりセンター	宮坂1-44-29
世田谷	経堂まちづくりセンター	宮坂1・2丁目町会	世田谷小学校	宮坂1-38-4
世田谷	経堂まちづくりセンター	宮坂1・2丁目町会	桜木中学校	桜1-48-15
世田谷	経堂まちづくりセンター	宮坂3丁目町会	山下西公園	宮坂3-34-7
世田谷	経堂まちづくりセンター	宮坂3丁目町会	経堂小学校	桜上水1-23-3
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘1丁目町会	桜丘小学校	桜丘1-19-17
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘1丁目町会	桜丘中学校	桜丘2-1-39
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	桜丘3丁目児童遊園	桜丘3-10-19
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	西原公園	桜丘5-11-22
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	桜丘中学校	桜丘2-1-39
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	稲荷森稲荷神社	桜丘2-29
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	桜丘こぶし公園	桜丘3-10-19

一時集合所一覧

(令和2年10月現在)

管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	町会・自治会	一時集合所	所在地
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	笹原小学校	桜丘5-19-1
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	弁天公園	桜丘5-42-1
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘南町会	宇山稲荷神社	桜丘4-14-18
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘南町会	笹原小学校	桜丘5-19-1
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	桜丘5丁目公園	桜丘5-8-24
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	桜丘すみれば庭園	桜丘4-23-12
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	笹原小学校	桜丘5-19-1
世田谷	経堂まちづくりセンター	桜丘町会	桜樹広場	桜丘2-22-2
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬1丁目町会	駒繫小学校	下馬1-42-12
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬1丁目町会	世田谷公園	池尻1-5-27
世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫西自治会	中里小学校	三軒茶屋1-4-1
世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫西自治会	駒繫小学校	下馬1-42-12
世田谷	下馬まちづくりセンター	駒繫西自治会	世田谷公園	池尻1-5-27
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬2丁目北町会	こどものひろば公園	下馬2-32
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬6丁目町会	下馬公園	下馬6-42-1
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬6丁目町会	南原公園	野沢3-2-12
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬6丁目町会	碑文谷公園	目黒区碑文谷6-9-11
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬新生自治会	下馬中央公園	下馬4-1-1
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬新生自治会	子の神公園	下馬4-10-5
世田谷	下馬まちづくりセンター	下馬新生自治会	駒繫公園	下馬4-28-3
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢1丁目明朗会	旭小学校	野沢1-4-3
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢1丁目明朗会	野沢明朗公園	野沢1-29-27
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢2丁目町会	鶴ヶ久保公園	野沢2-4-6
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢2丁目町会	旭小学校	野沢1-4-3
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢3丁目町会	龍雲寺	野沢3-38
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢3丁目町会	中丸小学校	野沢3-34-16
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢3丁目町会	野沢公園	野沢3-19-6
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢3丁目町会	南原公園	野沢3-2-12
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢4丁目自治会	関電工敷地	野沢4-8-17
世田谷	下馬まちづくりセンター	野沢4丁目自治会	野沢児童遊園	野沢4-22-1
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬東町会	上馬公園	上馬1-10-18
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬東町会	旭小学校	野沢1-4-3
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬東町会	中里小学校	三軒茶屋1-4-1
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬東町会	上馬1やまもも広場	上馬1-27-7
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬西町会	道路上	上馬2-13-16先
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬西町会	東京育成園グラウンド	上馬4-12-3
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬西町会	野沢児童遊園	野沢4-22-1
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬西町会	中里地区会館敷地	上馬2-24-17
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬北部町会	上馬東公園	上馬2-10-2
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬北部町会	上馬北公園	上馬2-30-9
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬北部町会	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬北部町会	東京育成園グラウンド	上馬4-12-3
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬・駒沢明和会	小泉公園	駒沢2-42-1
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬・駒沢明和会	駒沢中学校	駒沢2-39-25
世田谷	上馬まちづくりセンター	上馬・駒沢明和会	上馬四丁目公園	上馬4-35-4
世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢親和会	駒沢小学校	駒沢2-10-6
世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢親和会	駒沢オリンピック公園	駒沢公園1-1
世田谷	上馬まちづくりセンター	駒沢親和会	駒沢一丁目西公園	駒沢1-22-18
北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘1丁目町会	梅丘まちづくりセンター	梅丘1-61-16
北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘2・3丁目町会	梅丘とちのき公園	梅丘3-7-1
北沢	梅丘まちづくりセンター	梅丘2・3丁目町会	国士館大学地域交流文化センター前	梅丘2-8-17
北沢	梅丘まちづくりセンター	豪徳寺1丁目町会	豪徳寺1丁目オーリーブ公園	豪徳寺1-25
北沢	梅丘まちづくりセンター	豪徳寺二丁目町会	世田谷城址公園	豪徳寺2-14-1
北沢	梅丘まちづくりセンター	豪徳寺一丁目山下自治会	善性寺	豪徳寺1-55
北沢	梅丘まちづくりセンター	代田自治会	旧花見堂小学校(工事中)	代田1-13-9
北沢	梅丘まちづくりセンター	代田自治会	羽根木公園	代田4-38-52
北沢	梅丘まちづくりセンター	代田自治会	代田広場	代田3-18-5
北沢	梅丘まちづくりセンター	代田自治会	代田南児童館(地区会館)横広場	代田1-21
北沢	梅丘まちづくりセンター	代田自治会	円乘院前	代田2-17
北沢	代沢まちづくりセンター	下代田東町会	富士中学校	代沢1-23-17
北沢	代沢まちづくりセンター	代沢2丁目北町会	池之上青少年会館	代沢2-37-18
北沢	代沢まちづくりセンター	代沢2丁目北町会	池之上小学校第2校舎	代沢2-42-9
北沢	代沢まちづくりセンター	代沢中町会	北沢八幡児童遊園	代沢3-25-3
北沢	代沢まちづくりセンター	下代田西町会	北沢川緑道	代沢3-1先
北沢	代沢まちづくりセンター	下代田西町会	代沢4丁目児童遊園	代沢4-18-12
北沢	代沢まちづくりセンター	下代田西町会	代沢せせらぎ公園	代沢4-36-1
北沢	代沢まちづくりセンター	代沢4丁目西町会	北沢川緑道	代沢5-1(橋場橋付近)
北沢	代沢まちづくりセンター	代沢五丁目町会	代沢小学校	代沢5-1-10
北沢	代沢まちづくりセンター	代沢5丁目東町会	代沢小学校	代沢5-1-10
北沢	新代田まちづくりセンター	代田4丁目町会	代田小学校	代田4-2-3
北沢	新代田まちづくりセンター	代田4丁目町会	羽根木公園	代田4-38-52
北沢	新代田まちづくりセンター	根津山会	羽根木公園	代田4-38-52
北沢	新代田まちづくりセンター	代田東町会	北沢土木管理事務所前	代田5-19-1
北沢	新代田まちづくりセンター	代田東町会	世田谷代田駅周辺	代田2-31
北沢	新代田まちづくりセンター	代田東町会	代田5丁目公園	代田5-32
北沢	新代田まちづくりセンター	代田南町会	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田6-21-5
北沢	新代田まちづくりセンター	守山町会	下北沢成徳高等学校	代田6-12-39
北沢	新代田まちづくりセンター	守山町会	下北沢小学校	大原1-4-6
北沢	新代田まちづくりセンター	守山町会	代田北広場	代田6-11
北沢	新代田まちづくりセンター	代田北町会	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田6-21-5
北沢	新代田まちづくりセンター	大原南町会	下北沢小学校	大原1-4-6
北沢	新代田まちづくりセンター	大原南町会	大原南広場	大原1-12-7
北沢	新代田まちづくりセンター	大原南町会	大原さんかく公園	大原1-13
北沢	新代田まちづくりセンター	大原北町会	玉川上水緑道	大原1-57先
北沢	新代田まちづくりセンター	大原西町会	和田堀給水所	大原2-30
北沢	新代田まちづくりセンター	大原西町会	玉川上水緑道	大原2-20先
北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木町会	羽根木神社	羽根木2-17
北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木町会	羽根木1丁目公園	羽根木1-17

一時集合所一覧

(令和2年10月現在)

管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	町会・自治会	一時集合所	所在地
北沢	新代田まちづくりセンター	羽根木町会	羽根木2丁目公園	羽根木2-9
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢1丁目町会	カトリック世田谷教会	北沢1-45-12
北沢	北沢まちづくりセンター	東北沢自治会	北沢3丁目公園	北沢3-14
北沢	北沢まちづくりセンター	東北沢自治会	北沢公園	北沢3-4
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢2丁目南町会	北沢タウンホール	北沢2-8-18
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢2丁目協和会	下北沢駅中央ロビーコック前	北沢2-24
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢3・4丁目西町会	北沢4丁目公園	北沢4-12-17
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢3・4丁目西町会	どんぐりひろば公園	北沢3-26-18
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢4丁目町会	池之上小学校(旧北沢小学校)	北沢4-32-20
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢中央自治会	池之上小学校(旧北沢小学校)向かい 井の頭通り沿いの5丁目側	北沢5-3
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢5丁目町会	玉川上水第2緑道	北沢5-23先
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢5丁目町会	北沢中学校	北沢5-12-3
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢5丁目町会	北沢5丁目児童遊園	北沢5-13
北沢	北沢まちづくりセンター	北沢5丁目町会	2000ねん公園	北沢5-37
北沢	松原まちづくりセンター	松原1丁目町会	和田堀給水所前路上	大原2-30
北沢	松原まちづくりセンター	松原1丁目町会	松原つみき公園	松原1-3-7
北沢	松原まちづくりセンター	松原1丁目町会	松原小学校	松原5-43-26
北沢	松原まちづくりセンター	松原2丁目町会	日本学園	松原2-7-34
北沢	松原まちづくりセンター	松原2丁目町会	二階堂高等学校	松原2-17-22
北沢	松原まちづくりセンター	松原2丁目町会	松原公園	松原5-35
北沢	松原まちづくりセンター	松原2丁目町会	松原小学校	松原5-43-26
北沢	松原まちづくりセンター	松原三・四丁目自治会	赤松ぼっくり庭園緑地	赤堤2-51-22
北沢	松原まちづくりセンター	松原三・四丁目自治会	弁天児童遊園	松原3-22-12
北沢	松原まちづくりセンター	松原5・6丁目自治会	赤羽根公園	松原5-30
北沢	松原まちづくりセンター	松原5・6丁目自治会	松原小学校	松原5-43-26
北沢	松原まちづくりセンター	松原5・6丁目自治会	梅丘中学校	松原6-5-11
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤1丁目町会	赤堤小学校	赤堤1-41-24
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤1丁目町会	赤堤1丁目みんなの公園	赤堤1-3-4
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤2丁目町会	六所神社	赤堤2-25-2
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤3丁目自治会	西福寺境内	赤堤3-28-6
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤4丁目町会	赤松公園	赤堤4-10-1
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤4丁目町会	松沢小学校第2運動場	赤堤4-34-8
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤5丁目町会	日大グランド(陸上競技場)	桜上水3-23
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤5丁目町会	桜上水のひのび公園	桜上水3-8-5
北沢	松沢まちづくりセンター	赤堤5丁目町会	赤堤けやき公園	赤堤5-22-10
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水1丁目町会	経堂小学校	桜上水1-23
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水1丁目町会	桜上水1丁目公園	桜上水1-25
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水2丁目町会	密蔵院	桜上水2-24-6
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水2丁目町会	土と農の交流園	桜上水2-11-1
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目自治会	日大グランド(陸上競技場)	桜上水3-23
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目自治会	桜上水3丁目広場	桜上水3-3
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目自治会	桜上水のひのび公園	桜上水3-8-5
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目自治会	向山広場	桜上水3-10-12
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水3丁目自治会	緑丘中学校	桜上水3-19-12
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水4丁目町会	日大グランド(陸上競技場)	桜上水3-23
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水4丁目町会	松沢中学校	桜上水4-5-2
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水5丁目自治会	桜上水公園	桜上水5-5-11
北沢	松沢まちづくりセンター	終堂赤堤通り団地自治会	団地内広場(7号棟の前)	桜上水1-1
北沢	松沢まちづくりセンター	終堂赤堤通り団地自治会	せせらぎ通り	桜上水1-1付近
北沢	松沢まちづくりセンター	都管桜上水3丁目アパート自治会	団地内広場	桜上水3-5
北沢	松沢まちづくりセンター	都管桜上水3丁目アパート自治会	向山広場	桜上水3-10-12
北沢	松沢まちづくりセンター	桜上水ガーデンズ管理組合法人	敷地内広場	桜上水4-1
玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢交和会	奥沢中学校	奥沢1-42-1
玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢交和会	奥沢2丁目公園	奥沢2-39-9
玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢交和会	奥沢小学校	奥沢3-1-1
玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢交和会	東玉川小学校	奥沢1-1-1
玉川	奥沢まちづくりセンター	奥沢交和会	奥沢公園	奥沢1-19-2
玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川町会	東玉川公園	東玉川1-32-2
玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川町会	東玉川神社	東玉川1-32
玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川町会	東玉川第2公園	東玉川1-19-11
玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川町会	東玉川小学校	奥沢1-1-1
玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川町会	奥沢小学校	奥沢3-1-1
玉川	奥沢まちづくりセンター	東玉川町会	田園調布学園(運動場)	東玉川2-9
玉川	九品仏まちづくりセンター	玉川田園調布会	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15
玉川	九品仏まちづくりセンター	玉川田園調布会	ぼかぼか広場	玉川田園調布1-19-2
玉川	九品仏まちづくりセンター	奥沢中和会	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15
玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏自治会	九品仏小学校	奥沢8-12-1
玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏自治会	八幡中学校	等々力6-4-1
玉川	九品仏まちづくりセンター	九品仏自治会	浄真寺参道付近	奥沢7-41
玉川	等々力まちづくりセンター	協和会	尾山台小学校	尾山台3-11-1
玉川	等々力まちづくりセンター	協和会	等々力不動尊	等々力1-22
玉川	等々力まちづくりセンター	協和会	玉堤小学校	玉堤2-11-1
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力和教会	尾山台中学校	尾山台3-27-23
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力和教会	等々力5丁目はなみずき公園	等々力5-20-15
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力和教会	満願寺駐車場	等々力3-26
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力和教会	玉川小学校	中町2-29-1
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力三和会	等々力七丁目公園	等々力7-22-14
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力三和会	等々力八丁目公園	等々力8-18-3
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力三和会	都立園芸高校	深沢5-38-1
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力三和会	等々力小学校	等々力7-26-1
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力6丁目町会	八幡中学校	等々力6-4-1
玉川	等々力まちづくりセンター	等々力6丁目町会	ねこじゃらし公園	奥沢7-46-5
玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台クラブ	玉堤小学校	玉堤2-11-1
玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台クラブ	尾山台駐在所前	尾山台2-17-11
玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台灯交會	宇佐神社前	尾山台2-11
玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台自治会	宇佐神社前	尾山台2-11
玉川	等々力まちづくりセンター	尾山台3丁目町会	尾山台中学校	尾山台3-27-23
玉川	等々力まちづくりセンター	玉堤町会	玉堤小学校	玉堤2-11-1

一時集合所一覧

(令和2年10月現在)

管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	町会・自治会	一時集合所	所在地
玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛町会	上野毛自然公園	上野毛2-17
玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛町会	森の公園	上野毛4-29-18
玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛町会	玉川小学校	中町2-29-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛町会	中町小学校	中町4-23-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	上野毛町会	玉川中学校	中町4-21-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	野毛町会	玉川野毛町公園	野毛1-25
玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中町会	玉川小学校	中町2-29-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中町会	中町小学校	中町4-23-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中町会	玉川中学校	中町4-21-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	玉川中町会	権蔵橋公園	中町1-14
玉川	上野毛まちづくりセンター	中町4・5丁目町会	中町小学校	中町4-23-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	中町4・5丁目町会	玉川中学校	中町4-21-1
玉川	上野毛まちづくりセンター	中町4・5丁目町会	玉川中町公園	中町5-19
玉川	二子玉川まちづくりセンター	玉川町会	二子玉川東公園	玉川1-15-1
玉川	二子玉川まちづくりセンター	玉川町会	二子玉川公園	玉川1-16-1
玉川	二子玉川まちづくりセンター	玉川町会	諏訪神社	玉川3-26
玉川	二子玉川まちづくりセンター	玉川町会	二子玉川小学校	玉川4-6-1
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	畑(長崎氏所有)	瀬田1-25
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	瀬田中学校	瀬田2-17-1
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	天理教玉瀬分教会	瀬田3-9-13
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	畑(大塚氏所有)	瀬田5-12
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	瀬田フアワード	瀬田5-30-1
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	ザ・パークレックス用賀	玉川台2-14-9
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	聖アントニオ神学校	瀬田4-16
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	瀬田小学校	瀬田2-15-1
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	瀬田三丁目公園	瀬田3-13-2
玉川	二子玉川まちづくりセンター	瀬田町会	瀬田玉川神社	瀬田4-11-31
玉川	用賀まちづくりセンター	用賀南町会	用賀神社境内	用賀2-16-26
玉川	用賀まちづくりセンター	用賀南町会	桜町小学校	用賀1-5-1
玉川	用賀まちづくりセンター	用賀南町会	佐川急便世田谷用賀営業所	用賀1-15-23
玉川	用賀まちづくりセンター	用賀町会	京西小学校	用賀4-27-4
玉川	用賀まちづくりセンター	用賀町会	玉川台公園	玉川台2-18-20
玉川	用賀まちづくりセンター	用賀町会	郵政省宿舍前庭	用賀3-6-9
玉川	用賀まちづくりセンター	上用賀町会	用賀小学校	上用賀6-14-1
玉川	用賀まちづくりセンター	上用賀町会	用賀中学校	上用賀5-15-1
玉川	用賀まちづくりセンター	上用賀町会	上用賀テニスクラブ	上用賀3-9-21
玉川	用賀まちづくりセンター	上用賀町会	天神公園	上用賀1-8-1
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	駒沢公園(テニスコート付近)	駒沢公園1-1
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	東深沢小学校	深沢3-7-1
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	畑	深沢1-17-4
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	竹林	深沢1-40-20
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	竹林	深沢1-37-11
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	畑	深沢2-7-1
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	畑	深沢3-6-20
玉川	深沢まちづくりセンター	深友会	竹林	深沢4-5-1
玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢町会	深沢公園	深沢3-13-12
玉川	深沢まちづくりセンター	東深沢町会	東深沢小学校	深沢3-7-1
玉川	深沢まちづくりセンター	交和会	駒沢公園(西口野球場付近)	駒沢公園1-1
玉川	深沢まちづくりセンター	交和会	東深沢中学校	深沢4-18-28
玉川	深沢まちづくりセンター	深沢三友会	三島公園	深沢5-11-8
玉川	深沢まちづくりセンター	深沢三友会	深沢神社	深沢5-11-1
玉川	深沢まちづくりセンター	深沢三友会	都立園芸高校	深沢5-38-1
玉川	深沢まちづくりセンター	深沢三友会	深沢中学校	新町1-26-29
玉川	深沢まちづくりセンター	新町公民会	新町南公園	新町2-21-8
玉川	深沢まちづくりセンター	新町公民会	深沢小学校	新町1-4-24
玉川	深沢まちづくりセンター	新町公民会	深沢中学校	新町1-26-29
玉川	深沢まちづくりセンター	桜新町親和会	深沢西公園	深沢8-15-10
玉川	深沢まちづくりセンター	桜新町親和会	深沢郵政宿舍公園	深沢8-1
玉川	深沢まちづくりセンター	桜新町親和会	桜新町1-1遊び場	桜新町1-1-8
玉川	深沢まちづくりセンター	都営深沢アパート自治会	団地内広場	新町1-15
玉川	深沢まちづくりセンター	桜新町町会	新町公園	桜新町2-6-1
玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢3丁目町会	駒沢緑泉公園	駒沢3-19-8
玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢町会	駒沢公園(西口付近)	駒沢公園1-1
玉川	深沢まちづくりセンター	駒沢町会	深沢小学校	新町1-4-24
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第2自治会	祖師谷3丁目公園	祖師谷3-14-23
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第2自治会	祖師谷小学校校庭	祖師谷3-49-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第3自治会	農園(栗畑)	祖師谷1-27-18
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第4自治会	祖師谷南児童遊園	千歳台2-23-9
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第4自治会	農園(栗畑)	祖師谷1-27-18
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第5自治会	祖師谷神明社境内	祖師谷5-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷第6自治会	祖師谷小学校校庭	祖師谷3-49-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷千歳台自治会	塚戸小学校校庭	千歳台6-7
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷千歳台自治会	塚戸公園	祖師谷6-20-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷千歳台自治会	区立祖師谷六丁目広場	祖師谷6-33
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷千歳台自治会	上祖師谷公園	上祖師谷3-4
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷千歳台自治会	祖師谷公園	上祖師谷4-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷千歳台自治会	祖師谷公園	祖師谷6-11
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷住宅自治会	中央広場集会所前	祖師谷4-28
砧	祖師谷まちづくりセンター	藤自治会	祖師谷公園	上祖師谷4-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	千歳台睦町会	笠森公園	千歳台1-4-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	千歳台睦町会	都営住宅集会所周辺	千歳台1-8-8
砧	祖師谷まちづくりセンター	千歳台南会	笠森公園	千歳台1-4-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	祖師谷3丁目南町会	祖師谷小学校校庭	祖師谷3-49-1
砧	祖師谷まちづくりセンター	公社・祖師谷住宅自治会	団地内広場	祖師谷2-5
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	砧中学校校庭	成城1-10-1
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	区立明正公園	成城3-1
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	明正小学校校庭	成城3-3-1
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	成城さくら公園	成城3-18-17

一時集合所一覽

(令和2年10月現在)

管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	町会・自治会	一時集合所	所在地
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	野川緑地広場	成城4-32-11
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	区立成城みつ池開放緑地	成城4-20
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	区立成城7丁目公園	成城7-35
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	区立成城7丁目緑地	成城7-21
砧	成城まちづくりセンター	成城自治会	祖師谷公園	上祖師谷4-1
砧	成城まちづくりセンター	成城団地自治会	団地内南広場	成城8-25
砧	成城まちづくりセンター	成城団地自治会	区立成城8丁目広場	成城8-28、29
砧	成城まちづくりセンター	成城団地自治会	千歳小学校校庭	成城9-6-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	船橋1丁目児童遊園	船橋1-4-21
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	船橋郵政社内広場	船橋2-25
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	池田児童遊園	船橋3-11-12
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	千歳丘高校正門付近	船橋3-18-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	船橋本村公園	船橋4-9-4
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	船橋希望中学校校庭	船橋4-20-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	船橋神明神社境内周辺	船橋4-40
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	船橋小学校校庭	船橋4-41-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋会	希望丘公園	船橋7-9-2
砧	船橋まちづくりセンター	船橋葎根会	葎根公園	船橋6-21-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋葎根会	フレール西経堂団地広場	船橋5-17
砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂自治会	西経堂児童遊園	船橋3-25-13
砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂自治会	西経堂第二児童遊園	船橋5-17-1
砧	船橋まちづくりセンター	フレール西経堂自治会	フレール西経堂団地広場	船橋5-17
砧	船橋まちづくりセンター	千歳台廻沢町会	希望丘南公園	千歳台3-15-7
砧	船橋まちづくりセンター	千歳台廻沢町会	希望丘記念公園	千歳台4-2-7
砧	船橋まちづくりセンター	千歳台廻沢町会	希望丘中公園	千歳台4-11-29
砧	船橋まちづくりセンター	千歳台廻沢町会	希望丘北公園	千歳台4-29-1
砧	船橋まちづくりセンター	千歳台廻沢町会	廻澤稲荷神社境内	千歳台5-17
砧	船橋まちづくりセンター	希望ヶ丘団地自治会	団地内広場	船橋7-8
砧	船橋まちづくりセンター	希望ヶ丘団地自治会	希望丘公園	船橋7-9-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋4丁目住宅自治会	船橋4丁目ふれあいひろば	船橋4-30
砧	船橋まちづくりセンター	船橋4丁目住宅自治会	船橋希望中学校校庭	船橋4-20-1
砧	船橋まちづくりセンター	船橋4丁目住宅自治会	船橋小学校校庭	船橋4-41-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	知行院境内	喜多見5-19-2
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	多摩川河川敷(警視庁交通安全指導所前)	喜多見1-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	宝寿院前	喜多見5-13-10
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	喜多見休息所前	喜多見5-15-23
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	須賀神社境内	喜多見4-3-23
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	喜多見公園	喜多見2-10-45
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見東部町会	次大夫掘公園	喜多見5-10-13
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見上部自治会	砧小学校校庭	喜多見6-9-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見上部自治会	次大夫掘公園(下流)	喜多見5-10-13
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見中部町会	慶元寺境内	喜多見4-17-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見中部町会	多摩川河川敷	喜多見1-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見中部町会	次大夫掘公園	喜多見5-10-13
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見西部町会	滝下橋緑道	喜多見7-8
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見西部町会	喜多見中学校校庭	喜多見4-20-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見西部町会	明正小学校校庭	成城3-3-1
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見北部町会	喜多見第3苗圃	喜多見9-14
砧	喜多見まちづくりセンター	喜多見北部町会	きたみふれあい広場	喜多見9-25
砧	喜多見まちづくりセンター	宇奈根町会	宇奈根水川神社	宇奈根2-13
砧	喜多見まちづくりセンター	宇奈根町会	リコーランド	宇奈根1-5
砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田南睦会	三角公園	鎌田1-6
砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田南睦会	鎌田2丁目南公園	鎌田2-19-1
砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田南睦会	ゆうぼうと世田谷レクセンター周辺	鎌田2-18-18
砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田南睦会	砧南中学校校庭	鎌田3-13-20
砧	喜多見まちづくりセンター	鎌田協和会	鎌田天神社境内	鎌田4-11-19
砧	喜多見まちづくりセンター	都営喜多見2丁目団地自治会	喜多見公園	喜多見2-10-45
砧	砧まちづくりセンター	砧町町会	砧公園	砧3-10
砧	砧まちづくりセンター	砧町町会	三峰公園	砧4-6-1
砧	砧まちづくりセンター	砧町町会	観音公園	砧4-15
砧	砧まちづくりセンター	砧町町会	砧まちづくりセンター駐車場敷地	砧5-8-18
砧	砧まちづくりセンター	砧町自治会	富士見公園	砧4-36
砧	砧まちづくりセンター	砧町自治会	山野小学校校庭	砧6-7-1
砧	砧まちづくりセンター	砧町自治会	砧6丁目公園一帯	砧6-22-10
砧	砧まちづくりセンター	砧町自治会	砧8丁目児童遊園	砧8-2-21
砧	砧まちづくりセンター	石井戸会	石井戸公会堂敷地	大蔵5-18-19
砧	砧まちづくりセンター	石井戸会	妙法寺境内	大蔵5-12-3
砧	砧まちづくりセンター	石井戸会	石井戸公園	大蔵5-1-20
砧	砧まちづくりセンター	大蔵東部町会	横根稲荷神社境内	大蔵1-6
砧	砧まちづくりセンター	大蔵住宅自治会	18号棟南側公園	大蔵3-3
砧	砧まちづくりセンター	大蔵本村睦会	大蔵水川神社境内	大蔵6-6
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	聖ドミニコ学園グラウンド	岡本1-10-1
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	コヤマドライビングスクール成城校	岡本3-40-2
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	岡本民家園	岡本2-20
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	長圓寺駐車場	岡本1-20-1
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	都立世田谷総合高校グラウンド	岡本2-9
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	区立岡本地区会館広場	岡本1-25-4
砧	砧まちづくりセンター	岡本自治会	岡本の緑地	岡本2-33-20
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢1丁目自治会	上北沢自動車教習所	上北沢1-5
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢町会	上北沢公園	上北沢2-1
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢町会	上北沢小学校	上北沢4-22-9
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢町会	区立きんもくせい広場	上北沢5-48
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢町会	区立将軍池広場	上北沢2-1
烏山	上北沢まちづくりセンター	上北沢町会	区立上北沢5丁目公園	上北沢5-18
烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山町会	明大八幡山グラウンド	八幡山2-17-41
烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山町会	八幡社境内	八幡山1-12-30
烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山町会	区立八幡山3丁目公園	八幡山3-9-21
烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山町会	八幡山公園	八幡山1-27-24

一時集合所一覧

(令和2年10月現在)

管轄総合支所	管轄まちづくりセンター	町会・自治会	一時集合所	所在地
烏山	上北沢まちづくりセンター	八幡山町会	都営八幡山アパート内広場	八幡山3-37
烏山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山団地自治会	八幡山公園	八幡山1-27
烏山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山団地自治会	都営八幡山アパート内広場	八幡山3-37
烏山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山団地自治会	八幡山小学校	八幡山1-14-1
烏山	上北沢まちづくりセンター	都営八幡山アパート自治会	都営八幡山アパート内広場	八幡山3-37
烏山	上祖師谷まちづくりセンター	都営第一八幡山団地自治会	芦花小学校・芦花中学校	粕谷2-22-1、2
烏山	上祖師谷まちづくりセンター	粕谷会	八幡神社	粕谷1-23
烏山	上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷自治会	神明社境内	上祖師谷4-19
烏山	上祖師谷まちづくりセンター	祖師谷橋自治会	祖師谷橋周辺	上祖師谷6-21
烏山	上祖師谷まちづくりセンター	成城通りパークウエスト自治会	団地内工作室前広場	上祖師谷4-5
烏山	烏山まちづくりセンター	給田町会	佼成学園	給田2-1-1
烏山	烏山まちづくりセンター	給田町会	給田小学校	給田4-24-1
烏山	烏山まちづくりセンター	給田町会	烏山小学校	給田1-2-1
烏山	烏山まちづくりセンター	給田町会	給田西住宅内広場	給田4-28
烏山	烏山まちづくりセンター	給田町会	給田北住宅内広場	給田3-9
烏山	烏山まちづくりセンター	給田町会	第一生命グラウンド	給田1-1
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山上町会	日本女子体育大学周辺	北烏山8-19
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山上町会	北烏山9丁目公園	北烏山9-18
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山中町会	南烏山りんれい広場	南烏山4-21-2
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山中町会	烏山北小学校	北烏山6-3-1
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山中町会	烏山中学校	南烏山4-26-1
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山下町会	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山下町会	グローリオ芦花公園前広場	南烏山3-12
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山下町会	芦花小学校	粕谷2-22-1
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山下町会	芦花中学校	粕谷2-22-2
烏山	烏山まちづくりセンター	千駄山町会	烏山公園	北烏山1-20-1
烏山	烏山まちづくりセンター	児ヶ谷会	芦花小学校	粕谷2-22-1
烏山	烏山まちづくりセンター	都営烏山アパート自治会	都営烏山アパート内広場	北烏山2-9
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山寺院連合会	日本女子体育大学運動場	北烏山5-16
烏山	烏山まちづくりセンター	あやめ会	日本女子体育大学運動場	北烏山5-16
烏山	烏山まちづくりセンター	芦花公園団地自治会	芦花公園団地内広場 12号棟前	南烏山2-30
烏山	烏山まちづくりセンター	芦花公園団地自治会	芦花公園団地内中央広場	南烏山2-30
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山松葉通住宅自治会	烏山松葉通住宅1号棟前広場	北烏山3-11
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅自治会	烏山北住宅内木の公園	北烏山3-13
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅賃貸自治会	烏山北住宅14号棟前中央公園	北烏山3-13
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山北住宅賃貸自治会	烏山北住宅12号棟前広場	北烏山3-13
烏山	烏山まちづくりセンター	給田西住宅自治会	給田西住宅内広場	給田4-28
烏山	烏山まちづくりセンター	給田南住宅自治会	給田南住宅内広場	給田2-12
烏山	烏山まちづくりセンター	給田北住宅自治会	給田北住宅内広場	給田3-9
烏山	烏山まちづくりセンター	烏山南住宅自治会	烏山南住宅内広場	南烏山2-8
烏山	烏山まちづくりセンター	親和会	烏山北小学校	北烏山6-3-1

広域避難場所一覽

避難地番号	広域避難場所名 (所在地)	区域面積 (m ²)	避難有効面積 (m ²)	利用区名	避難計画人口計(万人)	1人当たり面積(m ² /人)	町丁名	最遠地点
								避難距離(km)
40	駒場東大一帯 (目黒区駒場、世田谷区北沢、渋谷区松濤、富ヶ谷)	394,096	228,147	目黒	4.85	4.7	代沢2(一部)、代田6、大原1、北沢1.2(各一部)、3.4.5	1.6
				世田谷				
				渋谷				
42	世田谷公園一帯 (目黒区東山、世田谷区池尻)	286,870	171,613	目黒	4.74	3.62	池尻1.2.3	1.4
				世田谷				
54	日本大学文理学部一帯 (世田谷区桜上水)	245,523	121,920	世田谷	4.52	2.69	宮坂3(一部)、松原3.4、赤堤1.2.3.4.5、桜上水1.2.3.4.5	1.3
55	羽根木公園一帯 (世田谷区代田、松原)	93,049	56,576	世田谷	2.27	2.48	代田3.4、松原5(一部).6、梅丘1	0.7
56	昭和女子大学一帯 (世田谷区下馬、太子堂)	238,137	142,155	世田谷	5.91	2.4	太子堂1.4.5、若林1.2、三軒茶屋1.2、下馬1.2.3(一部)、上馬1、野沢1(一部)	1.4
57	駒沢オリンピック公園一帯 (目黒区東が丘、八雲、世田谷区駒沢、駒沢公園、深沢)	492,406	303,219	目黒	16	1.9	弦巻2、駒沢公園、野沢1(一部).2.3.4、上馬2.3.4.5、新町1.2.3、駒沢1.2.3.4.5、深沢1.2.6	2.8
				世田谷				
58	都立園芸高校 (世田谷区深沢)	94,926	41,013	世田谷	1.98	2.07	等々力8、深沢5.7.8、中町3.4.5	0.8
59	砧公園・大蔵運動公園一帯 (世田谷区大蔵、砧公園)	768,891	508,806	世田谷	8.35	6.09	桜丘4.5、喜多見5(一部).6、上用賀5.6、岡本1.3、上用賀4、大蔵1.2.3.4.5.6、瀬田4.5、砧1.2.3.4.5.6.7.8、玉川台1.2、砧公園、成城1.2.3	1.6
60	馬事公苑・東京農業大学一帯 (世田谷区上用賀、桜、桜台)	500,060	156,026	世田谷	10.68	1.46	世田谷1.2、経堂1.2.3.4.5、桜1.2.3、上用賀1.2.3.4、弦巻1.3.4.5、上用賀1.2.3、宮坂1.2.3(一部)、桜新町1.2、桜丘1.2.3	1.6
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯 (世田谷区上祖師谷、成城)	147,228	72,105	世田谷	3.06	2.35	祖師谷2.4.5.6、成城4.5.7.8.9、上祖師谷3.4	1.4
62	第一生命グラウンド一帯 (世田谷区上祖師谷、給田)	143,984	71,309	世田谷	3.27	2.18	上祖師谷1.2.5.6.7、南烏山6、給田1.2.3.4.5	1.4

避難地番号	広域避難場所名 〈所在地〉	区域面積 (m ²)	避難有効 面積 (m ²)	利用 区名	避難 計画 人口 計(万 人)	1人 当たり 面積(m ² /人)	町丁名	最遠 地点
								避難 距離 (km)
63	芦花公園・明大八幡山グラウンド一帯 〈世田谷区粕谷、八幡山、船橋〉	461,113	232,681	世田谷 杉並	10.88	2.14	上北沢1.2.3.4.5、八幡山1.2.3、千歳台1.2.3.4.5.6、粕谷1.2.3.4、船橋1.2.3.4.5.6.7、南鳥山1.2.3.4.5	1.5
73	明大和泉校舎一帯 (杉並区永福)	174,520	100,388	世田谷 杉並	6.09	1.65	大原2、羽根木1.2、松原1.2.5(一部)	1.6
128	玉川野毛町公園一帯 〈世田谷区野毛〉	78,434	47,848	世田谷	2.02	2.36	等々力3、野毛1(一部)、上野毛1、中町1.2	1
142	成城学園一帯 (世田谷区成城)	95,647	40,808	世田谷	2.38	1.71	成城6、祖師谷1.3	1
159	国士舘大学一帯 〈世田谷区梅丘、世田谷、若林〉	96,297	40,091	世田谷	3.83	1.05	若林3.4.5、梅丘2.3、世田谷3.4、豪徳寺1.2	0.9
160	きたみふれあい広場一帯 〈世田谷区喜多見〉	44,984	21,824	世田谷	0.86	2.54	喜多見7.8.9	1.6
161	学芸大学附属高校一帯 〈世田谷区下馬〉	66,150	31,482	世田谷	1.57	1.99	下馬3(一部).4.5.6	0.8
162	鳥山北住宅・日本女子体育大学一帯 〈世田谷区北鳥山〉	110,875	59,255	世田谷	2.84	2.08	北鳥山1.2.3.4.5.6.7.8.9	1.2
186	多摩川河川敷・二子橋一帯 〈世田谷区宇奈根、鎌田、喜多見、玉川〉	600,652	508,027	世田谷	5.03	10.08	宇奈根1.2.3、岡本2、鎌田1.2.3.4、喜多見1.2.3.4.5(一部)、玉川1.2.3.4、上野毛3.4、瀬田1.2.3	1.6
187	多摩川河川敷・田園調布先一帯 〈大田区田園調布世田谷区上野毛、玉堤、野毛〉	434,488	264,572	世田谷 大田	9.41	2.81	奥沢1.2.3.4.5.6.7.8、玉川田園調布1.2、玉堤1.2、上野毛2、東玉川1.2、等々力1.2.4.5、尾山台1.2.3、野毛1(一部).2.3、	2
209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯 〈世田谷区深沢〉	62,587	33,233	世田谷	1.43	2.31	深沢3.4、等々力6.7	0.9
214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯 〈世田谷区三宿、太子堂〉	54,020	22,806	世田谷	1.65	1.38	太子堂2.3、三宿1.2	0.7
238	駒場地区 (目黒区駒場、大橋、世田谷区池尻)	192,063	118,244	目黒 世田谷	6.36	1.86	池尻4、北沢1.2(各一部)、代沢1.2(一部).3.4.5、代田1.2.5	1.8
合 計		5,877,000	3,394,148	—	—	—	—	—

[資料第 68]

避難所用感染症対策セット

(令和3年3月31日現在)

品名・規格	数量
<h1>内容調整中</h1>	

※ 全指定避難所に1セットずつ配備。

指定緊急避難場所一覧(災害対策基本法)

令和2年10月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難所 との 重複	想定収容人数 (避難計画人口)	
				洪水	崖崩れ、土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫			火山現象
1	中町小学校	世田谷区中町4-23-1	0337030651	○								○	2,510(3.3㎡2人)
2	八幡小学校	世田谷区玉川田園調布2-17-15	0337218991	○								○	1,221(3.3㎡2人)
3	玉川中学校	世田谷区中町4-21-1	0337017128	○								○	2,033(3.3㎡2人)
4	千歳小学校	世田谷区成城9-6-1	0334823153	○								○	2,101(3.3㎡2人)
5	山野小学校	世田谷区砧6-7-1	0334173322	○								○	1,980(3.3㎡2人)
6	祖師谷小学校	世田谷区祖師谷3-49-1	0334822467	○								○	1,973(3.3㎡2人)
7	希望丘複合施設(区民集会所)	世田谷区船橋6-25-1	0333038556	○									152(3.3㎡2人)
8	瀬田小学校	世田谷区瀬田2-15-1	0337003345	○								○	1,633(3.3㎡2人)
					○								370(3.3㎡2人)
9	瀬田中学校	世田谷区瀬田2-17-1	0337006900	○								○	1,555(3.3㎡2人)
					○								786(3.3㎡2人)
10	玉川小学校	世田谷区中町2-29-1	0337031601	○								○	2,126(3.3㎡2人)
					○								467(3.3㎡2人)
11	尾山台小学校	世田谷区尾山台3-11-1	0337012183	○								○	1,573(3.3㎡2人)
					○								360(3.3㎡2人)
12	尾山台中学校	世田谷区尾山台3-27-23	0337011171	○								○	1,721(3.3㎡2人)
13	九品仏小学校	世田谷区奥沢8-12-1	0337030458	○								○	1,451(3.3㎡2人)
14	砧総合支所 成城ホール 集会室等	世田谷区成城6-2-1	0334821313 0334821321	○									399(3.3㎡2人)
					○								201(3.3㎡2人)
15	区立総合運動場体育館	世田谷区大蔵4-6-1	0334174276	○									703(3.3㎡2人)
16	区立大蔵第二運動場体育館	世田谷区大蔵4-7-1	0334161212	○									654(3.3㎡2人)
17	砧小学校	世田谷区喜多見6-9-1	0334174477	○								○	1,414(3.3㎡2人)
18	砧中学校	世田谷区成城1-10-1	0334172367	○								○	2,331(3.3㎡2人)
19	明正小学校	世田谷区成城3-3-1	0334155591	○								○	2,335(3.3㎡2人)
20	玉川区民会館	世田谷区等々力3-4-1	0337021675	○									228(3.3㎡2人)
21	東京都市大学等々力キャンパス	世田谷区等々力8-9-18	0357600104	○									369(3.3㎡2人)
22	都立園芸高校	世田谷区深沢5-38-1	0337052154	○									1,186(3.3㎡2人)
23	成城大学	世田谷区成城6-1-20	0334822101	○									1,500(座席数)
24	日本大学商学部	世田谷区砧5-2-1	0337496711	○									871(3.3㎡2人)
25	池尻区民集会所	世田谷区池尻3-27-21	0334133060								○		225(3.3㎡2人)
					○								
26	宮坂区民センター	世田谷区宮坂1-24-6	0337063501								○		530(3.3㎡2人)
					○								
27	経堂地区会館	世田谷区経堂3-37-13	0334289237								○		168(3.3㎡2人)
28	下馬地区会館	世田谷区下馬4-13-4	0334217469								○		172(3.3㎡2人)

指定緊急避難場所一覧(災害対策基本法)

令和2年10月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定 避難所 との 重複	想定収容人数 (避難計画人口)
				洪水	崖崩れ、土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫		
29	上馬地区会館	世田谷区上馬4-10-17	0334215567								○	285(3.3㎡2人)
30	北沢タウンホール	世田谷区北沢2-8-18	0354788028								○	491(3.3㎡2人)
31	松沢区民集会所	世田谷区赤堤5-31-5	0354788028								○	108(3.3㎡2人)
32	烏山区民センター	世田谷区南烏山6-2-19	0333263511								○	756(3.3㎡2人)
33	上北沢区民センター	世田谷区上北沢3-8-9	0332903701								○	152(3.3㎡2人)
34	上祖師谷地区会館	世田谷区上祖師谷4-5-6	0333269376								○	119(3.3㎡2人)
35	砧南中学校	世田谷区鎌田3-13-20	0334176791	○							○	1,974(3.3㎡2人)
36	駒澤大学玉川校舎	世田谷区宇奈根1-1-1	0337002767	○								1,050(3.3㎡2人)
37	聖ドミニコ学園	世田谷区岡本1-10-1	0337000017	○								819(3.3㎡2人)
38	鎌田区民集会所	世田谷区鎌田2-1-24	0334822001	○								35(3.3㎡2人)
39	ゆうぼうと世田谷レクセンター	世田谷区鎌田2-17-1	0337090161	○								600(3.3㎡2人)
40	氷川神社	世田谷区大蔵6-6-7	0334822169	○								67(3.3㎡2人)
41	池之上青少年会館	世田谷区代沢2-37-18	0354788028		○							57(3.3㎡2人)
42	喜多見地区会館	世田谷区喜多見8-23-23	0334822001		○							88(3.3㎡2人)
43	成城さくら児童館	世田谷区成城3-18-23	0334822169		○							101(3.3㎡2人)
44	大蔵地区会館	世田谷区砧3-5-6	0334822001		○							86(3.3㎡2人)
45	岡本地区会館	世田谷区岡本1-25-4	0334822001		○							129(3.3㎡2人)
46	瀬田地区会館	世田谷区瀬田4-18-11	0337021636		○							41(3.3㎡2人)
47	上野毛地区会館	世田谷区中町2-33-11	0337058866		○							83(3.3㎡2人)
48	尾山台地区会館	世田谷区等々力2-17-14	0337030211		○							86(3.3㎡2人)

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

平成29年2月現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数	算定基準
							棟数	面積 (㎡)			
1	若林小学校	若林5-38-1	0334130654	区立小学校	3	1,920	3	1,920		1,163	3.3㎡2人
2	三宿小学校	三宿1-12-6	0334118456	区立小学校	4	1,956	4	1,956		1,185	3.3㎡2人
3	太子堂小学校	太子堂5-7-4	0334134621	区立小学校	2	3,413	2	3,413		2,068	3.3㎡2人
4	桜小学校	世田谷2-4-15	0334205381	区立小学校	1	2,926	1	2,926		1,773	3.3㎡2人
5	桜丘小学校	桜丘1-19-17	0334291375	区立小学校	4	5,537	4	5,537		3,355	3.3㎡2人
6	代沢小学校	代沢5-1-10	0334134551	区立小学校	4	2,036	4	2,036		1,234	3.3㎡2人
7	下北沢小学校(仮設)	代田6-21-5	0334680291	区立小学校	2	1,775	2	1,775		1,075	3.3㎡2人
8	多聞小学校	三宿2-26-11	0334132026	区立小学校	2	2,974	2	2,974		1,802	3.3㎡2人
9	世田谷小学校	宮坂1-38-4	0334207241	区立小学校	3	2,351	3	2,351		1,424	3.3㎡2人
10	松沢小学校	赤堤4-44-22	0333230441	区立小学校	3	4,716	3	4,716		2,858	3.3㎡2人
11	駒沢小学校	駒沢2-10-6	0334240855	区立小学校	3	3,897	3	3,897		2,361	3.3㎡2人
12	旭小学校	野沢1-4-3	0334241337	区立小学校	4	2,462	4	2,462		1,492	3.3㎡2人
13	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	0334227474	区立小学校	3	1,918	3	1,918		1,162	3.3㎡2人
14	松原小学校	松原5-43-26	0333220191	区立小学校	6	2,772	6	2,772		1,680	3.3㎡2人
15	北沢小学校	北沢4-32-20	0334681554	区立小学校	3	1,976	3	1,976		1,197	3.3㎡2人
16	上北沢小学校	上北沢4-22-29	0333020485	区立小学校	3	3,144	3	3,144		1,905	3.3㎡2人
17	駒繫小学校	下馬1-42-12	0334240820	区立小学校	4	2,273	4	2,273		1,377	3.3㎡2人
18	池之上小学校	代沢2-42-9	0334118314	区立小学校	2	2,139	2	2,139		1,296	3.3㎡2人
19	経堂小学校	桜上水1-23-3	0334203278	区立小学校	5	3,105	5	3,105		1,881	3.3㎡2人
20	弦巻小学校	弦巻1-9-18	0334280187	区立小学校	4	3,010	4	3,010		1,824	3.3㎡2人
21	山崎小学校	梅丘3-9-1	0334207341	区立小学校	2	2,217	2	2,217		1,343	3.3㎡2人
22	中丸小学校	野沢3-34-16	0334244422	区立小学校	3	2,126	3	2,126		1,288	3.3㎡2人
23	代田小学校	代田4-2-3	0333233761	区立小学校	3	2,048	3	2,048		1,241	3.3㎡2人
24	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	0334212195	区立小学校	3	2,264	3	2,264		1,372	3.3㎡2人
25	赤堤小学校	赤堤1-41-24	0333230291	区立小学校	4	3,602	4	3,602		2,182	3.3㎡2人
26	松丘小学校	弦巻3-23-12	0334294279	区立小学校	6	3,613	6	3,613		2,189	3.3㎡2人

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

平成29年2月現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数	算定基準
							棟数	面積 (㎡)			
27	池尻小学校	池尻2-4-10	0334242410	区立小学校	4	4,258	4	4,258		2,580	3.3㎡2人
28	笹原小学校	桜丘5-19-1	0334288383	区立小学校	3	2,815	3	2,815		1,705	3.3㎡2人
29	花見堂小学校	代田1-13-9	0334228155	区立小学校	3	1,589	3	1,589		962	3.3㎡2人
30	城山小学校(仮設)	若林5-27-18	0334185110	区立小学校	5	1,546	5	1,546		936	3.3㎡2人
31	深沢小学校	新町1-4-24	0334281366	区立小学校	4	2,794	4	2,794		1,693	3.3㎡2人
32	玉川小学校	中町2-29-1	0337031601	区立小学校	4	3,509	4	3,509	○	2,126	3.3㎡2人
33	京西小学校	用賀4-27-4	0337001128	区立小学校	1	3,670	1	3,670	○	2,224	3.3㎡2人
34	二子玉川小学校	玉川4-6-1	0337005531	区立小学校	5	3,525	5	3,525		2,136	3.3㎡2人
35	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	0337218991	区立小学校	2	2,015	2	2,015	○	1,221	3.3㎡2人
36	奥沢小学校	奥沢3-1-1	0337273535	区立小学校	3	2,381	3	2,381	○	1,443	3.3㎡2人
37	尾山台小学校	尾山台3-11-1	0337012183	区立小学校	4	2,596	4	2,596	○	1,573	3.3㎡2人
38	東深沢小学校	深沢3-7-1	0337031606	区立小学校	3	2,909	3	2,909		1,763	3.3㎡2人
39	東玉川小学校	奥沢1-1-1	0337204211	区立小学校	3	2,189	3	2,189	○	1,326	3.3㎡2人
40	桜町小学校	用賀1-5-1	0337030161	区立小学校	4	4,183	4	4,183	○	2,534	3.3㎡2人
41	九品仏小学校	奥沢8-12-1	0337030458	区立小学校	4	2,395	4	2,395	○	1,451	3.3㎡2人
42	瀬田小学校	瀬田2-15-1	0337003345	区立小学校	3	2,631	3	2,631	○	1,594	3.3㎡2人
43	等々力小学校	等々力7-26-1	0337022185	区立小学校	4	2,534	4	2,534	○	1,535	3.3㎡2人
44	用賀小学校	上用賀6-14-1	0334288391	区立小学校	5	2,978	5	2,978	○	1,804	3.3㎡2人
45	中町小学校	中町4-23-1	0337030651	区立小学校	2	4,142	2	4,142	○	2,510	3.3㎡2人
46	玉堤小学校	玉堤2-11-1	0337011536	区立小学校	3	2,681	3	2,681		1,624	3.3㎡2人
47	烏山小学校	給田1-2-1	0333006158	区立小学校	3	2,844	3	2,844		1,723	3.3㎡2人
48	塚戸小学校	千歳台6-7-1	0333005166	区立小学校	6	3,721	6	3,721		2,255	3.3㎡2人
49	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	0334822467	区立小学校	4	3,246	4	3,246		1,967	3.3㎡2人
50	砧小学校	喜多見6-9-1	0334174477	区立小学校	4	2,334	4	2,334	○	1,414	3.3㎡2人
51	明正小学校	成城3-3-1	0334155591	区立小学校	4	3,854	4	3,854	○	2,335	3.3㎡2人
52	烏山北小学校	北烏山6-3-1	0333005764	区立小学校	3	3,847	3	3,847		2,331	3.3㎡2人

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

平成29年2月現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数	算定基準
							棟数	面積 (㎡)			
53	八幡山小学校	八幡山1-14-1	0333022618	区立小学校	4	4,845	4	4,845		2,936	3.3㎡2人
54	芦花小学校	粕谷2-22-1	0333033301	区立小学校	4	4,569	4	4,569		2,768	3.3㎡2人
55	船橋小学校	船橋4-41-1	0334822367	区立小学校	4	4,310	4	4,310		2,612	3.3㎡2人
56	砧南小学校	鎌田4-3-1	0334172378	区立小学校	5	5,573	5	5,573		3,377	3.3㎡2人
57	給田小学校	給田4-24-1	0333085671	区立小学校	3	3,578	3	3,578		2,168	3.3㎡2人
58	山野小学校	砧6-7-1	0334173322	区立小学校	4	3,124	4	3,124		1,893	3.3㎡2人
59	千歳小学校	成城9-6-1	0334823153	区立小学校	3	3,435	3	3,435		2,081	3.3㎡2人
60	喜多見小学校	喜多見3-11-1	0334168232	区立小学校	4	2,150	4	2,150		1,303	3.3㎡2人
61	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	0333086722	区立小学校	2	2,225	2	2,225		1,348	3.3㎡2人
62	希望丘小学校	船橋4-9-1	0334841972	区立小学校	3	2,348	3	2,348		1,423	3.3㎡2人
63	千歳台小学校	千歳台4-24-1	0334820335	区立小学校	5	3,070	5	3,070		1,860	3.3㎡2人
64	太子堂中学校	太子堂3-27-17	0334130810	区立中学校	2	2,352	2	2,352		1,425	3.3㎡2人
65	桜丘中学校	桜丘2-1-39	0334296203	区立中学校	3	2,847	3	2,847		1,725	3.3㎡2人
66	松沢中学校	桜上水4-5-2	0333037381	区立中学校	4	2,801	4	2,801		1,697	3.3㎡2人
67	駒沢中学校	駒沢2-39-25	0334227401	区立中学校	4	3,440	4	3,440		2,084	3.3㎡2人
68	北沢中学校	北沢5-12-3	0334682501	区立中学校	4	2,800	4	2,800		1,697	3.3㎡2人
69	緑丘中学校	桜上水3-19-12	0333037332	区立中学校	5	3,280	5	3,280		1,987	3.3㎡2人
70	駒留中学校	下馬4-18-1	0334243070	区立中学校	4	3,234	4	3,234		1,960	3.3㎡2人
71	梅丘中学校	松原6-5-11	0333227491	区立中学校	4	2,945	4	2,945		1,784	3.3㎡2人
72	桜木中学校	桜1-48-15	0334200149	区立中学校	4	2,880	4	2,880		1,745	3.3㎡2人
73	富士中学校	代沢1-23-17	0334145174	区立中学校	3	2,796	3	2,796		1,694	3.3㎡2人
74	弦巻中学校	弦巻1-42-22	0334288381	区立中学校	5	3,202	5	3,202		1,940	3.3㎡2人
75	奥沢中学校	奥沢1-42-1	0337262561	区立中学校	3	2,494	3	2,494		1,511	3.3㎡2人
76	八幡中学校	等々力6-4-1	0337012161	区立中学校	4	2,811	4	2,811	○	1,703	3.3㎡2人
77	玉川中学校	中町4-21-1	0337017128	区立中学校	2	3,355	2	3,355	○	2,033	3.3㎡2人
78	瀬田中学校	瀬田2-17-1	0337006900	区立中学校	5	2,566	5	2,566	○	1,555	3.3㎡2人

指定避難所一覧(災害対策基本法)(面積・人数算定)

平成29年2月現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	施設種別	棟数	面積 (㎡)	うち耐震性有		指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数	算定基準
							棟数	面積 (㎡)			
79	深沢中学校(仮設)	新町1-26-29	0337030158	区立中学校	5	1,430	5	1430		866	3.3㎡2人
80	尾山台中学校	尾山台3-27-23	0337011171	区立中学校	4	2,840	4	2840	○	1,721	3.3㎡2人
81	用賀中学校	上用賀5-15-1	0337001044	区立中学校	3	3,434	3	3434	○	2,081	3.3㎡2人
82	東深沢中学校	深沢4-18-28	0337030151	区立中学校	2	3,603	2	3603		2,183	3.3㎡2人
83	砧中学校	成城1-10-1	0334172367	区立中学校	4	3,847	4	3847	○	2,331	3.3㎡2人
84	烏山中学校	南烏山4-26-1	0333006361	区立中学校	4	3,257	4	3257		1,974	3.3㎡2人
85	千歳中学校	千歳台6-15-1	0333007361	区立中学校	3	3,185	3	3185		1,930	3.3㎡2人
86	芦花中学校	粕谷2-22-2	0333022571	区立中学校	3	3,913	3	3913		2,371	3.3㎡2人
87	船橋希望中学校	船橋4-20-1	0334820167	区立中学校	4	4,495	4	4495		2,724	3.3㎡2人
88	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	0333089683	区立中学校	2	2,687	2	2687		1,628	3.3㎡2人
89	砧南中学校	鎌田3-13-20	0334176791	区立中学校	3	3,258	3	3258	○	1,974	3.3㎡2人
90	喜多見中学校	喜多見4-20-1	0334174971	区立中学校	3	2,462	3	2462		1,492	3.3㎡2人
91	三宿中学校	太子堂1-3-43	0334134511	区立中学校	3	3,705	3	3705		2,245	3.3㎡2人
92	世田谷中学校	梅丘3-8-1	0334207173	区立中学校	3	2,924	3	2924		1,771	3.3㎡2人

食料の備蓄状況

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

品 目	対 象 (目安)	必 要 量	現 況
調製粉乳	0 歳児	$(157,553 \text{ 人} \times 0.0072 \times 150\text{g (一日必要量)} \times 3 \text{ 日分}) \div 320\text{g} = 1,596 \text{ 缶}$	2,376 缶
保存水 (調製粉乳用)	0 歳児	$(1,596 \text{ 缶} \times 3 \text{ リットル}) \div 2 \text{ リットル} = 2,394 \text{ 本}$	4,924 本
保存水 (アルファ米用)	1 歳～ 74 歳	$139,624 \text{ 食} \times 0.16 \text{ リットル} \div 2 \text{ リットル} = 11,170 \text{ 本}$	16,172 本
おかゆ	75 歳～	$157,553 \text{ 人} \times 0.1066 \times 3 \text{ 食} = 50,386 \text{ 食}$	72,672 食
ビスケット	1 歳～ 74 歳	$157,553 \text{ 人} \times 0.8862 \times 2 \text{ 食} = 279,247 \text{ 食}$	416,896 食
アルファ米	1 歳～ 74 歳	$157,553 \text{ 人} \times 0.8862 \times 1 \text{ 食} = 139,624 \text{ 食}$	202,150 食

※1 世田谷区避難所生活者数

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24 年 4 月)より

※2 0 歳児の人口構成比

※3 75 歳以上の人口構成比

※4 1 歳～74 歳の人口構成比

※2～4 の人口構成比は、住民基本台帳年齢別人口報告(令和 2 年 4 月 1 日)の数値

〔資料第 72〕

食料の主な調達先

(令和 2 年 8 月 1 日現在)

要請先	内 容
東京都米穀小売商業組合世田谷支部	米穀
世田谷区商店街連合会	食品等全般
都福祉保健局	食品(米穀、副食、調味料、調整粉乳、生鮮食品等)
サントリービバレッジソリューション(株)	飲料
(株)ジャパンビバレッジ東京	
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	
大塚食品(株)	食料品、飲料水等
大塚製薬(株)	

〔資料第 73〕

生活必需品の主な調達先

(令和 2 年 8 月 1 日現在)

要 請 先	内 容
東京都石油商業組合世田谷支部	燃料類等
世田谷燃料組合睦会	
玉川燃料組合	
(株)コヤマドライビングスクール二子玉川校	
(社)東京都エルピーガス協会山ノ手支部	プロパンガス等
世田谷区商店街連合会	生活必需品等全般
都福祉保健局	生活必需品等全般

〔資料第 74〕

基本備蓄物品

1 指定避難所用備蓄物品

(1) 食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	416,896 食	調整粉乳	2,160 缶
アルファ米	202,150 食	調整粉乳 (ミルクアレルギー対応)	216 缶
おかゆ	72,672 食	保存水 (2 L)	21,096 本

(2) 生活必需品等

品名	数量	品名	数量
毛布 (真空パック)	69,320 枚	ガソリン携行缶	641 缶
コンパクトタオル	51,750 枚	灯油ポリタンク	475 個
大人用紙おむつ	14,280 枚	ソーラー蓄電器	96 台
子供用紙おむつ	38,880 枚	大容量ポータブル蓄電池	96 台
生理用ナプキン	285,600 個	給水ポリタンク	2,066 個
肌着 (男性用)	21,400セット	ポリバケツ	2,277 個
肌着 (女性用)	21,400セット	応急給水資機材	95セット
使い捨て哺乳瓶	21,600 本	延長コード	1,055 本
缶切セット	95セット	コードリール	395 本
紙食器セット	157,300セット	リヤカー	122 台
ポット	190 個	救助資機材セット	95セット
ひしゃく	194 本	多目的テント	190 基
ボイル器セット	153 組	簡易間仕切り	190ユニット
カセットコンロ	530 個	ブルーシート	40,495 枚
カセットボンベ (カセットコンロ用)	3,252 本	アルミロールマット	1,100 枚
安全キャンドル	4,750 個	マンホールトイレ (一般用)	986 組
LED投光器	95 台	マンホールトイレ (障害者用)	99 組
照明灯	1,455 個	ウェットティッシュ	142,500 枚
LEDランタン	3,031 個	排便収納袋	307,400 枚
強力ライト	1,259 個	トイレトペーパー	5,136ロール
乾電池 (単1)	13,100 個	トイレ用脱臭剤	1,520 本
乾電池 (単2)	5,000 個	防犯ブザー	4,750 個
LEDランタン用乾電池 (単1)	9,630 個	コミュニケーション支援ボード	285 冊
トランジスタカホン	307 個	筆談器	95 個
ラジオ	1,021 台	バンドナ	95 枚
発電機	464 台	多言語シート	95セット
ガス式発電機	196 台	コピー用紙	95,000 枚

品名	数量	品名	数量
エンジンオイル	420 缶	模造紙	1,900 枚
ガソリン缶	3,150 缶	マジック	190セット
灯油缶	1,050 缶	ビニール袋	47,500 枚
カセットボンベ (ガス式発電機用)	4,572 本	ごみ袋	95,000 枚
ヘルメット	1,270 個	トラロープ	124 本
軍手	9,500 双	テント	80 組
避難所運営用ボックス	95セット		

2 帰宅困難者用物品

※帰宅困難者支援施設及び広域用防災倉庫に備蓄

(1) 食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	12,544 食	保存水 (500ml)	10,848 本

(2) 生活必需品等

品名	数量	品名	数量
アルミブランケット	7,100 枚	排便収納袋	7,100 枚

3 福祉避難所用物品

(1) 食料等

品名	数量	品名	数量
ビスケット	1,000 食	保存水	4,320 本

(2) 生活必需品等

品名	数量	品名	数量
紙おむつ	1,800 枚	尿取りパッド	4,500 枚
エアーマット	1,500 枚	ウェットティッシュ	30,000 枚

4 都寄託物資

(1) 食料等

品名	数量	品名	数量
アルファ米 (白米)	9,400 食	ショートブレッド	31,000 食
アルファ米 (五目ご飯)	40,000 枚	クリームサンドビスケット	17,220 食
アルファ米 (わかめご飯)	40,000 枚	白粥	600 食

(2) 生活必需品等

品名	数量
毛布	1,000 枚

避難所運営用防災倉庫備蓄一覧（標準版）

種別	品名	規格	定数	単位
食料等	ビスケット	1箱 128食	3,200	食
	アルファ米	1箱 50食	1,600	食
	おかゆ	1箱 24食	576	缶
	調整粉乳	ミルク	20	缶
	調整粉乳	ミルクアレルギー対応	2	缶
	保存水	2L ペットボトル	174	本
生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル	500	枚
		マイクロファイバー		
	コンパクトタオル		500	枚
	大人用紙オムツ	MLサイズ	120	枚
	子供用紙オムツ	S、M、Lサイズ	各約 120	枚
	生理用ナプキン		2,400	個
	肌着（男性用）		200	セット
	肌着（女性用）		200	セット
	使い捨て哺乳瓶		200	本
	紙食器セット	お椀、割り箸、紙コップ	1,000	セット
	ポット	調整粉乳保温用	2	個
	ボイル器セット	ボイル器、バーナー、鍋、蓋、ペール缶	1	組
	カセットコンロ	風防付	5	個
	カセットボンベ	カセットコンロ用	30	本
	安全キャンドル		50	個
	LED投光器		1	台
	照明灯		10	個
	LEDランタン		30	個
	強力ライト		10	個
	乾電池	単 1	100	個
		単 2	40	
	LED ランタン用乾電池	単 1	90	個
	トランジスタメガホン	サイレン付	2	個
	ラジオ	3バンド	10	台
	発電機	2300W インバータ付	1	台
		1500W	3	台
	ガス式発電機	900W	2	台
	エンジンオイル	1L	4	缶
	ガソリン缶	1L	30	缶
	灯油缶	1L	10	缶
カセットボンベ	ガス式発電機用	46	本	
ソーラー蓄電器	蓄電容量 600Wh	1	台	

生活必需品等	大容量ポータブル蓄電池	蓄電池本体（蓄電容量3000Wh）、充電用ソーラーパネル、USB充電ポート等	1	台
	給水ポリタンク	20L	20	個
	ポリバケツ	フタ付き 20L	20	個
	応急給水資機材		1	セット
	延長コード	10m	6	本
	コードリール	30m	3	本
	リヤカー	担架付き	1	台
	救助資機材セット	ハンマー、バール等	1	セット
	多目的テント	プライベートルーム	2	基
	簡易間仕切り	プラスチック	2	ユニット
	ブルーシート	2間×3間	400	枚
	アルミロールマット	200×100×8ミリ	10	枚
	マンホールトイレ（一般用）	道路・学校マンホール兼用	9	組
	マンホールトイレ（障害者用）	道路・学校マンホール兼用	1	組
	ウェットティッシュ	1パック30枚	1500	枚
	排便収納袋		3,000	枚
	トイレットペーパー		48	ロール
	トイレ用脱臭剤		16	本
	応急救急セット	資料第55参照	1	セット
	感染症対策セット	資料第68参照	1	セット
	防犯ブザー	LEDライト付	50	個
	コミュニケーション支援ボード	聴覚障害者・支援者用	3	冊
	筆談器	聴覚障害者・支援者用	1	個
	バンダナ	聴覚障害者・支援者用	1	枚
	多言語シート		1	セット
	コピー用紙	A3	500	枚
		A4	500	枚
	模造紙		20	枚
	マジック	8色セット	2	セット
	ビニール袋	26cm×36cm	500	枚
	ごみ袋	黒70L	500	枚
		白70L	500	枚
	トラロープ	9mm200m巻	1	本
軍手		100	双	
ヘルメット	MP型	10	個	
避難所運営用ボックス	腕章、立入禁止テープ、老眼鏡等	1	セット	

用途	種別	品名	規格・備考	単位					
					上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
指定避難所及び予備避難所用備蓄物品	食料等	ビスケット	1箱128食	食	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
		アルファ米	1箱50食	食	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		おかゆ	1箱24食	食	576	576	576	576	576
		調製粉乳	ミルク	缶	20	20	20	20	20
			ミルクアレルギー対応	缶	2	2	2	2	2
		保存水	2リットル ペットボトル	本	174	174	174	174	174
	生活必需品等	毛布（真空パック）	アクリル/ マイクロファイバー	枚	760	600	1,100	1,880	1,880
		コンパクトタオル		枚					250
		大人用紙おむつ	MLサイズ	枚	120	120	120	120	120
			Sサイズ	枚	120	120	120	120	120
		子ども用紙おむつ	Sサイズ	枚	120	120	120	120	120
			Mサイズ	枚	120	120	120	120	120
			Lサイズ	枚	120	120	120	120	120
		生理用ナプキン		個	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
		肌着（男性用）		セット	200	200	200	200	200
		肌着（女性用）		セット	200	200	200	200	200
		使い捨て哺乳瓶		本	200	200	200	200	200
		紙食器セット	お椀、割箸、紙コップ	セット	5,100	5,500	4,500	6,500	5,100
		ボイル器セット	ボイル器、バーナー、 鍋、蓋、ペール缶	セット	5	7	7	7	5
		カセットコンロ	風防付	個					25
	カセットボンベ	カセットコンロ用	本		12			156	
	照明灯		個	54	56	48	40	40	
	LEDランタン		個	15	15	10	10	20	

備蓄物品一覧

(令和3年1月1日現在)

※1 一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2 一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫											合計	
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部代田富士356広場)	おなが		成城
3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200					74,496	112,896
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600					30,950	50,150
576	576	576	576	576	576	576					11,040	17,952
20	20	20	20	20	20	20			20			260
2	2	2	2	2	2	2			2			26
174	174	174	174	174	174	174					2,478	4,566
2,410	1,020	3,320	1,620	2,540	1,990	2,600	100					21,820
			500	1,000	2,000	1,000						4,750
120	120	120	120	120	120	120						1,440
120	120	120	120	120	120	120						1,440
120	120	120	120	120	120	120			120			1,560
120	120	120	120	120	120	120			120			1,560
120	120	120	120	120	120	120			120			1,560
4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800						57,600
200	200	200	200	200	200	200						2,400
200	200	200	200	200	200	200						2,400
200	200	200	200	200	200	200			200			2,600
5,100	5,100	5,100	4,800	5,100	5,100	5,700						62,700
5	5	5	5		5	1	1					58
	20	10										55
	120	72			42							402
62	50	44	40	21	50							505
21	10	10	20	15	15	10			10			181

広域用防災倉庫

用途	種別	品名	規格・備考	単位					
					上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
指定避難所及び予備避難所用備蓄物品	生活必需品等	強カライト		個	43	55	36	30	10
		乾電池	単1	個	300	300	300	300	300
		乾電池	単2	個	100	100	100	100	100
		LEDランタン用乾電池	単1	個	90	90	90	90	90
		トランジスタメガホン	サイレン付	個	14	11	13	13	6
		ラジオ	3バンド	台	5	7	5	5	6
		発電機	ガソリン式	台	3	6	10	1	14
		発電機	ガス式	台					0
		エンジンオイル	1 L	缶	4	4	4	4	4
		ガソリン缶	1 L	缶	30	30	30	30	30
		灯油缶	1 L	缶	10	10	10	10	10
		カセットボンベ	ガス発電機用	本	10	10	10		10
		給水ポリタンク		個	20	10		5	9
		ポリバケツ		個	2	18	15	14	3
		延長コード		本	75	102	80	27	
		コードリール		個	1	2	5	2	1
		リヤカー		台	1	1	1	2	1
		ブルーシート	2間×3間	枚	130	1,030	130	140	
		アルミロールマット	200×100×8ミリ		30	40	10		10
		マンホールトイレ用テント(一般用)		基	4			10	
		マンホールトイレ用テント(障害者用)		基					
		排便収納袋		個					6,000
		トイレトペーパー		ロール	48	48	48	48	48

備蓄物品一覧

(令和3年1月1日現在)

※1 一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2 一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫												合計
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	356広場(小田急上部田富士代)	おなが	成城	
20	15	30	20	10	30	10						309
300	300	300	300	300	300	300						3,600
100	100	100	100	100	100	100						1,200
90	90	90	90	90	90	90						1,080
12	13	10	3	10	2	10						117
4	8	6		5	10	10						71
8	14	4	2	5	16	1						84
		1			1	2	2					6
4	4	4	4	4	4	4						48
30	30	30	30	30	30	30		0				360
10	10	10	10	10	10	10						120
10	10	20		10	64	24	24					202
5	26	20	15	31	15	10						166
48	41	47		10	27	152						377
36	18	83	24		30	10						485
23	47	16	5		5	3						110
2	2	3	2		5	7						27
40	140	35	40	200	100	410			100			2,495
10		10	10	10	10	10						150
		12				49						75
		2				1						3
	4,000	4,400		3,000	4,000		1,000					22,400
48	48	48	48	48	48	48						576

広域用防災倉庫

用途	種別	品名	規格・備考	単位					
					上用賀※1	下馬	桜上水	羽根木	中玉
		トラロープ		本			9	4	
		ヘルメット	MP型	個			240		20
		テント	2間×3間	張	5	4	7	7	7
帰宅困難者用備蓄物品	食料等	ビスケット	1箱128食	食					
		保存水	500ミリリットル ペットボトル	本					
	必需品等 生活	アルミブランケット		枚					
		排便収納袋		枚					
福祉避難所用備蓄物品	食料等	ビスケット	1箱20食	食	100	100	100	100	100
		保存水	500ミリリットル ペットボトル	本	432	432	432	432	432
	必需品等 生活	紙おむつ	MLサイズ	枚	180	180	180	180	180
		尿取りパッド（男性用）	1箱45枚	枚	225	225	225	225	225
		尿取りパッド（女性用）	1箱45枚	枚	225	225	225	225	225
		エアーマット		枚	150	150	150	150	150
		ウェットティッシュ	1袋30枚	枚	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
都寄託物資	食料等	アルファ米	白米	食					
		アルファ米	五目ご飯	食					
		アルファ米	わかめご飯	食					
		クリームサンドビスケット		食					
		ショートブレッド		食					
		白粥		食					
	必需品等 生活	毛布		枚					

備蓄物品一覧

(令和3年1月1日現在)

※1 一時撤去中のため、下馬広域用防災倉庫等へ仮置き。

※2 一時撤去中のため、希望丘広域用防災倉庫へ仮置き。

広域用防災倉庫											合計	
野毛	喜多見※2	大蔵	希望丘	烏山	中央自動車道高架下	二子玉川公園	粕谷	玉川	小田急上部田富士356広場)	おなが		成城
3	1	4	3		5							29
		60										320
11	7	9	8		10	5						80
							1,024	5,120				6,144
							1,008	5,040				6,048
							1,000	5,000				6,000
							1,000	5,000				6,000
100	100	100		100	100							1,000
432	432	432		432	432							4,320
180	180	180		180	180							1,800
225	225	225		225	225							2,250
225	225	225		225	225							2,250
150	150	150		150	150							1,500
3,000	3,000	3,000		3,000	3,000							30,000
							7,800	1,600				9,400
										40,000		40,000
										40,000		40,000
										17,220		17,220
						1,000	10,000	20,000				31,000
								600				600
							1,000					1,000